

新日本民権史

312.1
Mo12

望月茂



* 0004741000 *

0004741-000

312.1-Mo12ウ

新日本民権史

望月茂・著

大日本雄弁会講談社

昭和22

ABC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

2





312.1
M012

针
月
天
着

花
谱
北
版

(+)

1014
173

この書は、再建日本の中堅層となる若い人々のためにかき下した。煩はしいことであるが、書中に出現する人物や、事件や、その他氣づいた個所をぬき出し、註を加へたのも、この書の讀者の便宜を考へたからである。

書中の人物に對しては、敬語を用ゐず、いづれも呼捨にしてあるが、これも見やうによると、筆者が、さう云ふ人々と對等の地位にあるやうだが、事實は、まるで反對である。筆者は、陋巷の一讀書生に過ぎないが、已に歴史の丁頁に入つた人物を取扱ふに當つて、一々敬語を用ゐては、煩雜にたへないからである。

まへがき

まへがき

一

この書は、史論か、史講か、隨筆かと聞かれると、はつきり答へにくい。實は、そのいづれもであるからである。只、叙述は、史的過程を追うて、後先の序をみださぬやうにつとめた。或ところは精、或ところは疎、鹽梅を加へ、配置を考へてあるが、全篇をつらぬいて、視ひだけは外さぬつもりである。

筆者は、曾て田澤義鋪氏が新政社を經營してゐた當時、『憲政史物語』をかいた。これは憲政史の平面的描寫であつて、今讀んでも別に忌諱にふるゝところはない。だが、未完成のものであつた。某日某所の會食に於て、喜多壯一郎氏が、筆者の傍に席をしめた。卓上のネームカードを見て、『いや、どうも、あなたのかいた御本を古本屋で買ひました、大變教へられました』と、云つた。筆者も、大いに赤面した。『憲政史物語』は喜多氏の如き、知性人に讀んで貰はうとして書いたわけではなかつたからである。同じやうに、この書も、既成の知性人に一讀を煩はさうとす

るつもりは毛頭ない、たゞ幸にして、さういふ人々の眼にふれるやうな事があつて、多少なりとも、筆者の見方や考へ方や、或は又、眞實を傳へずして過誤を傳へてゐるやうな個所を指示して頂けば、望外の仕合せである。

この書は、筆者が戦災を蒙つて、筑波山下田水山村に立ちのいてゐた際の所産である。この村では、農業會長さんや、村長さんや、村の多くの青年各位から一方ならぬ庇護をうけて、多少とも心のゆとりを持つことが出来た。この書をまとめ得たことも、その厚意のたまものに外ならない。記して村の人々に謝をいたす所以である。

昭和二十一年七月

小野村氏の 一室にて

著 者

裝幀・題簽 木村 莊八

目次

一、再建日本の太陽	一
二、公論政治の發生	七
有司専制の排撃	七
幕府の自由主義	一六
藩閥勢力の分野	二八
西郷木戸兩頭政治	三三
肥前藩の場合	四二
三、武權か民權か	四七

目次

一

議院設立の先輩……………四七

自由思想ABC……………五二

藩閥の申し子……………五九

四、封建政治の終焉……………六七

 スペンサーの感化……………六七

 議會政治の前進……………七二

 禁獄屁耶の歌唱……………八〇

 政府顛覆會議……………八九

 近代日本の尖兵……………九四

五、民人反省の底力……………一〇一

 矢野龍溪と語る……………一〇一

 高潮の國會開設論……………一〇七

大隈旋風……………一一八

兵も亦國民なり……………一二三

六、『明治關白』……………一二九

 政黨に對する展望……………一二九

 藩閥の一敵國……………一三九

 政黨の各個擊破……………一四三

 政黨内閣の否定……………一五二

七、暗黒政治……………一五九

 流血の九年間……………一五九

 流行性歐化熱……………一六五

 風雲兒の出現……………一七八

八、五誓より普選へ……………一八五

最初の政黨内閣……………一八五

官僚閣の總本山……………一九八

護憲運動の様子……………二〇八

眼に見えぬ鐵鎖……………二一七

九、ワルソ一の曉……………二二〇

新日本民権史

一、再建日本の太陽



の一節を次のやうに結んでゐる――

「日本人が、今日の全盛を永久に維持し得て、戦勝國としての榮華な幸福を享樂し、とこしへ

に今日の精神を保持し得るか否かは、けだし疑問だと思ふ、『成功は人を倦怠に誘ふ』『知識は

人に幻惑をもたらす』時の流につれて、富のかさむにつれて、工業上の服役にも、商業上の道

徳にも、あらゆる物質的享樂の發展にしたがつて、日本人固有の熱心と勇氣と、立派な和魂

は、次第に、その鋭端を缺かれ、くじかれようとするのではなからうか。あゝ、彼等日本人が

再建日本の太陽

『明治天皇』とあふぐ『陸仁陛下』は、日本の歴史上、神聖視される最後の天皇であることを覺らせらるゝ時機がなければ幸である。あゝ」

得意の絶頂にあるものは、往々にして、失意の谷が、脚もとに口を開いてゐるのに気がつかない。當時の日本國民も亦、この含蓄ある苦言に對し、憎惡と憤懣とをもつて迎へこそすれ、退いてこれを反省の資とするだけのゆとりを有たなかつたのは、事實である。たゞ、明治天皇おひとりのみは、この事について、或は御識認遊ばされてゐたのではなからうか。わたくしは、長い間、側近に奉仕してゐた侍從Sの言葉を今になつて思ひ出す。

『おかみは、わし一代の中に何も彼も土臺をかためておかねば、次の代にいかなる異變がおこらぬともかぎらぬと仰せられた』

この御一言は、天皇が、末々の後まで見透しをつけていらしつて、何等かの御目論見を遊ばされてゐたものと拜察することが出来る。しかしながら、死は、突然老帝を歴史中の人物たらしめた爲、萬事こゝに休したのである。

マックカラアは、主として物質力の豊富となるにつれ、日本民族の精神力が頽廢してゆくであらうことを指摘してゐるが、もし最高指導層の政治力が強大であつたならば、これを是正するこ

とも決して不可能ではなかつた。だが、實際は、藩閥の力、吏閥の力、財閥の力、黨閥の力、もろくの我見と我慾にもとづく力が、ひしめき合ひ、からみ合つて、國民を指導するといふよりも、彼等自身が指導されねばならぬ立場にあつたのである。

戦争終結後、ロシアは、敗戦の原因をつきとめようとした。さうして、結局は、自國の政治機構が、日本よりも劣るといふところへ落ちついた。云ひかへると、ロシアは、君主獨裁であるが、日本は、歐米にならつて、夙に立憲政治を運営してゐる、ロシアには、憲法なく、従つて議會なく、國民の總意を無視する政治であるが、日本には、憲法もあり、議會もひらかれてゐて、國民が政治に關與する權利を有つてゐる。ロシアには、自由自主の思想はないが、日本には、それがあつた。世界第一の陸軍國が弱少なる日本に敗れたのは、もとづくところ、一に政治の如何にあるといふのである。

この事は、直ちに移して以つて、今次の世界大戰にやぶれた日本の説明にかへることが出来る。日本には、當時の敗戦ロシアとちがつて、『議會』があつた、『憲法』があつた、とはいへ、これは單に形の上の整備であつて、質の上の充實は見出すことが出来なかつた。民意を代表する幾百の頭顱中、眞に、自由自主の意見を發表し、當路者に抗議を申し入れたものは、たゞ一二の代議士

があつたのみである。吾々の先人は、明治この方、産を失ひ、身を殺して、議會政治の建設に努力したが、その目的は、断じて専制政治の助長ではなかつた。それにもかゝらず、終戦前議會は、全くその機能をうしなひ、議員は拍手の機關と化してしまつた。一言にしてつくせば、民政の形體はあつても、民政の精神なしといふことになる。かくの如き稀薄な政治力をもつてして、國難をのり切らうとしたことが、國家の命運を悲劇の終幕へみちびいたのである。巖穴の眞君子は、ひそかにこれをうれへ、反省の鞭を財閥に加へ、黨閥に加へ、軍閥に加へ、官僚に加へたが、おもひあがつた増上慢な態度は、處士の意見などは、てんで念頭におかなかつた。

會て、一戸兵衛(三)といふ老將軍があつた。わたくしが、はじめて、この老將軍に遭つた際、意外にも、酒肴をそろへて、

『先づ、先生に一ぱい』

と、酒をつがれて、わたくしに、さかづきをさゝられた。初対面のわたくしに向つて、思ひ設けぬ歡待振おどろだつたので、その理由をたづねてみた。老將軍は、襟を正して、

『處士は、何事に憚らず横議するから、わしは大好きだ、まづわしの悪いところを指摘して欲し

51

と、ひらき直つた。

わたくしは、老將軍のこの寛容な態度を偉とするのである。敗戦前の指導層の中に、一人でも、二人でも、老將軍のやうな謙虚な態度、少くとも人をもつて其の言を捨てざる底の度量をもつたものが居つたなら、或は、マクカラアをして、先見の明を誇揚せしむることは無かつたかもしれない。

思ふに、再生日本の苦難の路は、今後一層加重されるであらうが、これを耐へしので、一縷の希望を見出さうとするには、吾々民人が、政治に對して眼をひらかねばならない。政治に對して、無關心であることが何よりもいけない事である。殊に、『再建日本の太陽』として、新しき憲法が制定された現在、吾々は、この國を形づくる一個の分子として、一國の運命と切りはなすことの出来ぬ自覺をもたねばならない。それには、過去一世紀にわたつて、先人がたどつて來た足あとを見きはめ、その功罪を明かにし、後からつゞく次代の民人に對し、再び過失をくりかへさざるやうに、赤信號をかゝげること、即今の吾々の使命であらねばならぬ。

古き日本の欽定憲法が發布された時は、日本國中、津々浦々、これほどめでたい事はないとあつて、出来るだけの歡樂をつくした。山車は出る、屋臺は出る、踊子は出る、囃子は出る、雪の

ふる中をさゝ機嫌でねり歩いた。とはいへ、何の爲の民権か、何の爲の參政權か、政治に理解のない多くの國民は、たゞわけもなく歡樂の渦巻の中へすひこまれて行つたに過ぎない。それが古き日本の過誤であつた。今や、新しき日本の民約憲法^(三)が生れ出て、同じやうに國家的祝典が催された。われらは、この日の盃の中にもられた祝酒をかたむくるに當つて、その幾盃かは、過去の先人にして、民約憲法成立のために犠牲となつた人々の枯骨に酌ぐべきであらうと思ふ。

明治憲法は、その發布に際し、當日の官報筆頭に、逆臣西郷隆盛の名をかゝげ、正三位を贈つて、生前の罪をゆるし、維新の功に酬いた。逆臣に對してさへ、かくの如しとすれば、まして民主主義政治に功勳のあつた人々の遺靈に對し、敬意を表することは當然であらう。民人に、この報本反始の思想あつてこそ、はじめて民主主義政治は高揚するのである。蓋、デモクラシーの本質は、寛容である。寛容にして、はじめて公平たり得る、公平にして、はじめて眞實に徹し得るからである。

〔註〕

(一) フランシス・マックカラア。英國人、日本に在住し、『ジャパン・タイムス』記者として活躍した。その間、露語を研究し、日露戦役の起る直前、旅順にわたり、戦争中は從軍記者として、ミスチエ

ンコ騎兵團に屬した。戦後、從軍記を『紐育ヘラルド』に寄せ、後單行本として發行した。引用した本文は、土岐松也氏の譯文にかゝる。

(二) 一戸兵衛。青森の人、日露戦役の際、乃木軍に屬し、旅順攻圍戦に参加した。現役を退いて後、明治神宮宮司となり、死にいたるまで其の職にあつた。昭和六年、七十七歳をもつて歿した。

(三) 君主のつくつた憲法を「欽定憲法」といひ、國民のつくつた憲法を『民約憲法』といふ。民約憲法は、主權が國民に存することをはつきり規定してゐる。

二、公論政治の發生

有司專制の排撃

安政六年、長州の吉田松陰が政治犯として首を刎ねられた。その宣告文の中には、
「當時の形勢にては、人心一致、天子を守護いたし、卑賤の者にても人を超え、御選舉無之ては、とても御國威は振ひ申まじくなど、御政治向にかゝり候國家の重事を著述いたし、右作『狂夫之言』^(一)或は『時勢論』^(二)と題號し、主家又は右京家へ差出し云々、不届につき、死罪申付る」とある。

『狂夫之言』は、毛利家藩中の政治改革意見であり、『時勢論』は、天朝の英断を促した義舉一發の提案である。宣告文にかゝげられたところは、『狂夫之言』の所説である。すなはち、松陰の主張は、家老の子は愚物でも家老となり、足輕の子は聰明でも足輕として甘んずる外なく、一切のことが、家格と家祿とを重んずる封建制度に對し、改革の一着手を下し、個々人々の智力と材力とを伸暢せしめようとした。『ポツダム宣言』によつて、日本は、民主主義的國家を建設する動向が指示されたが、實をいへば、他のはたらしかけを待つまでもなく、獨裁者の出現を封じようとする政治思想の種子は、かくの如く、維新前において發芽してゐたのである。當時の人々は、これを『有司專制』といつた。その意は、國家の命運を左右する鍵が、二三最高指導者の手に握られてゐて、多數者の總意をふみにじる場合をさす。この語は、近代的なひびきを有してゐないので、今は死語として取扱はれてゐる。だが實際は、明治維新前後から今日に至るまで、幾度か政機線上の黒點となつてゐる。井伊大老が、勅意を奉ぜずして、外交上專擅の行爲に出た際、孝明天皇は、水戸藩に對して密勅を降下されたが、特に大老の名をあげずして、『有司』といふ言葉をもつて表現し、外交上のごときは少數者に一任せず、ひろく諸侯伯の意見を徴した上、決着するやうに御垂示遊ばされた。

ところが、『論語』に『籩豆之事則有司存』と出てゐる。籩は竹であんだ『たかつき』のやうなもので、これに果物や乾肉をもる。豆は木製の器で、鹽辛などをもる、ふたつとも祭器である。そこで、『祭を營むに當つては、それぞれの役人があつて、これをうけもつ』といふ程の意となる、もし有司を目して、單に役人と解釋されてしまつては、聖意も無になる。この勅書の語句は、果してこのまゝで差支なからうか何うかといふことが、廷臣の間で問題となつた。三條家に入入してゐた伊勢松坂の人世故格太郎は、この意義について、内々質問をうけた。世故は、
『成る程、論語の泰伯篇に出てくる有司存の有司では、單に、役人のこととならうが、勅書の前後を參酌して、その意をくみとれば、當然大老並に老中職をさすことになる。これは一目はつきりしてゐるので、このまゝで差支はござりませう』
と答へた。さうして、結局原文のまゝ、關東へさし下しとなつた。これに對して、大老は、内勅降下の手續に非違ありとし、激烈な彈壓を加へ、事件關係者を捕へて墓場におくつたのである。とはいへ、『有司專制』を打破し、衆議公論による政治態形をとるのへようとする要求は、政治の目標となつて、大老の死後に至るまで存続したのである。さうして、明治維新は、その線に沿うて行動されたが、いかにせん、ほとんど政治的不感症に陥つてゐるとも見るべき民人は、これに

對して、何等の自覺をもよび起さうとしなかつた。といふのは、日本民族は、理性よりも感情に傾きつゝ生きぬいて來たからであらう。吾々先人は、社會生活をいとむ上に於て、個々の自主自由にもこづく獨立性を高揚せずして、却つてこれを没却して、集團の中に融合せしめ、渾然一和の結合體となるはたらしが強烈であつた爲であらう。日本人は個人的意識が稀薄であるといはるゝのは、これにもとづく。民主主義國家を建造する上に於て、この性情の特質が、一つの累となつてゐるといふのは、有り得ることである。

舊憲法制定に助言したスタイン教授^(五)は、曾て『アジアの政治哲學には權利の理念がかけてゐる』といつた。すなはち、各人が他人に對し、又國家に對して有する權利の想念は、歐洲の政治哲學には色こく出てゐるが、東洋哲學には稀薄である。權利の性質を極めようとする、いきほひ『我』と『我にあらざるもの』との關係を明かにせねばならぬ。即人格の自主自由を主張せねばならぬ。この點が、ばやけてゐるのは、教授の見解によれば、儒學の普及に根ざしてゐると云ふのである。日本の精神文化も亦儒學の影響をうけてゐるので、各個各人の義務をのく見て權利を軽く見てゐる爲、民人の政治的自覺が起らぬのであらうと云ふのである。

スタインは、日本を理解し、日本に同情し、日本を指導した碩學であつたが、それだけに、そ

のいふところは、善意ある助言としてうけ入れねばならない。勿論、儒學の精神は、日本の道義の根幹であつた。個々人は、この徳目を守らうとつとめたが、自ら判斷し、自ら思考する力は教へられなかつた。これが、政治的乾板に影を投ずる場合、治者としての教養には、多分によき徳性を與へたとしても、被治者に對しては、教授のいふやうな結果を與へてゐる。蓋、孔子は、貴族政治の時代に生をうけ、知性人の精神的開發に力をそゝいだ教育家であつた。當時一般大衆は大方無知であつたので、指導者たちは、これら民人の儀表とならねばならなかつた。孔子が、彼等に對し、力強く道徳的完成を主張したのは、當然なことであつて、自然儒學が、治者本位となり、被治者は従となつてしまつたのである。もし、儒學のかはりに、日本に墨學がつたはつたならば、まるでかはつた精神文化が形づくられたであらう。墨子^(六)は、貴族政治に反對し、平民政治を提唱し、功利的立場にあつて、侵略戦争に反對し、列國相愛を主張し、どつちかといへば、今日の時代に適應した平和主義者だからである。儒學は、袴をきたやうであるが、墨學は、浴衣がけの氣があるさがある。しかるに、中國に於ても、儒學はさかんであつたが、墨學は、これに反し、その影がうすかつた爲、ひろく行はるゝに至らなかつたのであらう。

孔子の思想は、日本に到來して、神の啓示のやうに崇められたが、墨子は、その名さへ知るも

のがなく、もつて今日に及んだのは、徳川氏が儒學をもつて政教として取りあげた爲であることは云ふまでもない。しからば、『有司專制』の如きは、儒學の精神に依據してゐるのかと云ふ問が起るかもしれぬが、これは又、全く反對である。儒學の根本精神は『正名』にある。天子は天子として完全なる本分をつくし、諸侯は諸侯として、太夫は太夫として、陪臣は陪臣として、庶民は庶民として、夫々同じやうに完全なる職責を果さしめたなら、その名義とその實際とが、ぴつたりと一致して、理想的な時代が生れ出づるであらう、混亂した時代をすくふには、これが最も好ましきことであると、孔子は、かやうに考へたのである。もし、この眞精神が、そのまゝ、徳川末期の混亂時代に適應されたとすれば、井伊大老は、井伊大老としての職責を果せば、それによかつたのだらうが、彼はすゝんで、將軍の事を行ひ、天皇の勅意さへふみにじらうとした。さうして又、彼の後をうけた明治時代の新しき指導者たちも、全力をあげて、民人の政治性涵養につとむる一方、いつの間にか、する／＼と專制のおとし穴に引きずりこまれて行つたのである。

明治十一年五月、内務卿大久保利通(モ)が要撃されて、その骸を路上にさらした。彼は、明治政府の中心人物であつた。彼が、一たび登場すれば、役所でも、議場でも、びたとしづまつて、しはぶき一つするものもなかつたほど、威望隆々たる政治家であつた。策もあり、略もあり、企畫

の力もあり、創造の力もあり、人物としても、時流をぬいてゐたが、それだけに、專制的態度が他の眼についた。遭難の當日、侍補(ハ)は、天前に伺候し、刺客の斬姦狀を御覽にそなへて、

『彼等の所業は、眞に憎むべしといへども、この斬姦狀を見ますと、彼等の言分にも亦一應の道理がござります、殊に有司の專制をその罪科の一つにあげて居りますが、抑も有司をして、かくの如く專制ならしむるは、恐れながら、おかみにも御怠慢の御責任がござりませう

と、申しあげた。

すると、明治天皇は、御落涙遊ばされて、

『われ、誤てり

と、おつしやつた。

この事は、當時の侍補佐々木高行(カ)の日記にしたゞめてある。有體にいへば、昭和に入ると共に、國民が、この侍補をえらんで、これを今上天皇におすゝめする位の運動をおこしてもよかつた筈である。もつとも、侍補を設けることは、政治面を擔當する人々には、こそばゆい存在である。なるべく、さういふ口八釜しい官職のない方が、彼等の活動に便宜である、故をもつて、これを實現するまでには、相當な困難が伴つたであらうが……。もし、この事が可能となつたなら

ば、少くとも、黒き手のはたらきかけは、この侍補の存在によつて、排除されたに相違ない。しかるに、害あつて利なき『重臣』といふやうなブロックのために、國家を破局にみちびいたのは、日本の一大不幸であつた。

何をかさして、『害あつて利無し』といふか。所謂御前會議といふものあとを見るに、こゝぞ國家のために不利なりと信じて發言した以上、これを押通さうとする迫力をもたない。まづ自己の立場を守るに急にして、國家の命運を死守するの熱意をもたない、時には天皇を諫め奉るが、重臣の責である。區々たる當路者の思惑など、何等かへりみる必要はなかつたのである、これをこれ爲さずして、只單に一應の發言をしたまで、巧みに責任を回避しようとする態度が、不可なりといふのである。戦犯者として、東京裁判の法廷に引き出さるゝとか、引出されぬとか云ふことは問題でない、彼等は、上天皇に對し奉り、下民人に對し、つくすべきつとめを十分につくさなかつた一點に於て、責を負はねばならない。

かやうに、有司専制政治の排撃は、先人が幾度かこゝろみ、さうして幾たびか失敗し、昭和にいたつて、その弊のきはまることを露呈したのである。しかし、吾々は、希望をすててはならない。先人の志は、ふみにじられても、決して消滅したのではなく、その思想の芽まで摘みとら

れて了つたわけではない。火につゝまれて、焼けたゞれた大木も、春がくると、芽をふき出す。今後の新しき日本の指導者たちは、先人の國を愛する熱情をうけついで、恐るゝところなく、おびゆるところなく、自卑自屈の亡國的態度をかなぐりすて、再びふき出した民主思想の芽生えを、もり育てて行くところに、大きな使命が課せられてゐる。

〔註〕

- (一) 『狂夫之言』は、『幽室文藁』第一に收めてある。安政五年正月六日夜の作。
- (二) 『時勢論』は、同書第二に收めてある、安政五年九月二十七日の作。
- (三) 安政五年八月八日、水戸藩主徳川慶篤に降下された勅書中には、『誠に皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公(將軍をさす) 叡慮御何之御趣意も不相立、尤勅答之御次第に相背、輕卒之取斗、大樹公賢明之處、有司心得如何と御不審被思召候』云々とある。
- (四) 世故格太郎。伊勢松坂の人、延世と稱す、字は子直、通稱喜兵衛。世々酒造をもつて業とした、紀州家御用達をつとめ、三條實萬の値遇を蒙る。和漢の學に明るく、明治後は、徴士となり、宮内大坂となる。明治九年九月二十二日死、年五十三。王事に奔走した當時の記録が數種残つてゐる。本文は、その一つ『銘肝録』より引用した。
- (五) ロレンツ・フォン・スタイン。奥太利人、行政學並に國法學の大家、キール大學では行政學、ウィーナ大學では國法學の講座を擔任した。伊藤博文は、グナイスト及びスタインから指導をうけたが、スタインの學說の方が、グナイストよりも進歩的であつた。元老院議員海江田信義も、スタインか

ら講義をきき、歸朝後『須多因講義』を刊行した。本文は、同講義中から引用した。(1815—1890)
(六) 墨子 姓は墨、名は翟、宋の大夫、孔子と同時代ともいふし、或は又、孔子の後に生れたとも傳へられてゐる。墨は古代刑法の一つ、その刑徒は奴隸になつたので、墨學の徒は賤しい生活をして居つた。彼等は、貴族の依存する周の制度に反対し、平民政治を主張した。従つて、墨學は、周制に則る儒學とは全然反対の立場にあつた。

(七) 大久保利通。鹿兒島藩の出、西郷隆盛と共に、明治維新完成に努力し、政府の中心人物となる。従一位右大臣たり、明治十一年五月十四日、島田一郎等に刺されて死す、時に年四十八。

(八) 元田永孚が、侍補の職制を論じた一節によると、『大臣參議は天子の腹心、侍補は天子の耳目たり、その官司は異なりと雖も、同じく元首と一體ならざるなし』とある、天皇の耳目となつて、君徳を補佐するのが、その職務であつた。

(九) 佐々木高行。土佐藩出身、明治政府の要人となり、特に晩年は、明宮、常宮、周宮、各皇子殿下御養育主任となり、側近にありて、御話相手となつた事蹟は、『明治天皇と臣高行』の著書に明かである。本文は、この中から引用した、原日記の所在は不明である。

幕府の自由主義

有司専制打破の思想的基底は、自由主義である。自由は平等を要求し、人權を主張し、公明正

大をその本體としてゐる。封建制のくらやみ坂から、公論制の十字路へをどり出した日本が、はじめ青天白日のもとに立つたのである。勿論、その當時にあつては、自由主義として、明確な觀念を把持してゐたわけではなからうが、ねらひどころは同じであつた。たゞ、餓死に瀕した胃腸の中へ、突然、美食をおくりこむと、十分消化することが出来ないどころか、却つて死に導く因由となるのと同じやうに、封建制の圏内において冬眠をつゞけてゐた日本の胃腸は、突如として自由主義を吸収しても、十分にこなしきれなかつたといふことはあるが……。

しかし、今、かういつても、多くの人々には、合點がゆかぬであらう。維新の目標と、自由主義とは、木に竹をついだといふよりも、全然矛盾してゐるではないか、恐らく右と左の違ひがあるのではないかと見るであらう。これは、維新が劍によつて打開された事業であるが故に、行動の絢爛さに眩惑されて、そのこゝに至れる思想の核心を直視しないからである。動の面が先入となり、靜の面が後入となつてゐるからである。破壊を主とし、建設を従として考へるからである。行動の上では、流血の鬭争を展開したが、思想の上では、幕府も、薩長も、些かの差別はない。全く同一であつて、むしろ幕府の方が、より多く開明的であり、より多く文化的であつたと云ひ得るかもしれない。薩長をはじめ、土佐肥前のやうな雄藩が、外國文化を取入れて、立遅れの舊

日本を世界列強の水準線まで向上せしめようとする盛んなる熱意をもつてゐたことも確かだが、これに先んじて、幕府側も、はやくからこゝに着目してゐたのである。従つて、時代の潮頭に立つて、指導者となり得る文化人の輩出は、勝者の薩長その他の雄藩よりも、敗者の幕臣側に多かつたのである。殊に、親藩の水戸家に於ては、徳川齊昭(三)が、開明思想をもつてゐた。弘化三年、英米露の軍艦が、かはるくわが國の海岸に出没した際、老中阿部正弘(三)によせた彼の建言は、近世における公論政治の第一聲である。彼の意は、かやうに世の中が騒々しくなつては、天下の諸大名、譜代と外様との區別なく、それらのものの意見を一應聞きたゞした後、政府は善處すべきが當然であると云ふのである。權威莫大の幕府の當路者が、下々の諸大名に向つて、時局收拾に對する意見を徴するといふが如きは、明かに幕威の失墜となる、それさへもしのんで、衆議公論に従へといふのである。この思想は、『弘道館記』(三)の中に、『衆智を集め群力を宣ぶ』といふ言葉で表現されてゐる。安政五年の内勅の中に御採擇遊ばされた御旨意も、こゝに源を發してゐる。慶應に入るに及んでは、更に西洋思想を取入れ、一層これを具體化し、後藤象次郎(四)、福岡孝弟(五)等、土佐藩有志の議會政治建設の建白となり、その延長が、徳川慶喜(六)の大政奉還上表となつたのである。すなはち、上表においては、

「政權を朝廷に奉_レ歸、廣く天下の公論を盡し、聖斷を仰ぎ、同心戮力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可_ニ並立_一候、臣慶喜、國家に所_レ盡、是に不_レ過と奉_レ存候」と、見えてゐる。

『國體護持』は、何も今日に始つたことではない。この時、慶喜の意中では、自己を空しくして、一切を君前にさ_レけたる後、公論衆議によつて、政治を立ててゆくより外に、日本の國體を保護する途はないと考へたからである。一人の力をもつては、今やどうにもならぬ國際情勢となつたので、すゝんで封建制を清算して、新日本を建設しようとしたのである。

故に、慶喜の大政奉還は、その次に來るべき政治様式が、公議輿論を主とするものではなければならぬといふ前提のもとに決行されたのである。一切の政治的權力を投げ出してしまつて、あとはどうならうと頓着せぬといふ無責任な態度ではない。『大政奉還』が表なら、『公議輿論』はその裏である。したがつて、理論的に見ると、堂々たる退却振であつたが、さうなると、折角氣負ひ込んだ薩長聯盟が、握りしめた拳のやり場がない。薩も、長も、關ヶ原の敗戦(七)の方、徳川氏に向つては、ふかき恨をかまへてゐる、この特異の歴史を有する兩藩が、徳川氏を窮所へ追ひつめておいて、一矢を放たず、一丸をむくはず、そのまゝ和平をむすび、政局安定にのり出したの

では、彼等のたぎりた感情の放出しやうがない。のみならず、自藩の立場を、より優勢に、より強大にみちびく機会もなくなる。よつて、一應は、徳川氏を叩いておいて、その跡仕末にのり出さうと、強ひて武力に訴へたのである。鳥羽伏見の一戦は、慶喜にこれを鎮壓する力がなかつたといふ責任はあるだらうが、薩長の出やう一つで、避ければ十分に避け得られたのである。もし、薩長から仕向けた開戦のきっかけを、じつところへて、幕府側が兵を動かさなかつたとしたなら、維新は、無血革命として、慶喜の意圖のやうに成功したであらう。

幸にも、明治天皇は、五ヶ條の御誓文^(モ)において、一旦軍靴の底にふみにじられたデモクラシーを公論政治の中心理念として取りあげさせられ、維新の向ふところを明示遊ばされた。よつて思ふに、五誓の御發令は、慶應三年十月十四日の慶喜の建白が、聖意によつて具體化されたと思ふに、云過ぎではない。たゞ、慶喜は、『賊慶喜』である、戦争犯罪人である、故に、その間に截然たる區別を立てねばならぬといふかもしれないが、聖意の洪大さは、さういふ政治的陰翳を超越して居られたに違ひない。いつの歌御會であつたか、天皇は、慶喜の胸間をかざる名譽の勳章が、身分不相應にクラスの低いものであつた爲、側近者に向つて、

『慶喜の勳章は、あれは間違つて居らぬか』

と、仰せられた。その意は、彼に、最高の勳章を授與せよといふ御諷示であつた。

慶喜は、これを拜聞して、感泣した。

天皇は、慶喜の政治的寄與を夙に認識していらされたので、かういふ御沙汰が出たものと拜察せざるを得ない。さすれば、維新當時の政治的デモクラシーに開拓の鋏を入れた第一人者は、慶喜にあり、すゝんでその父齊昭にありと云はねばならない。齊昭は、頑冥固陋の代表者のやうに見られてゐたが、實は熱心なる西洋文化の吸收者であつて、終に攘夷から開國に轉じたと思ふべき理由がある。たゞ藩中には、攘夷の薬がきゝすぎたと云ふことはある。『鈍鳥巢を離れず』一藩氣負ひだつて、攘夷をもつて、こりかたまり、他にうつることを知らなかつた。齊昭やその幕僚は、もはや攘夷の時代ではない、開國の時代であることを認めてゐても、その家來達は、開眼して、その域に達するまでには行つてゐなかつた。勢、上の力はうすくなり、下の力が加はり、しまひには、下をもつて上をしのご底のところまで到達したといふことは確かである。だが、それは、それをあけつらふ場合ではない。齊昭、慶喜等の政治的思想が、明治維新の主潮となつたことを明かにすればよい。

當時、明治天皇は、公論政治の本旨にもとづき、諸侯や公卿や各藩の徴士等を一堂にあつめ、

彼等の意見を十分聞しめられた上、明治政府の大方針を御決裁遊ばされようとした。恐らく、諸侯は、常時の一般民人を代表してゐるといふ意識はなかつたであらうが、形式の上では、少くともさういふことになつてゐたのである。

五ヶ條の御誓文は、この時、天皇親しく天下民人の代表者たちに宣らせ給ふ御誓約であつた。すなはち、天皇は、民人の外にあるのではなく、民人の中におはしまして、民人と共に甘苦を同じうし、民人の定めた政治の大方針を御自ら行はせ給ふ思召であらせられたのである。御誓文の草案起草者も、この御趣旨を奉じて、その任を果したが、彼等は、いづれも民主政治の理解者であつた。單にそれのみではなく、五事の御誓約宣布を建白した木戸孝允(八)が、これに筆を加へたことは、更に一段の精彩をそへてゐる。木戸も、その後輩の伊藤博文(九)も、井上馨(一〇)も、アメリカ彦藏(一一)から、夙に立憲政治の何物なるかについて解説をうけてゐた。彦藏は、少年の頃、漂流してアメリカにわたり、歸化してアメリカ市民となり、完成された紳士となつて日本に歸つてきた。態度、風采、言語、日本人といふよりも、アメリカ人そのまゝであつた。木戸は、伊藤と共に、彼に會見して、アメリカの國情や政治の實際情勢を明かにしたが、彦藏は、

『アメリカには、政治の基本となるコンスチテューション(憲法)がある』

と云つた。木戸は、特にこのコンスチテューションに留意した。さうして、慶應三年八月には、長藩の名義をもつて、彦藏を長崎に於ける毛利藩代理とした。木戸が、米國憲法に關心をもつたのは、この時がはじめて、以來引きつゞいて、彦藏からデモクラシーに對する指導をうけた。されば、明治政府の大方針をたてるに當つても、木戸の政治的思想は、一步前進してゐたのである。たゞ、折角出来上つた五箇條の御誓文を發布する眞際になつて、岩倉具視(一二)が苦情をいひ出した。彼のいふところは、天皇が、諸侯や公卿や徴士を召集し、衆議をつくさしめ、その席上、これに對し、誓を立てるといふが如きは、萬機御親裁の旨にもとるとあつて、眞向から反對に出た。岩倉は、まだ洋行前であつて、逞しい政治的機動力はあつても、新文化を咀嚼する思想的推進力は、もたなかつた。ひいきみに見ても、王道と霸道との儒教的差別を心得てゐる程度であつたが、何せ、新政府第一の重要人物であつて、彼一箇の反對をおしつけてすゝむことは不可能であつた。よつて、天皇が、諸侯その他をひきよさせられ、神明に御誓ひ遊ばすといふ形式にあらため、慶應四年三月、はじめて紫宸殿の御儀式となつたのである。民人の定めた政治方針によつて政治しようとする發表の方法は歪められたが、内容に至つては、何等の改變も加へられずして、若き日本の行手を照らす聖火となつたのである。

同時に、新政府の政體書も發布されたが、この起草に當り、最も有力な参考資料となつたのは、アメリカ獨立後の憲法制定事由を記述した『漢譯聯邦史略』^(一三)であつた。殊に、立法司法行政の三權が、劃然として分立してゐる米國憲法の特徴は、直に新政體書の中に採用された。立法權は、まづ議政官これを行ひ、司法權は刑法官これを行ひ、行政權は行政官これを行ひ、その上に太政官があつて、これを總括する機構とし、立法府の議政官は、上局と下局とにわかれ、前者は議定八人、參與十五人をもつて組織され、さしづめ上院議員といふところ、後者は各藩から選出された貢士によつて組織され、さしあたつて下院議員といふ形、宛然立憲政治への第一着歩であつた。

米國憲法によると、政府と議會とは、全く没交渉であつて、行政官は、議會へ出てきて、發言する自由を有たない、立法は全然議會の權限に屬し、大統領が不認可權を行ふの外は、政府は立法に立入ることを許されない。政體書の起草者は、かういふ點までも、そのまゝ取り入れて議、政官と行政官とは、各々論議することを嚴禁する法案を作製して、これを布告した。これによると、『尊公は議政官だ、拙者は行政官だ、たとへ政事上の意見は相違してゐても、立場がことなるので、議論をたゝかはせることは遠慮いたさう』と云ふ結果となり、その頃としては、至極不便な御

達示であつた。そのため、構想だけが先驅し、實行の方がおくれがちとなつて、効果をあげ得なかつた。さうして、そのまゝ、いつとはなしに立消えとなつたのである。再建日本の核心となる新憲法も亦、アメリカ流のこの三權分立主義をとりいれてゐる、尤も先人の場合とちがつて、これを丸呑みに採用してゐるのではない、これにイギリス流の議會内閣主義をも加味し、議會で制定した法律でも、もし憲法に背く場合は、國家の最高裁判所は、これを無効として適用を許さぬことになつてゐる。これ、立法權と司法權とが、各自獨立性を帶び、相互に牽制を加へてゐるすがたである。また、内閣は、完全に議會の勢力圏内にあつて、行政權をつかさどつてゐるところは、アメリカ憲法とちがつて、イギリス憲法に依つたものと見ていゝ。

かやうに、八十年前に蒔かれた種子が、今日になつて、成文化し、さうして實行にうつされるまでになつた経緯を考察すると、古き日本に訣別し、新しき日本を迎へるにあつて、深甚なる感慨をよせざるを得ない。のみならず、八十年前の先人たちは、デモクラシーを政治的に取入れたばかりでなく、社會的にも取入れて、貴賤や、貧富や、上下や、さういふ差別を撤して、一列平等ならしめた。こゝに於て、家柄や、經歷や、財産や、權力が物をいふ封建制の土臺をくつがへすことが出來た。アメリカの大統領は、『丸木小屋』から生れてくる、裸一貫でのり出し、實力

によつて『白聖館』入りをするのである。黎明期の日本に於ても、足輕や土百姓の小作が、自己の力量を十分に伸張することの出来る時代をつくり出した。もし、家柄や家名が問題となれば、岩倉具視などは、到底右大臣の要職にはつくことが出来なかつた。木戸でも、大久保でも、新政府の要人に採用さるゝ機會は與へられなかつたであらう。幸にして、維新の大號令のおかげで、四民平等となり、岩倉のやうな身分の低い公卿でも、天下の諸侯に號令することが出来たのである。吉田松陰の改革的意見も、こゝに於てか、はじめて實行圏内に入つたのである。

〔註〕

- (一) 徳川齊昭。水戸藩主、字は子信、景山又は潜龍閣といつた。弘化元年五月、幕禮を蒙つて、蟄居を命ぜられ、間もなく許された。大老井伊直弼の外交政策に反対し、再び謹慎を命ぜられたが、萬延元年八月十五日、死去した。年六十一。諱して烈公といふ。
- (二) 阿部正弘。備後福山藩主、天保十四年、水野忠邦批政の後をうけ、若くして老中となり、幕政改革の任に當る。安政四年六月十七日死、年三十九。
- (三) 弘道館記。舊水戸藩校弘道館の教育方針を明かにした館記である、執筆者は藤田東湖である。天保八年彼が三十二歳當時の作。
- (四) 後藤象次郎。土佐藩出身、大政奉還の建白をして、將軍慶喜を動かした立役者である。維新後、板垣退助と共に土佐を代表する政治家として活躍した。明治三十年八月四日死、年六十。

- (五) 福岡孝弟。土佐藩士、後藤と共に大政奉還の建白者となる、議會中心主義を奉じたる當時の新人。明治になつて後は、參議文部卿となり、子爵を授けられた。大正八年三月五日死、年八十五。
- (六) 徳川慶喜。第十五代將軍、徳川齊昭の第七子、慶應三年十月十四日、大政を奉還し、翌明治元年鳥羽伏見の事變あり、江戸にかへつて謹慎した。後、静岡にうつされた。明治三十五年公爵を授けられ、大正二年十一月二十二日死、年七十七。
- (七) 五箇條の御誓文
 - 一、廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一、上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- (八) 木戸孝允。長州の代表的政治家、維新前は『桂小五郎』と稱した。名は準一郎、號は松菊。西郷、大久保と並べて、三傑と云はれてゐる。明治十年五月二十六日死、年四十四。子孫華族に列し、侯爵となる。木戸孝一は、その家嗣である。
- (九) 伊藤博文。木戸の従僕、後、用いられて、明治第一の政治家となり、舊憲法の起草者となつた。號を春嶽といひ、詩文筆札をよくした。明治四十二年十月二十六日、滿洲視察の途次、ハルビン驛頭に於て、刺客安重根のために射殺された。時に年六十九。
- (一〇) 井上馨。伊藤の片腕、長州藩士、大藏、外務、農商、各大臣となり、一時伊藤・井上時代をつくり出す。癩癩がつよかつたので『雷おやぢ』として聞えてゐる、大正四年九月一日死、年八十一。

(一一) アメリカ彦蔵。本名濱田彦蔵、歸化して、『ジョセフ・ヒコ』といった。播州加古郡の漁夫、嘉永三年十月、十四歳のとき、難船して、アメリカ船オークランド號に救はれ、米國にわたる、後米國通事として歸國し、『海外新聞』を發行し、日本の文化促進に貢献した。明治三十年十二月十二日死、享年不明。

(一二) 岩倉其視。三條實美と共に、明治維新を完成した公卿の巨頭、維新後は、右大臣となり、明治天皇を補佐した。明治十六年七月二十日死、年五十九。

(一三) 穂積陳重著『法窓夜話』によると、安政四年に米國人、裨治文が、上海に於て著した『聯邦史略』は、わが文久年間に翻譯せられて長崎に傳來したが、これを見たものは、極めて少数であつた。著者ブリッチメンは、天保元年(道光十八年)新嘉坡に於て『萬國地理書』を著し、林則徐が、これを漢譯し、これに魏源が諸書を集録し、『海國圖志』と題して出版した。『聯邦史略』は『海國圖志』の米國の部をぬきとり、箕作阮甫が訓讀を加へ、文久元年江戸本所萬屋兵四郎が發行した。一名『大美聯邦志略』といふ、美はアメリカをさす。

藩閥勢力の分野

たゞ、明治維新の出發は、藩長土肥の雄藩を土臺としてゐる。従て藩人の藩閥的感情が、最初から最後まで、日本に多くの累をもたらししてゐる。勢力の均齊を保つために、相牽き相支へて

ゐたことは、かへつて日本を開明にみちびく上において有利であつたと説くものもないではないが、利よりも害の多かつたことは否み得ない。殊に、民主思想長養の上においては――

四藩の中、薩長は、本來犬猿の間柄であつた。文久三年八月十八日の政變に於て、長州は薩州のため肩すかしを喰つて、京都から追放されて以來、打ちとけることの出來ぬ感情のこたはりがあつた。それが、倒幕といふ一つの共同目的をつらぬく上において、一應提携はしたものの、もとこれ利害を一にした爲である。今や、その目的をつらぬき、事業は一段階に達すると、又もとの本性に立ちかへつて、事ごとに意見が衝突したのである。

たとへば、彼等が、打倒した徳川氏及びその家臣等を戦争犯罪人として裁くに當つても、長州は酷烈の態度をもつてのぞみ、薩州は寛大の態度をもつて接した。幕府の總帥榎本釜次郎^(三)や大鳥圭介^(三)等を法廷に引出し、その罪狀を訊問したのは、曾我祐準^(四)であつた。わたくしは、熱海の隱宅に於て、翁からその時の打ちあけ話をきく機會を得たが、

『吾輩の背後には、大きな衝立があつた、そのかけには、木戸孝允がかくれてゐて、吾輩の訊問ぶりを監視し、また被告の答辯を聞きとつてゐたもので、木戸は、まづ督戰の形であつた』と、さう云つた。

木戸が裁判の情況を見張りしてゐたといふやうなことは、木戸の性格から推して、なるほどと點頭けるのである。結局、長州の猛烈な反對があつたにかゝはらず、薩州の意見が通過して、榎本等は、その一命を全うし得たのである。

長州は、この仕返しおたがひの機会をとらへ、愛宕通旭(五)、外山光輔(六)の處斷に對し、寛典を主張した。彼等は、政府轉覆計畫（首領として拘致され、士族に下し、切腹を仰付かつたが、木戸は、これに反對して、『さきに榎本、大鳥等を寛典に處した以上、愛宕、外山等に對しても、同一の取扱ひをせねばならない。彼は寛、此は嚴、政道二途にわたるべきでない』といふのである。いかにも、それに相違ないが、皮一枚下には、長人の薩人に對する反感が潜在して居たのである。果して、大久保利通は、これに反對し、今日のところ人心が未だ定らぬ、天下の方向も落付いて居らぬ、かゝる場合にあつては、斷然たる處置をとるべきであると突劔ねて、寛典は實行されなかつた。

今日の吾々から見ると、想像にくるしむほど、藩閥意識が強烈であつたが、この薩長を向ふにまはして、己れこれに取つて代らうとする藩のうごきが、政府轉覆の陰謀となつて、暗黒の中にくぐもつてゐた。土佐の谷干城(七)の如きは、早くもこゝに着目し、『四國聯盟』をつくつて、薩長争鬭の破局に乗じようとした。四國は、地理的に見て、本土にかゝりあひがなく、守るによく攻

むるに利がある、よつて四國の藩人は、各々代表の公議人を琴平に集會せしめ、相互に、情報を交換して、いざといふ場合には結束して立たうとした。土佐人の考へでは、薩長は、必ず勢力争ひに出るであらう、維新は成るといへども、再び維新のやり直しが必要となるであらうと見てゐたのである。實際問題としても、各藩の有志は、薩長政府の變形である明治政府に信頼してゐなかつた、禍機は、そこに胎動してゐたのである。

木戸は、さすがに見識があつた。各藩摩擦の病根を絶つためには、各藩の土地と人民とを朝廷に還納せしめねばならぬと思つた。すでに、將軍慶喜は御委任の政權と共に、土地も人民も返上したが、ひとり諸藩のみが、そのまゝにひかへてゐる有様では、一新の政治的變革が、一新とはなり得ないからである。だが、木戸一個の力をもつてした丈では、大勢を左右し得なかつたのである。彼の同志兵部大輔大村益次郎(八)は、その一着手として、閥人の専横をとりのぞく意圖のものに、近衛の兵隊を農民の中から募集しようとした。すると、薩州が、いの一にこれに反對し、大村の進歩的兵制改革案をふみにじつてしまつた。されば、當時の政府當路者は、一面政府の官吏であると共に、他面各藩の代表でもあり、各々相争ひ相闘ひ、いさゝかでも朝廷に力づけるやうな企劃は、好ましくないものとして廟議において採用されなかつたのである。

公論衆議にもとづく政治態形も、かやうにして、日柄のたつにつれ、閥人にとつては、かへつて足手纏ひとなつた。多數にはかつて、事をまとめるよりも、少數の手によつて、自由に、氣儘に、事を斷ずるに如かずといふ結論に達したのである。

〔註〕

- (一) 文久三年八・一八事變は、會津と薩摩とが提携して、長州及びこれに加擔した公卿を朝廷外に放逐した、俗に『七卿落』といはれてゐるのは、此の時三條實美以下七卿が、長州兵と共に西下したからである。
- (二) 榎本武揚。通稱釜次郎、號梁川。江戸の人、幕府の海軍奉行である、薩人に救はれ、明治政府に出仕し、大臣となり、子爵となる。明治四十一年十月二十七日死、年七十三。
- (三) 大島圭介。幕臣、江川太郎左衛門の門人、兩館五稜廓により、官軍に對抗したが、榎本と共に降伏した。朝鮮公使、清國公使を歴任し、男爵を授けられた。明治四十四年六月十五日死、年七十九。
- (四) 曾我新準。秋月藩出身、明治の初、兵部省出仕となり、大村の幕下となる。陸軍中將にすゝみ、皇太子嘉仁親王御養育係となつた。昭和十年十一月三十日死、年九十三。
- (五) 愛宕通旭。京都府華族、明治元年神祇官拜命、二年五月罷む。四年、同志と共に、政府轉覆を企て、四年十二月三日、東京に於て自刃仰付かる、時に年二十六。
- (六) 外山光輔。同じく、京都府華族、通旭の同志、明治四年十二月、京都の獄中に於て自刃仰付かる、年二十九。

- (七) 谷干城。土佐藩出身、陸軍少將として、明治十年、熊本城に立てこもり、薩軍の包圍戦をもちこたへた名將である。後、子爵、貴族院議員となる。硬骨の論、一世を歴倒した。明治四十四年五月十三日死、年七十五。
- (八) 大村益次郎。長州人、日本陸軍の建設者、明治二年九月三日、刺客に襲はれ、傷を負ひ、十一月五日死、年四十七。九段の銅像は、廢藩置縣の際、各藩から接收した武器をあつめて鑄造した記念品である。

西郷木戸兩頭政治

震災前、上野凌雲院の大玄關を上ると、右手茶の間の楯間に、西郷吉之助（隆盛）から大久保市藏（利通）にあてた書面が横額となつて懸つてゐた。それが、丁度、この時代のものであつて、よくその病所をついて居る。

「干時、近來慷慨に難^{たが}耐事共澤山に有之、何より先きに打破可^た致乎と、日夜心痛罷在候處、兎角萬民の上に位する者は、己を慎み品行を正^た敷致、驕奢を戒め、節儉を勤め、職事を勵み、人民の標準と相成様注意不^た致ば、政令も難^た行候、然るに草創の際に於て、家屋をかざり衣服

を華美にし、美妾を抱へ候やうにては、維新の功業は遂げられ間敷也、今日と相成候ては、戊辰はしん（明治元年）の義戦も偏に私營の姿に立至り、天下に對し、將又、戦死者の靈魂に對し、面目無き次第に御座候」

かういふ一節がある。

この文面によつて見ても、當時の在朝顯官は、不道德、不行蹟のかぎりをつくしてゐたことがよく判る。『彈正臺』といふ役所があつて、一時官吏の不正行爲を取締つてゐたが、その巡察をつとめてゐた故老にきくと、正直に職務を執行しすぎると、狂人扱ひにされて了ふので、結局、いい加減のものであつたといふのである。果して、この役所は、いつの間にか、姿を消してしまつたのである。政府第一の利権者長州の廣澤眞臣（この如きは、『長州西郷』といはれ、人物識見、等輩を壓倒してゐたが、何分にも、不道德不行蹟の代表で、彼が暗殺さるゝ時も、妾と同衾中であつた。これについては、薩摩の黒田清隆（三）であつた。彼は、酒をのまぬ時は、俠氣のある、さつぱりした男だが、一たび酔がまはつてくると、何を仕出かすかわからない、恐るべき酒狂であつた。その他、かぞへあげると、十中の八九まで南洲翁の御叱を蒙らねばならなかつた。

西郷は、維新の風雲がをさまると、朝廷には立たずして、郷里鹿兒島にかへり、狩をしたり、

畑を耕したり、一個の百姓吉之助として田園生活に目を消してゐた。それだけ彼は自由の立場において、政府の要人たちの行動を是非することが出来たのである。元來、西郷の理想は、政治即ち道徳である。政治と道徳とは、かゝりあひがない、全く別個のものであるが故に、政治家は、必ずしも道徳家である必要はないといふのが、在朝人の解釋であつたらしいが、西郷は斷然これを排斥したのである。大久保も亦、これには同感であつて、彼も謹直冷厳な態度をもつて、政治と道徳とを並行せしめようとした。明治草創の際である、どさくさまぎれに、悪いことをしようと思へば勝手放題といふ暗黒時代にあつては、最高指導者たるものが、正しき、淨き、直き、純潔な道徳性を維持せざる限り、完全なる統制をのぞむことは出来ない。西郷は、身をもつて、これを行すために、政府の求むるまゝに上京して、政治改革にのり出したのである。

西郷は、新政府の改革は、土佐の力をかる必要があるといふので、特に板垣退助（三）の起用を主張した。大久保も、木戸も、この意見に同意したので、こゝに薩長土三藩の聯合が成立し、がたがた普請の明治政府の土臺をかためることとなつた。

議は一決したが、さて、これを實行にうつすとなると、木戸が容易に立上らなかつた。長州人は、木戸のことを『おばあさん』と綽名したくらくらる、彼は、あゝでもない、かうでもない、反

覆丁寧、考へに考へぬいて、これなら誤は絶対にないといふ見極めがつかぬと立上らない、愚痴つぽく、年寄くさいのが彼の性分である。西郷の方は『一握に方向を捻り廻す』といふ流儀であつて、一言然諾である、まるで行き方を異にしてゐたのである。板垣は、どうかといへば、維新以來の西郷の戦友であつて、武人同志であるから、彼是否やはない。勿論、西郷が板垣の力をかりようとしたのは、土佐をおさへる底意であつたらう。だが、板垣には又、板垣としての意見をもつてゐた。といふのは、土佐としては、薩長兩藩の得手勝手の振舞が、腹にすゑかねたからである。維新精神の眼目は、有司の自由自恣を封ずることであつたが、今となつては、それが實行されて居らない、よつて政府改革の手始めは、議政官を起し、大いに輿論をよび起し、多数の力をかりもちて、薩長の専制をおさへようといふにあつた。板垣は、この底意で改革案を立てようとしたが、これには大久保が同意しなかつた。今日の場合には、しばらく各自の自由の意見を封じ、一人を中心人物にする、その一人の指揮命令に従つて行動するといふことでなければ、當面の國務は統一さるゝ時機がないと云ふのであつた。板垣は、公議で行かうとし、大久保は獨裁で行かうとし、完全に對立した。維新の建前よりすれば、當然板垣の提唱する自由主義をとらねばならぬ筈であるが、大久保がこれに同意しなかつたのは、もし板垣の主張をそのまゝ採擇すれば、政

局は一層紛糾状態に入るだらうと見たからであらう。事實また、維新戦線の再出發運動は、この時、隱微の間に其の兆を現はしてゐた。お互が、閥内に立てこもつて、小さな争闘をくりかへしてゐる中に、これら反政府派が勢を張ることになれば、容易ならざる事態を逼出するかもしれない。この危局を打開するには、まづ長州の木戸を政府の首班に推し、一切の感情の行きがかりをすて、木戸の指圖に従つて行動することが最も望ましかつた。別言すると、薩長融和の對策として、木戸獨裁の政治に出でようとしたのである。大久保は、この意をもたらし、西郷の諒解を得た、ついで西郷を通じて、一番厄介な板垣の同意を求めようとした。これは、些か難色があつたが、西郷の意とあつては、板垣も彼是は云はなかつた。だが、肝腎の木戸が、何としても聞入れなかつた。彼は、薩人の心事をうたがひ、どこに彼等の眞意があるかを確めぬ中は、安請合は出来ぬと考へたらしい。

そこで、薩人は、最後の切札を出し、木戸と西郷とを兩立せしめ、彼等を政府の二本柱とし、他はその下に降つて、協調の實をあげようと申し合はせた。この兩頭政治は、いふまでもなく、暫定處理であつたことは、西郷も木戸も大久保も、その他の要人たちも、これをみとめてゐた。官制は改革されて、西郷と木戸とが參議となり、從來の參議は悉く解職となつて各省に下り、『卿』

に補せられたのである。

政府の改組が成ると共に、改革の皮切は、藩を廢して、郡縣制をしき、維新の事業に終止符を打たうとしたことである。木戸は明治元年この方、この理想を實現しようとした、その結果、薩長土肥四藩は、卒先して藩籍を奉還し、他藩も亦おのづからこれに追隨してきたが、こは形式だけのことであつて、藩知事は依然として、もとの各大名であつた。名義は、新しいが、實際は昔のまゝで、何等の變革も加へられなかつた。これが、新興日本の發展に對する障害であつて、一歩すすんで藩を廢し、縣を置き、大名を追放し、その家來を追放し去らねば、眞の改革とはならない、木戸は、これを斷行しようとした。大久保は、これに對し、必ずしも反對ではなかつたが、全面的には同意しなかつた。細部に至つては、木戸と異見を異にしてゐたからである。木戸は、これを承知してゐるので、相役の西郷をうごかし、西郷をして自己の提唱に加擔せしめようと、反覆丁寧、熱心に廢藩の要を入説した。西郷も亦これに同意した。

『私情に於ては、何とも忍びがたきことである。お互、數百年の間、藩侯からうけた御恩は、容易ならぬものである、しかし天下一般の形勢が、郡縣制にかたむいてゐる上は、このまゝで十年はもつまい、して見れば、人力をもつて、どうすることも出来ない』

と、彼は告白してゐる。

勢の赴くところ、奈何ともすべからざる以上、むしろ斷行するに如かずといふ一握流の態度である。大久保は、この斷案に對して意見をもつてゐたが、これをとやかくいふ場合は、西郷木戸兩者の指揮に服従する申し合せにそむく。強ひてこれを主張しようとするれば、内閣を互解にみちびく。彼は、他に向つて、

『今のまゝで互解するよりは、むしろこの際、大英斷に出て、互解した方がよい、即大事の成るのが目的、小事の破れるのは問ふところでない』
と、云つた。

それに、廢藩を急いだ他の理由は、經濟統制の爲でもあつた。各藩においては、米札、金札、銀札、天保錢札、四文錢札などを勝手に發行し、これを通用せしめてゐた。隣藩との間にも、相互に融通せしめてゐたが、これが轉々して、大藏省の金庫に入つてくる。然らば、これをもつて中央政府の官吏の俸給にあてることが出来るかといへば、出来ないことはないにしても、發行地を持つてゆかねば有効とならない。こゝに於てか、これを政府に統一せしめ、藩札を官札にきりかへることが必要であつた。

かやうなわけで、一日も早く各藩の武力と財力とを中央政府に歸一せしめることが急中の急であつた。長人は、この計畫が他にもれるのを怖れて、祕密の中に、事をはこび、事定まると共に、直に布告した。まさに、青天の霹靂であつたが、丁度、この日、土佐の板垣は参議に補せられた。廢藩置縣の發令と、板垣参議の任官とが、同日であるとするれば、板垣も亦當然その責任を負はねばならない。ところが、彼は不平であつた。計畫には同意したが、かくの如き重大な國策問題が、衆議公論を無視して、二三有司の手によつて決定されたと云ふのは、公論政治の實にそはないと云ふのである。彼は、木戸に向つて、

『とにかく發令して了つた以上、何と申しても致し方ないが、今後は、さきに一旦閉鎖となつた集議院(四)を再興して、民論を尊重せられたい』と、釘をさした。

これは尤もな意見であつたが、政府としては、事前に發表して、却つて天下の紛擾をおこしてはならぬといふ懸念があつた。西郷の如きは、もう一度出兵騒ぎが起るものと、内々覺悟してかかつたからんで、公論によつて決着しかねたといふ事もあらう。いづれにせよ、西郷に澤庵石の役目をはたさせ、この難事業を手もなくやつてのけた長人の巧妙な裏面工作は、みごとに奏功し

たのである。

木戸が、いかに遠大な理想をもつてゐても、木戸一人の力では、成しとけられぬ仕事であつた。西郷の無言の徳化力が、これを裏づけることによつて、始めてゴール・インしたのである。西郷は、明治十年に死んだが、死後の日本を支配した道徳律の要素は、實に彼の精神であつたのである。彼が、今も尙、民衆から敬愛されるのは、悲劇の主人公であるからではなく、敬天愛人の行者として、徳を實行したからである。

されば、西郷が政府にある中は、手を拱いてゐるだけで、官僚は、自肅し、自省し、且自警して、その任所にあつたが、彼一たび政府を去れば、忽ちその緊張味はなくなつて、女ぐるひをはじめ、家やしきを立派にして、おごりたかぶるやうになる、きらびやかな二頭立の馬車によつて、大路をかけつりまはるといふことになつたのである。

〔註〕

(一) 廣澤眞臣。長州人、軀幹長大、薩の西郷隆盛と並び稱せられた人物、明治四年一月九日、刺客の爲に殺された。年三十九。

(二) 黒田清隆。代表的な薩摩軍人である、大西郷及び大久保を失つた後の薩派の政治的勢力は、主として彼によつて支持された。明治三十三年八月二十五日死、年六十一。

公論政治の發生

- (三) 板垣退助。土佐藩出身、明治維新後、自由民権の爲に一生をさへげた政治家である。大正八年七月十六日死、年八十三。はじめ伯爵を授けられたが、一代華族を主唱し、死後これを實行した。
- (四) 集議院。明治二年七月十日、政府は従来の『公議所』を『集議院』と改めた。各府藩縣の正權大參事から議員を選び、年令は二十五歳以上、任期は四年、二年毎に其の半数を改選することになつてゐた。規定はほゞ公議所と同じ。然るに同年十二月、『當分重大の議事これなし』といふ理由のもとに閉院となる。

肥前藩の場合

藩閥といへば、一口に、『薩長土肥』といふのである。ところが、維新の際、薩、長、土三藩は、花々しい活躍を見せたが、肥前藩即ち佐賀藩は、やゝ立遅れた爲、これといふ武勳をあぐるに至らなかつた。したがつて、薩長土三藩よりも、一目下に見られてゐた。だが、岩倉は、三藩の横暴を牽制しようとする政治的立場から、肥前人も薩長土人と同じやうに重用した。それでも何でも、とかく三藩人から白い眼をもつて見られてゐるのが、肥前人には好ましくなかつた。

司法卿江藤新平(三)は、佐賀出身として、これに對し憤を有つてゐた。彼は、閣臣中にあつても、

西郷隆盛と同じやうに、ポコインと意外なことを發言し、意外な計畫をたてる男であつた。彼が着手することが、人を驚かしたのは、そこである。ポコインと發言し、ポコインとやつてのける、このポコイン居士にとつて、肥前人が氣を吐く好機會をとらへた。即ち、陸軍省に於ける山城屋事件(三)の如き、大藏省における尾去澤鑛山事件(三)の如き、それであつた。しかるに、こゝに又、更によりよき好機會がやつて來た。明治六年秋の征韓論の破裂である、閣議に於て、内政派と外征派とが對立し、主として長州勢力は前者に加擔し、薩州勢力は後者を支持した。この間隙に乗じ、西郷隆盛らの外征派と行動を共にした江藤は、同藩出身の大隈重信(四)に向つて、

『この機會に、薩長の權力を打倒しようではないか』

と、説いた。大隈は、

『朝鮮出兵は、貴公の云ふやうに、薩長勢力を打破するどころか、却つて彼等を増長せしむる結果となるので、吾輩は、貴公の意見に同するわけにはゆかぬ』

と、答へた。すると、江藤は、

『薩人は、おしなべて、横直にして淡泊である。することも、さつぱりしてゐて、公平である、これにくらべ、長人は、利口者が多く、陰險の風がある、することも、わるがしつこく、小細工

に過ぎてゐるので、やゝもすると、どこに眞意があるのか、要領をつかみ得ない。僕の考へでは、樸直淡白のものとは事を共にしてもよいが、伶俐陰險のものは、必ず人を傷つく、將來國家の政治をやまるものは、長人であらう。彼等をして政府内に勢力を擴大せしむるとすれば、國家の憂これより大なるはない、むしろ此の際、事を外にかまへ、薩人を助けて、長人の力を打破るにしかずと思ふ』

重ねて、自己の眞衷をもらし、大隈の再考を促した。なるほど、ポコーン先生の考へさうな事ではある。

後藤象次郎は、これに共感の意を表し、彼は、別途に、大隈を味方に引きすりこまうとしたが、結局大隈はうごかなかつた。最後まで、同郷人大木喬任(きよ)と共に、大久保を支持したのである。さうして、一旦は、西郷の一握に捻り廻す流儀に壓しつけられて、内治派は後退したが、再び勢をもりかへし、外征派を窮地へおひつめたのである。こゝに於てか、西郷等外征派の閣僚は悉く下野した。曰く板垣退助、曰く後藤象次郎、いづれも土佐人である。曰く副島種臣(たね)、曰く江藤新平、いづれも肥前人である。西郷は、近衛都督陸軍大將として、君側を奉護する大任を負うてゐたが、カツとなつて激情にかられたと見え、辭表を奉呈して、さつさと國元へひきあげた。近

衛の兵隊も亦これにつづいた。かうなると、彼等の眞意は、天皇奉護にあるか、西郷護衛にあるか、はつきりしないことになるが、西郷が人をひきゐる魅力が、さうさせたと見るより外はない。

木戸は、西郷のこの態度に對しては、滿腔の不平をもつて、

『一昨年(明治四年をさす)、同心協力を約して、政府の輔佐となり、滞りなく廢藩をも實行した、今日の西郷の舉動は、どうであるか、今までの努力も水の泡である。彼みづから國法をみだし、國律を破つてゐる、従つて兵隊ども其の聲にならうて、暴力をもつて、得手勝手のふるまひをして居る』

と、他にもらしてゐる。明治六年十二月十四日の彼の日記にも、

「余尙かに思ふ、余たとへ暴客亂徒の手に死するとも、後世人民の爲、その罪をたゞし、天下人民をして、法を慕ひ法を思ふの心を生ぜしめ、法以つて終に人民を保護するの基を助けんと欲す、然してその志をとぐる尤も難く、一人の余に應ずるものなし」と、充たされぬ心胸を明かにしてゐる。

事實、この時の西郷のとつた態度は、感情に走りすぎて、戦々兢兢たゞ人の儀表とならうとつとめた徳の人としての心構へを忘れてゐる傾きがある。殊に、其の配下の將兵が、慰撫の親諭を

拜して居るにもかゝらず、黨をむすんで自由に進退したことは、藩あるをしつて、國在るをしらざるものとはいへ、承諾必謹の精神にそむいてゐる。又、これを見て見ぬふりをしてゐた薩人の私的情實も許さるべきことではなく、木戸の内憤は、もつとも至極であつた。

〔註〕

- (一) 江藤新平。佐賀人、古賀一平、大木喬平(喬任)等と共に「佐賀の三平」と稱せられた。薩長人と戦つた民権家である。明治七年四月十三日、佐賀暴動の首魁として梟首の刑をうけた。年四十。
- (二) 山城屋事件。長州の奇兵隊員野村三千三は、維新後商人となり、山城屋和助と名を改め、陸軍御用達となつた。陸軍大輔山縣有朋は、野村の友人であつたので、特に官金を貸與したところ、野村は事業に失敗し大穴をあけた。薩人は、これを追及し、山縣を軍部から追放しようとした爲、山城屋は借用證文をやきすて、割腹して罪を謝した事件である。
- (三) 尾去澤鏡山事件。舊南部藩の尾去澤銅山所有者村井茂兵衛の借款問題にからんで、銅山を競賣に附し、大藏大輔井上馨が、その部下岡田平藏をして、これを買取らしめ、更にこれを三菱にうり、莫大の利益を収めた事件をさす。
- (四) 大隈重信。佐賀人、明治時代における才氣ある政治家、參議、大藏卿、外務大臣、總理大臣を歴任し、板垣退助と併稱さるゝ政黨の首領である。百二十五歳説を唱へたが、大正十一年一月十日、八十五歳をもつて死去した。
- (五) 大木喬任。佐賀人、初、名を恭平といつた。大隈と共に大久保利通を支持し、元老院議長、司法大臣、文部大臣、樞密院議長をつとめ、伯爵となる。明治三十二年九月二十六日死、年六十九。東京遷都は彼の發議が與つてゐると云ふ。
- (六) 副島種臣。佐賀人、號蒼海。和漢の學に通じ、典故にくはしく、儒臣の典型であつた。參議、外務卿、内務大臣等を歴任し、宮内省御用係となり、君徳補佐につとむ。正二位、伯爵。明治三十八年一月三十一日死、年七十八。

三、武權か民権か

議院設立の先輩

征韓論に破れた閣臣は、東京に御用留になつてゐたので、西郷の如きは、こつそりと歸國したのである。他の面々は、不平黨にとりかこまれて在京したが、偶々古澤滋(一)と小室信夫(三)とが、英國留學から歸朝し、板垣、後藤等に、民選議院設立の建白をすゝめた。それが、口火になつて、板垣、後藤、江藤、副島等、下野した面々が、名をつらねて政府に建白した。議院設立については、已に前々年、明治五年に、「下議院を設くるの議」として、左院から公式に建議案が提出され

てゐた。少議官宮嶋誠一郎(三)の原案を修正したものが、それによると、
「現在、左院は設立されてゐるが、廣く上下の意見をまとめる機關となつて居らない、よつて下議院をとりたて、全國から代議士をあつめ、人民にかはつて國事を議せしめ、上下同治の政治を行ふやうになれば、國の基礎が確立するであらう」といふのである。

太政官は直ちに右に對する規則の取調べを命じた。しかるに、内閣は、征韓さわざで、出るの引くのと揉み合つてゐた爲、西郷も板垣も、この問題は耳にしてゐたし、勿論同意してゐたが、一切あたまはしになつてゐたのである。政府が、すでに着手してゐる以上、何も民間からの建白を必要としなかつたのである。たゞ、政府の場合は、漸進主義をとり、板垣等は、即時國會を開設しようとする急進主義をとつたので、兩者の行方には、それだけの相違はあつたのである。政府は理論から手堅く出發して、それによつて結論を見出さうとする態度に出たが、板垣等は、結論から出發して、あとからこれを理論づけようとする態度をとつたのである。明治元年の國策が後者に屬してゐたことは、今更説くまでもない。それが躓いて、目的地に達しかねた爲、政府も、前者の立場に居直つたのである。といふのは、何はさておき、事實が何よりも雄辯に語つてゐた、

當時、士族くづれとか、豪農商とか、さういふ階級に屬する人々には、議院の何物なるかについて、一應の理解をもつてゐたが、一般民人は、何等の豫備知識も有たなかつた。かういふ面々が、一堂にあつまつて、議をたゝかはせ、論を上下したところで、愚説の暴露にしか過ぎないであらう、それよりも庶民の政治教育を先きにして、逐次、議院開設の段取にすゝまうとしたのである。政府の代辯者加藤弘之(四)は、こゝに眼目をおいて、民権論者の建白に對し批判を下した。板垣等は、直ちにこれに一矢をむくいたが、守る方の政府人と、攻むる方の民間人との論戦は、どつちかといへば、攻め手の方に華やかなセスチュアがあつた。のみならず、漸進論は、いかなる場合に於ても、急進論の鬭争的氣魄に追ひまくられる形がある、その説の當否は別として。

民選議院設立の建白を中心として、上下された論争も、果然板垣等に拍手がおくられた。説を成すものは、この時の建白は、何等政治的反響をよばなかつたと云つてゐる。實效をあぐる上において、成るほど、さうであつたかもしれぬが、反政府熱の結晶した一つのあらはれとして、民人の支持をうけてゐた。その一つの例として、『曙新聞』のとつた態度について考察して見よう。この新聞は、前身を『新聞雜誌』といひ、木戸孝允の主唱によつて創刊された。大藏省の紙幣權頭青江秀がこれをゆづりうけ、改名して、日刊とした。ところが、政府は、何としても、この際、

時機尙早論をもつて、民間の即時開設論とたゞかふ爲には、言論機關を占有することが必要となつた。よつて、電信頭芳川顯正^(五)は、青江と親交があつたので、青江を招致して、政府の旨をつたへた。青江は、一諾して、芳川執筆の尙早論を新聞にかゝけた。それも、一日や二日ではない、連日、社説としてかゝけたので、讀者の方が承知しなかつた。

『民意に反するやうな新聞は讀むな』

と、ふれまはり、不買同盟が成立した。忽ち讀者の數は、がた落ちに落ちてしまつた。さうなると、政府の助成金は下つたにしても、新聞社の臺所はもちきれない。青江は、狼狽して、今度は、あべこべに、民選議院即時開設論に看板をぬりかへたが、一度轉落した紙運は、容易に挽回出來なかつた。これによつて見ても、當時の一般的情勢を察することが出来る。

もし、この勢をもつて、民間人の言論が政府に迫つたならば、或は議會開設の上に一大飛躍を見せたかもしれぬが、生憎、建白者の一人江藤新平が、郷黨に推されて、佐賀において暴發して了つた。副島も、江藤と相携へて歸國するところであつたが、板垣にさへぎられて歸國を思ひ止つた。江藤は、事敗れて、鹿兒島に潜行し、ついで土佐にわたり、漂泊の旅をつゞけた後、土佐と阿波の國境において捕へられた。縛についた時、ふところには、雨にぬれた『憲法篇』の一卷

があつた。

ポコーンと、意外のことをやつてのける彼らしい最期であつた。何となれば、苟くも前司法卿たるものが、最も野蠻きはまる梟し首に會ふとは、思ひ設けなかつたであらう。加ふるに、その首の寫眞は、繪はがきのやうに一般に流布するゝに至つては、悲惨を通り越して、御話の外である。彼が薩長人に、いかに憎惡されてゐたかは、これらの事實によつて見てもよく判るが、同時に、彼が處刑されるゝことによつて、ほつとした関人も幾人かあつたであらう。

〔註〕

(一) 古澤滋。土佐藩士、迂郎ともいふ、蓋『滋』の訓讀より出づ。明治初年に英國へ留學、歸朝後民選議院開設に努力、後、地方知事となり、貴族院議員となる。明治四十四年十二月二十二日死、年六十五。

(二) 小室信夫。徳島藩士、文久年間、京都に於て、足利尊氏木像の首を刎ねて、路上にさらした事件の同志、夙に外國に遊び、一時政府に出仕し、貴族院議員となる。明治三十一年六月十五日死、年六十。

(三) 宮嶋誠一郎。米澤藩士、明治以後、左院に出仕、詩文をよくす。『養浩堂詩集』その他の著作がある。明治四十四年三月十五日死、年七十四。

(四) 加藤弘之。但馬出石藩士、舊幕府當時、藩書調役教授及翻譯に當る、明治後、宮内省出仕、東大總

理、帝大總長となる、文學博士、法學博士、貴族院議員となり、男爵を授けられた。大正五年二月九日死、年八十一。

(五) 芳川顯正。徳島藩士、越山と號した。文相、内相、法相、選相、内大臣等の要職にありて、薩長閥の間を巧みに游泳した。大正九年正月九日死、年八十。

自由思想ABC

福澤諭吉^(一)が、日本語をもつてしても、西洋流の『スピーチ』をなし得るといふ研究をはじめたのは、丁度征韓論の眞最中であつた。このことは、日本の民主主義建設の上において、重大な役割をはたしたのだが、世間では、あまり注意して居らない。福澤は、『西洋事情』と、『學問のすゝめ』の著作者として、黎明期の民主思想を指導してゐることによつて、より高名な爲であらう。

『西洋事情』が、いかに廣い範圍にわたつて行はれたかといへば、三條實美^(二)等が、太宰府亡命中、彼等の愛讀書として回讀されて居つたこと、尙又、長州亡命中の彼等の同志澤宣嘉^(三)が、渡歐の計畫をたてた際、この書がはなむけとして贈られてゐること、又、副島種臣、福岡孝弟等が、政體書の草按を起すにあたり、その参考に資せられてゐることによつて見ても、想像がつくであらう。

であらう。

板垣等の創立した日本最初の政黨、愛國公黨の綱領には、『通義權理』といふ言葉を用ゐてゐる。通義も權理も、英語の『Right』だが、これを『通義』と譯して掲載したのは、同じく『西洋事情』であつた。後、明治三年に、加藤弘之が、『眞政大意』をあらはした際、これを、『權理』又は『權利』として用ゐ、つひに『權利』が定語となつたが、はじめは福澤の譯語が行はれてゐたのである。

彼は、『西洋事情』慶應二年版において、

「國に二王なしと雖も、一定の國律ありて、君の權威を抑制するものを立君定律といふ、現今、歐羅巴の諸國、この制度を用ふるもの多し」

と、立憲政治を紹介した。『一定の國律』といふのは、申すまでもなく、憲法をさす、憲法によつて國君の權限を規定してゐる事實を明治以前の國民にをしへたのである。さうして、明治以後は、五年になつて、『學問のすゝめ』をあらはし、新日本の國民の動向をさだめ、個人の自由を力説してゐる。

「人の一身も一國も、天の道理に基いて、不羈自由なるものなれば、もし此の一國の自由を妨

けんとするものあれば、世界萬國を敵とするも恐るゝに足らず、この一身の自由を妨げんとするものあらば、政府の官吏もはゞかるに足らず、ましてこの頃は、四民同等の基本も立ちしことなれば、いづれも安心いたし、唯天理に従つて、存分に事をなすべし」

自由と権利との擴充を叫び、これが爲には、何物にも屈せざる凜乎たる氣魄をもつてたゞかへといふのである。彼は、板垣等の如く、政治的運動の形式はとらなかつたが、一般民衆の政治的教育に重點をおいて、これを主張した、民選議院設立の建白を中心にして、朝野の間に、漸進論と急進論とが展開さるゝ前、己に一步先んじて、福澤は、新しき時代の曉鐘をつきたらしたのである。

『スピーチ』にしても、外國がへりの新人の意見を綜合すると、日本語が果して外國語のやうに、公衆に向つて自由に意志を發表するのに適してゐるかどうか、疑問とされてゐた。福澤は、これを解決して、日本語も亦外國語と同じやうに、公會演説に適する事實を身をもつて説示したのである。彼は、はじめ門人小泉信吉(四)のもとらした『デベーション』の一書入手し、これを抄譯して、『會議辯』と題した、『デベーション』の説くところは、討論術であつたが、彼には一耳新しい事のみであつた。従つて、その譯語をえらぶことに容易ならぬ困難を伴つた。第一が、

この書にあらはれてゐる『スピーチ』だが、これをどう譯すべきかについて苦心した揚句、舊幕當時、藩廳に對して、自己の意見を陳述する書面に、『演舌』の二字を用ゐたことを想出した。この紙の上の演舌を舌の上の演舌におきかへたが、『舌』の文字が俗に聞えた、よつてこれを同意の『説』にあらため、日本において、はじめて『演説』の二字が誕生した。

これによつて、同志に討論を行はしめ、且自己の演説草稿を同志に代讀せしめて、言語の表現法を研究したりして、ともかくも、日本語演説を成功の段階に上せたのである。このことは、彼が多く著述をのこし、多くの學生を養ひ、新しき日本へのおくりものとしたと同じやうに、重大な意義をもつてゐる。殊に、民選議院設立の建白と前後して、三田の一角に言波のあがつたことは、偶然とはいへ、興味ある史的事實といはねばならない。

福澤については、尙語るであらうが、民主主義を宣布する幾關としての言論の門をひらいたことは、何といつても功績の一つにあけねばならない。福澤は、私塾の慶應義塾によつて、この思想をひろくうゑつけたが、かれと共に、私塾の同人社を創立した漢學者中村敬宇(五)の譯著『自由之理』も、この幾會に於て、一應目をとめねばならない。なぜなら、『自由之理』は、『西洋事情』や、『學問のすゝめ』と同じやうに、民主思想培養の教本となつたからである。この書は、もとジ

ジョン・スチュアート・ミルの原作である。中村が、この翻譯をはじめたのは、明治四年であつて、『學問のすゝめ』の世に出た頃と前後してゐる。今まで、儒教的信條にとらはれてゐた知性人たちは、一讀し、再讀し、三讀して、原子爆弾を投下されたほどの衝撃をうけた。中村は、その序において、『わが國には無用の書であらうから』と、體裁よくことわつて、忌諱にふれぬやうに政治を研究する人々の参考になるであらうから』と、體裁よくことわつて、忌諱にふれぬやうに迷彩を施してゐる。だがその眞意は、これによつて、一道の思想的光明を新日本に注入しようとするにあつた。果して、この書は、言論の自由、結社の自由、思想の自由、信教の自由、およそ民人の欲する自然の本性にもとづいて、民人の權利を主張する自由を教へたので、閥人の専制打破には、なくてはならぬ武器となつた。

河野廣中(モ)の如きは、はじめ『自由之理』をよんで、心的革命を起し、今まで封建思想によつて培養されてゐたものが、人の自由人の權利の重んずべきを知り、又ひろく民意にもとづいて政治を行はねばならぬと覺り、不思議とおもはるゝ程、奮發の一念をよび起したと告白してゐる。中村が、この書を執筆した頃は、徳川氏は、静岡に押込められてゐた、幕臣も亦、こゝに集結した。彼も亦その一人であつた。維新の大業は成り、維新の國是は、明かにされてゐても、閥

族は相排し相介けて、政府の基礎は定まらない、國家も國民も、落付くところを見出せなかつた際なので、中村の意中には、抑へきれぬ鬱悶があつたのであらう、第二卷上木に當つては、まづベーコン(ハ)の言葉、『凡そ事、限界なかる可らずと雖も、ひとり愛に至つては限界なし』といふ一語をかゝけ來つて、排他性の強烈な閥人特有の心情を叩き直して、人類愛のゆつたりとした世界觀をもたざる限りは、この國は立たぬであらうと云つてゐる。中村は、後に帝國大學教授となつたが、學生の答案は、誰彼の差別なく、すべて満點を與へた。然らば何のため試験をするのかといへば、

『試験をすることは、それだけで、本人の勉強になる、採點を争ふといふが如きは、問ふところでない』

と、平然として居つた。いかにも、中村の自由主義的態度がうかゞはれる。彼は、漢學者でありながら、自由思想を理解し、基督教を信奉し、しかも自由思想家らしくなく、クリスチャンらしくないところは、又一つの特徴であつた。

『西洋事情』や、『學問のすゝめ』や、『自由之理』は、明治初期にあつて、政府の確立したデモクラシーの國是にこたへ、民衆をこれにみちびく力となつたのである。もし、これらの著作者の

思想的支持がなかつたならば、維新の大眼目とするところは、後退する一方で、前進をさまたげられたに相違ない。よし、前進せざりしにもせよ、後退を或程度のところでは喰止め得たのである。

〔註〕

- (一) 福澤諭吉。豊前中津藩士、雪池又は三十谷人と號した。舊幕時代歐米に遊び、歸來慶應義塾をひらき、自由主義教育を施し、新時代の指導者となる。一生官につかへず『町人論吉』として押通す。明治三十四年二月二日死、年六十八。
- (二) 三條實美。岩倉具視と共に、維新の二柱石、太政大臣として、明治天皇を補佐した。藩閥臭味をいへば、彼は長州によく、岩倉は薩州に親しかつた。明治二十四年二月十八日死、年五十五。
- (三) 澤宜嘉。文久三年秋、生野銀山に兵をあげた澤三位である。明治後、最初の外務卿となつた。明治六年九月二十七日死、年三十九。
- (四) 小泉信吉。和歌山縣出身、福澤の門人、後英國に留學した。博學にして、最も數學に通じ、横濱正金銀行副頭取となる。又大藏省主税官に補せられたが、明治二十二年には、慶應義塾塾長に選ばれた。ついで、日本銀行、正金銀行等に入り、明治二十七年十二月死、年四十六。
- (五) 中村敬字。幕府の儒官、初敬輔といひ、後正直と云つた。敬字は、その號である。英國に留學し、歸朝後、静岡に引きこもり、ついで同人社を起し、子弟の教育に従事した。東大教授、文學博士となり、貴族院議員にすゝみ、明治二十四年六月死、年六十。
- (六) ジョン・スチュアート・ミル。英國の哲學者並に經濟學者、彼の研究は心理學、論理學、倫理學、經濟學等にわたり、これに寄與するところが多い。『自由之理』は、一八七〇年ロンドン版の翻譯

である。(1806—1873)

- (七) 河野廣中。福島縣人、早くから自由黨に加盟し、國會開設運動に奔走した。日露戦争前、議會に於て彈劾答文を可決した時の議長である。後、農商務大臣となる。大正十二年十二月二十九日死、年七十五。

- (八) フランシス・ベーコン。近世哲學の祖と稱せられ、英國の經濟哲學の源をなしてゐる。彼は、學問の目的は實用にありとして、知識を自身を目的とする思辨を排斥し、自然を征服して、人類のために利用せねばならぬと説いた。(1561—1626)

藩閥の申し子

福澤のこゝろみた討論會の席上で、彼がとりあげた第一の問題は、臺灣派兵であつた。その筆記は、今も尙のこつてゐる筈であるが、さきに朝鮮派兵を否認した政府が、わづか一年の後、臺灣派兵を是認したのは、どう考へても、あるまじきことである。すなはち、明治七年、わが漁民は、臺灣に漂流したところ、蠻人のために殺戮された、その賠償を清國政府に要求したが、臺灣土人は化外の民であるといふ名目のもとに勿付けられた。よつて、『小西郷』といはれた西郷從道(一)が、臺灣蕃地事務都督となつて、蠻人討伐の兵を向けたが、内實は、これによつて鹿兒島緩

武權か民権か

和の策に出ようとしたのである。小西郷は、大西郷にむかつて、三百の鹿兒島兵を援兵として要求した。大西郷も、他ならぬ家弟の申入れだったので、これに應じたが、内心は、とても海陸兩軍が圓滑にゆくものではあるまい、いざといふ場合、異議が起るだらうと見てをつた。

果然、長州派軍人が、この出兵に反対した。薩州人同志の融和をはかるため、無名の師を起すのは、言語道斷であると云ふのである。木戸は、その急先鋒だったが、意見の用ゐられざるを知つて、辭表を提出し、歸國して再び出仕しなかつたのである。政府は、うろたへて、小西郷に對し、出兵見合せの電報を發した。彼は、これをうけとつたが、空嘯いてゐて、相手にしなかつた。平生、ぼつとしてゐて、つかまへどこのないやうに見せかけてゐたので、それを好いことにして、彼は、船をしたてて、つひに長崎を出帆して了つた。國家の軍隊が、かくの如くに、やす／＼と一個人の力をもつて自由に動かし得たのは、その軍隊が、藩閥の勢力下におかれてゐたからである。

大村益次郎は、この病所をあらため、藩軍を國軍に編制しようとしたが、志をとけずして、暗殺された。彼の死後、形式は國軍となつたが、實質は依然として藩閥の私兵化となり、その傾向が一層露骨となつて行つた。さうして、長州は陸軍をおさへ、薩州は海軍により、事毎に異をたて、

黨をかまへ、豫算の奪ひ合ひをして、その勢力を擴充強化することにとめた結果、彼等は、永久に融合することの出來ぬ傳統をそなへ、『日本の海軍日本の陸軍』として、なく、『薩の海軍長の陸軍』として生長した。

十年の役において、陸軍と海軍とは、共同作戰に出たが、海軍は薩人によつて指揮されてゐた爲、陸軍の作戰に對し、共同するが如く見せかけても、實は必ずしもさうではなかつた。官軍と薩軍との仲間に介し、二股かけてゐたと見られても致し方なき行動を肯へてしてゐる。今、その事實について云へば、舊藩當時の兵器製造所集成館は、鹿兒島の北部磯浦にあつた。廢藩の後は、海軍省所屬となつてゐたが、西郷派は、主として武器彈藥をこゝから持出してゐた。陸軍が、鹿兒島を占領すると共に、最も注目したのは、この集成館であつた。一應、先着の海軍の參軍川村純義(二)に照會すると、

『集成館は、防禦線外にあるので、艦長某に命じ、特に兵器中當用にたゆるものは、適當に處理せしめた』

といふ回答であつた。陸軍は、そのつもりであると、薩兵は、夜になると、こゝへ潛入する形跡があつた。混成旅團司令部においては、祕かに將兵を派して、館内を檢查させる、尙まだ多量

の砲彈がそのまま隠匿してあつた。旅團司令部においては、早速、川村參軍にあてて、

『集成館は、本團の兵をもつて防禦いたしたし、御諒解を乞ふ』

といふ移牒を發し、速時これを接收した。さうして、二夜の中に、四斤砲彈八千餘發を收めたが、これよりさきに、西郷派が略奪した數量は、どのくらゐあつたかわからない。武器彈藥は全部沒收したといひながら、事實は、西郷派の略奪にまかせてあつたといふことは、集成館防禦の責任を有する艦長某が、鹿兒島出身なので、默認してゐた爲である。又、その最高指揮官川村參軍が薩摩出身で、南洲の舊部下であつた爲である。混成旅團長曾我祐準が、その手記に於て、

「これが爲、一人の責罰を蒙らざりしといふに至りては、吾人をして、益々怪訝にたへざらしむ」と、釘をさしてゐるのは尤もな譯である。

實は、世界第二次戦争の勃發する以前から、陸海軍の一元化は叫ばれてゐたが、つひに實行出來なかつたのは、かやうに、軍が『藩閥の申し子』であつたからである。明治五年までは、兵部省として存在してゐたものが、その年二月、陸軍省海軍省にわかれ、陸軍は長人の山縣有朋(三)、海軍は薩人の川村純義が、それ／＼独自の立場に於て育てあげたのが、後世にいたるまで大きな禍根となつたのである。

更に一步、すゝんで、その源を追求すれば、幕府瓦解直前、將軍慶喜が兵制改革を企てた際、フランスから陸軍將校を招聘し、佛式訓練をはじめた。主として、駐日佛國公使レオン・ロッシュ(四)の斡旋であつたが、ロッシュと對立してゐた駐日英國公使ハーリー・パークス(五)は、これを知つて、直に自國から海軍將校をよびよせ、幕府海軍の指導に當らせた。ロッシュは、幕府支持派であり、パークスは薩長支持派となり、本國から指令さるゝ極東政策を忠實に實施したといふよりも、更に積極的のり出し、各自の立場にあつて、日本指導に當つたのである。パークスは、ロッシュが、本國から歩兵大尉シャノアン(六)等を日本陸軍御雇教師として呼びよせたと聞いた時には、驚きもし、又憤りもした。さうして、いきなり書記官ミッドフォード(七)の部屋にをどりこみさま、棒をのんだやうに突立つたまゝ、しばらく言葉が出なかつた。

『何うしましたか』

書記官が、たづねると、

『今、ロッシュの奴から聞けば、政府は、陸軍訓練のため、傳習教師をよびせるといふ話である、かまはんど、こつちも、海軍傳習教師をよびよせるといふ話である、と、怒鳴つた。』

この話は、ミットフォードの回想録に出てゐるが、パークスは、向ふ氣の強い男だったので、これくらゐの事は、やつてのけたらうと思ふ。迷惑なのは幕府だ。頼みもしないのに、いや應なしに、英國海軍士官を教師として招きよせ、これに對し、陸軍教師同様に高給を與へねばならなかつた。

明治政府になつて後まで、この對立は持ちこされ、陸軍の兵式が、佛國式から獨逸式に改められても、尙繼續し、佛英の勢力闘争から、一轉して、薩長の勢力闘争の具に供されて、永久に交錯することなき平行線としての運命をたどつて來た。日清戰役にも、日露戰役にも、彼等は、ともかく共同して、戦局を有利にみちびいたが、そのかけには、いかにして、相剋摩擦をさくべきかについて、軍の上層部は、人しれぬところに勞力を費してゐた。だが、それらのことは、正史の上にはつたはらない。

一例をあけると、日露戰役の際、出先の大山巖(ハ)と留守居の山縣有朋とは、緊密なる連絡をとつてゐたが、それでも、その底には、避けんとして避け得られざる閥族意識が流れてゐた。山縣は、『陸軍の大御所』として、長州派の軍人官吏に對しては、寸毫といへども假借しなかつたが、この癩癩のつよい男が、一たび薩摩出身の陸海軍武官に對するときは、相手が中少尉のやうな低

い地位のもので、

『自分は、かやうに考へますが、貴官は、どう御考へになられますか』
と云ふやうな、鄭重な言葉を用ゐた。

それ程までに扱はなくてもよからうと思はるゝのに、必要以上に念の入つた態度をとつたのは、軍國多事の際、陸海兩軍の對立抗爭を防止し、作戰遂行の上において故障の起らぬやうにつとめた爲である。これ程、山縣が氣をくばつてゐても、出先の大山總司令官は、大本營の命令に盲従しなかつた。『大山白す』と冒頭して、大本營の命令を反駁するやうな電報を寄せて來たのである。こゝに眼に見えぬ藩閥の微妙なあらそひが秘められてゐる。薩長人の巨頭没落と共に、日本の陸海軍は、多少明るくなつて、閥人以外の出身者が、樞要の地位を占めるやうになつた。だが、陸軍と海軍との間に設けられた垣根は、何としても撤廢されなかつた。さうして、藩閥のかはりに、派閥が頭をもたけて來た。そのブロックの名稱は、藩閥であつても、派閥であつても、内容にかはりはなく、建軍以來の對立觀念が、一筋につらぬき通つてゐた。それが圓滑に軌道を走つてゐる中は無事であつたが、一たび、破綻を來せば、結局、自ら墓穴を掘るの愚におち入るのである。われらの敗れたる所以のものは、かくの如く遠く且つ深い。

〔註〕

- (一) 西郷従道。薩人、西郷隆盛の弟、一般に兄を『大西郷』とよび、従道を『小西郷』といつてゐる。范漢として、とりとめもなき性格だが、薩長間の緩衝地帯として、最も有力な存在であつた。海軍大將、元帥、侯爵、明治三十五年七月十八日死、年六十。
- (二) 川村純義。薩人、海軍建設當時の有力者、海軍大將、伯爵、明治三十七年八月十二日死、年六十九。
- (三) 山縣有朋。長人、陸軍建設者の随一人、薩海軍の川村と對峙した。樞密院議長、總理大臣等を歴任し、元帥府に列し、元老となり、明治より大正末年まで生存、政界の一重鎮となる。公爵、大勳位、大正十一年二月二日死、年八十五。
- (四) レオン・ロツシユ。佛國外交官、元治元年より明治元年にわたり、駐日全權公使となる。幕府の瓦解と共に、失意の中に歸國した、歿年定かでない。
- (五) サア・ハーリー・スミス・パークス。英國外交官、慶應元年より明治十六年まで、日本駐劄公使をつとむ。性剛強、我意太だつよし。明治政府の大官は、大抵一度は彼のために痛棒をくらつてゐるが、一面また俠氣もあつた。(1828—1885)
- (六) キャプテン・シャノアン。慶應三年二月、フランスより日本に来る。年俸三萬六千フラン、間もなく政變となつた爲、歸國した。後、陸軍長官に出世し、入閣したが、ドレフユース事件のため、退職の止むなきに至つた。歿年未考。
- (七) ミットフォード。英國公使館書記官として、慶應元年来朝、明治三年まで駐在した。後、リーズデール卿となり、一九〇六年、コンノート殿下來朝の際は、隨員として再び日本を訪れた。數部の日本關係の著作がある。(1837—1916)

- (八) 大山巖。大西郷の從弟に當る、日本陸軍の大立者、長の陸軍中にあつて、これを牽制するための存在であつた。愚の如くして賢、無慾の如くして有慾、無智の如くして有識、表裏ある性格であつた。公爵、陸軍大將、元帥、大正五年十二月十日死、年七十五。

四、封建政治の終焉

スヘンサーの感化

「よしや南海苦熱の地でも

いきな自由の風がふく

この民謡は、板垣が、高知に『立志社』をおこして、自由民権思想を鼓吹した當時、至るところで謡はれた。中央政府は、この立志社と、鹿児島『私學校』とが、眼中の釘であつた。さうして出来ることなら、立志社の首領板垣と、私學校の首領西郷とを呼びもどさうとした。

板垣は、明治元年、會津若松城總攻撃の際、土佐の藩兵をひきゐ、白河口から侵入し、城下に近づくと共に、まづ後陣に火を放つて、まづさきに突撃した。背水を背火におきかへたのは、さす

がに敏捷な用兵術であつた。このことは、當時の話題になつたが、もし履をうがつて、彼の胸中に入れば、薩長は第二の足利となる可能性がある、その際に當つては、彼みづから征討軍總指揮官に立たうとする野望があつたのではなからうか。會津、仙臺、米澤、長岡等、至るところに於て、武人の情を加へ、藩中の領民に對しても、恩恵を施しこそすれ、殘虐な彈壓は加へなかつた。その爲であらう、若松城下においても、土佐藩兵は特に評判がよかつた。降伏後、松平容保(この身柄も、土佐藩兵が預つて監視してゐた。偶々一人の百姓が、軟禁所へ出頭し、容保に献上の焼芋を持参した。當番兵は、その心情に感じ入つて、これを容保に取次いだ。板垣は、この報告をきいて、

『あまり賞めた話ではない』

と、云つた。彼の意を忖度するに、會津は東北切つての雄藩である。しかるに、城が落ち主君が降伏する場合、家中は勿論、百姓の末々に至るまで、最後の一線にふみ止つて義をつくすのが本當である。焼芋献上どころの話ではあるまい、ところが、實際は、戦争と同時に城下のものはみな逃出し、甚だしきは間諜となつて、官軍に内通してゐる者がある。かくの如きは、平生、武士が百姓町人と苦樂を共にしなかつた爲である、自分だけの利益と幸福とをはかり、領民の利益幸

福をかへりみなかつた政治の缺陷から來てゐる。かういふ政治は、今後あらためねばならない。それが新しく盛上る日本の政治の行き方だといふのである、即ち彼の民権思想が發芽したのは、この時である。この挿話に對し、理論の裏づけをしたのは、後人の細工かもしれぬが、會津落城の悲惨さが、彼の政治的良心に一大衝擊を與へたといふのは、なるほど理想家肌の彼にはあり得ることである。維新後は、彼の身邊に、植木枝盛(三)といふやうな智慧袋がゐて、思想的教養を昂めて行つたらしい。年を老つてからも、新刊の圖書に眼をさらしてゐたので、彼の思想は向上しても退下することはなかつたやうである。

なかんづく、彼が最も共感したのは、スペンサー(三)の思想であつた。スペンサーの著作は、明治日本の中期において、殆んど大半紹介されてゐるが、松島剛(四)譯述の『社會平衡論』の如きは、もつともあまねく行はれ、立志社の大量注文に對し、發行元では、製本が間にあはなかつた。板垣は、これを一讀して、

『まさに民権の教科書である』

と、賞揚した。この書の内容は、各個人平均の状態にある社會を研究し、正義の觀念、權利義務の觀念、自由平等の觀念等を論じ、功利説の不完全さを排斥し、進化説をもつて根本思想とし

た社會理想論である。明治十五年春、板垣が岐阜中教院において、遭難した當時、獅子吼したる演説の内容を見れば、誰しもうなづくであらうが、遠心力と求心力とによりて、天體が平衡を保つ物理學の原則をかり來つて、

「國家政權の求心力あるにあらずんば、平等の自由を保ち、共同の幸福を全うすることは出来ない、人民自治の遠心力あるにあらずんば、政權を限定し、干渉をふせぐことは出来ない。この二つの力が、萬一平均をうしなへば、いづれかの一方にかたよつて、國は滅亡する」と、説いてゐる。これ『社會平衡論』の説くところの要旨、そのものではないか。

板垣が、いかにスペンサーに傾倒したかよく判る。彼は、外遊の際、ロンドンにスペンサーを訪れたが、生憎病中だったので、この哲學者と日本の革命兒との會見は行はれなかつた。あとできくと、スペンサーは、當時隱遁生活をしてゐたので、誰が尋ねて行つても、面會を拒絶してゐたといふことである。板垣は、日本にかへつてから、スペンサーの日本譯の著述をとゞけたところ、先方からは、新刊の著作に自習して送つて來た、勿論返禮のつもりであつたらう。

されば、板垣の自由民権思想は、よりどころがふかく且遠い。フランスの革命思想のこりかたまりとのみ見る事は出来ない。

西郷の私學校は、武權を主とし、何もかも武力をもつて、一通り中央政府の内容を改造して後、政治の様式を制定しようといふ行方であるが、板垣の立志社は、直に民權を伸張して、議會政治を制定しようとしたのである。もし、中央政府が、彼等を再び要路に迎へようとするれば、西郷の方は可能性が稀薄だが、板垣の方は、可能性が濃厚であつた。板垣も亦、彼の主張が貫徹すれば、必ずしも入閣を拒絶する必要はなかつた。

この見透しがついたので、政府の暗中飛躍は、始めて開始された。のみならず、さきに、木戸は、薩人の横暴をいきどほつて、國に歸つたまゝであつた。政府が、この木戸を不平のまゝ抛置して、西郷と同じ境涯に在らしめることは、政府みづからを愈々窮地におとし入れしめることになる、よつて、木戸をむかへ、板垣をむかへ、政府の土臺をかためて、新政の實をあげようとしたのである。

〔註〕

(一) 松平容保。會津藩主、京都守護職となり、公武合體をはかつた。維新の際、薩長と干戈の間に見えだが、いづれが官、いづれが賊であるかは、輕々に斷定し得ない。明治二十六年十二月五日死、年五十八。

(二) 植木枝盛。土佐藩士、立志社指導部を擔當し、板垣を助けて、言論文章による宣達に力をそゞぐ。

馬場辰猪と並稱された自由黨の闘士、著述多し。第一議會に議員として當選したが、幾許もなく明治二十五年一月二十五日死、年三十六。

(三) ハーバート・スペンサー。英國の哲學者、進化論を研究し、社會學上では社會有機體説、倫理學上では進化論的快樂説の創唱者となつた。彼の思想は、一時歐米に流行し、日本にも傳はつて、民権論に理論的根據を與へた。(1820—1903)

(四) 松島剛。紀州藩士、慶應義塾出身、明治十四年五月、スペンサーの『ソーシヤル・スタチクス』を譯して、『社會平衡論』とした。昭和の初ごろまで生存したが、歿年未考である。

議會政治の前進

分散した元勳の力を再び政府の中心部に結集せしめようとしたのは、大久保利通の提案であつた。さうして、その脚本をかき、舞臺へ上せたのは、伊藤博文であつた。才氣煥發の伊藤は、大久保にもよく、木戸にもよく、板垣にもよく、三者から逃目上の出ないやうな入閣條件四ヶ條をつくりあげた。

その第一は、有司の専制を抑へるために元老院を設けて、立法上の仕事を管掌させ、他日議會開設の準備工作をすゝめさせること。第二は、司法權獨立を確保して、裁判の基礎をかためるた

めに、大審院を設けること。第三は、上下の民情を通ずるために、地方官會議をひらくこと。第四は、聖上にも、政治に御力をそゝがせらるゝやうな仕組にするため、内閣を各省から分離し、木戸、大久保の如きは、内閣にあつて聖上を輔佐し、行政諸般の責任にあたるものは各省に降つて、第二流の人物をもつて、これに當らしめること。かういふのである、即ち木戸、大久保、板垣の政見を巧みに調整接排したのである。

彼等は、大阪に參集して、この四ヶ條申合せのもとに、新政府の立直しを計畫した。伊藤といふ假面の人形づかひが、これらの大物を躍らせたのだが、この魂膽を見破つたのは、西郷くらゐのものであらう。西郷は、板垣の使者によつて、情をしり事を明かにし、入閣を拒絶したのは、長人の陰謀と見たからである。たゞ、かうなると、板垣の立場がなくなつた。當年の盟友西郷をふりすてて、彼一人廟堂に立つことは、彼の政治的信誼がゆるさなない。明治四年、西郷が中央政府にのり出し、改革に着手した時は、板垣を拉して、共同戦線に立つた。今、明治八年、板垣が政府の要求によつて、入閣するに際し、西郷を拉して、共に俱に政局收拾の任務につくこととなり、西郷から辭退されたのでは、彼も亦廟堂に上ることは差控へねばならない。何となれば、彼等の心交は、明治維新の嵐雲の中から生れたもので、通一片の「戦友」といふ言葉だけでは説明の出

來ぬ程、情緒のこまやかなものだったからである。

よつて、板垣は、一旦、入閣の承諾を與へておきながら、改めて再不承諾の意志表示に出た。明治天皇は、特に板垣をさとさせられ、畏くも優詔を下し賜つた。彼は、感泣して、閥族内閣にふみとゞまり、こゝに、『乙亥内閣』は組織された。乙亥は、明治八年の干支なのである。

岩倉は、この内閣の組成に對し、同意はしなかつたが、結局伊藤の才辯に云ひくるめられ、そのまゝになつた。さうして、この四ヶ條の申合せを實施するために、木戸、大久保、板垣、伊藤が、委員として選ばれたが、その實際上の主席は、伊藤であつた。萬事、彼がきりもりをした。四月十四日の勅諭(一)は、その結果であつて、草按は、井上毅(二)の執筆にかゝる。

第一回地方官會議は、かやうな次第で、乙亥内閣申合せの副産物として、その年はじめて開かれた。名は、地方官會議であるが、實は帝國議會の下稽古であつた。議員のかはりに、地方官を假に民人の代表者と見なし、木戸孝允が議長となり、福地源一郎(三)が筆記役となり、議事をすゝめた。木戸は、維新以來の公論政治の主唱者であり、それが曲りなりにも實行の第一段階に入つたので、彼の得意は察するに餘がある。その頃の繪草紙屋の軒先には、彼が金モールの正服をまとひ、聖上の御側近く佇立して、開會式場の各議員をぐつと睥睨してゐる三枚つゞきの錦繪が、

飾られてゐた。この役は、大體伊藤の擔任する豫定であつたが、反對が出て、結局木戸がこれにかはつたのである。だが、藩閥的感情は、依然として議場を支配し、その點は元の公議所や集議院とかはりがなかつたのである。

鹿兒島縣令大山綱良(四)などは、會議中居眠ばかりして居つた。

『もし、もし、採決でござります』

隣席議員から、ゆりうごかされて、

『はら』

大山は、思はず両手をあけた。

議長木戸は、眉間に皺をたゝんで、苦々しい表情をしてゐたが、

『七番、七番、七番は、両手をあけたのでは賛否が分りませぬ』

と、注意した。大山は、ぬからず、

『七番は、どちらでも、よかごわす』

と、平氣で答へた。滿場は、どつと笑にくづれて行つたが、大山は、元來人を人とも思はぬ放膽な男で、相手が木戸だつたので、特にいやがらせに出たのだらう。ひとり大山のみではない、

大方、居眠、いびき、あくび、わるふざけの中に議事を終つたのである。岩倉具視は、國會開設は、大權下移の兆であるといつて、初めから反対した。すなはち、天皇の權が下に移り、上を無みすることになるといふのだが、彼の舊弊頑固な頭腦から考へると、正しくさうであつたらう。大體、彼には『民權』の語義が分らなかつた。人民に權利があるなどといふことは、言語道斷であると稱して、司法省の箕作麟祥^(五)から懇々と民權の講釋をきかされた位である。しかし乍ら、第一回の地方官會議の實況を目撃したなら、『大權下移』といふよりも、『議員怠慢』の意に於て、岩倉は再度反対の態度に出たかもしれない。

たゞ、この會議に於て、特筆すべきは、福地の筆記であつた。まだ速記術の出現しなかつた頃なので、議員の言論は、筆記の力によらねばならなかつた。しかるに、福地の筆記の速度は、機械以上であつて、彼は、議員の言論が、何を主張するかを一々直覺してしまふ、まるで寫心術を心得てゐるかのやうで、甚だしきは、途中、所用のため席を離れても、歸つてきて、直に發言者の意中を洞察し、

『私の不在中、この議員は、かういふことを饒舌つたであらう』
と、隨員にたづねると、正しくその通りであつた。

従つて、各議員のいかなる冗辯駄辯でも、一たび福地の筆記にかゝると、適當に省略され、然るべく修正されて、みがきのかゝた言論となつて發表された。日本の速記術はそれからずつと後に發明されたもので、『速記』といふ言葉は、矢野文雄^(六)が英語の『Short hand』を翻譯したものである。

板垣の民選議院設立の要求は、かくの如く、この内閣において一應は實現した。支那公使館書記官黃遵憲^(七)は、明治十年日本に赴任したが、この擬國會を諷刺した詩をのこしてゐる。第二回目の地方官會議が、明治十一年に開かれたので、多分その時の狀況を目撃したのであらう。

議員初選欣登^レ席。 元老相從偶^レ踣^レ閣。

豈是諸公甘^レ仗馬。 朝廷無^レ闕諫無^レ書。

云ふこゝろは、議員初めて選ばれて、議席につく一方、元老達は、何か相談があると見え、ひそ／＼と話し合つてゐる。貴公等は、國事を正言するために、こゝに集つてゐる以上、天子の儀仗の馬のやうに、たゞ黙々として控へてゐるべきではなからう。西洋では、人民が政治の方針を定め、君主がこれを行ふことになつてゐる。従つて政權は議會にあるので、諫官の存在を必要としない。日本は君主國であるが、諫官が居らない、議員がこれにかはるべきであるが、その任を

全うして居らぬといふのである。

黄遵憲の詩は、いたい處をついてゐる。

乙亥内閣の最後の懸案、参議と各省大臣とを分離せしめようとする申合せが、愈々實行の段階に入らうとして、閣議は二つにわかれてしまつた。板垣は、この主張が通過しなかつた爲、辭表を提出して、再び下野した。板垣は、何もこの問題をひつさけて、自己の進退を賭してまで、閣僚と相争ふ必要があつたかどうか、些か疑問となつてくる。彼の第一主張は、立憲政治の樹立である。こは、己において認められ、國會開設の詔勅も降下されてゐる、況んや彼は、始めの中は、この分離論には、反對して居つたのである。

それならば、なぜ、板垣は、参議の椅子を投げ出したか。消息通の洩すところによると、この異動によつて、土佐人をそれらの地位に配置し、薩長人の專横を抑へようといふ意衷があつた。即ち、上は各省の大臣から下は地方官に至るまで、ほとんどの人物のわりあてが出来て居つたのである。結局、彼の下野によつて、この土人勢力の扶植も、一空に歸したが、爆弾は何處に置かれても爆弾である。本來の生地をむき出しにして、自から内閣破壊を企て、彼は再び『野の子板垣』にかへつたのである。

〔註〕

- (一) 四月十八日の大詔は、五箇條の御誓文の意を擴充して、元老院、大審院をおき、更に又地方官會議を召集して、國家立憲の政體を立てんとする思召を中外に宣明したのである。『舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク、爲スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕ガ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ』と、仰せられて居る所は、徹上徹下漸進的國策の宣明である。
- (二) 井上毅。コハシとよむ。熊本人、梧陰と號し、官場中第一の文章家、伊藤博文に見出され、憲法案起草、並に各種法令の起草に従事、後文部大臣となる。子爵、明治二十八年三月十三日死、年五十二。
- (三) 福地源一郎。號櫻痴、吾曹子、長崎の通辭から身を起し、政府の御用記者となり、『東京日日新聞』によつて論陣を張る。晩年ふるはず、才人に倒れたる好典型、明治三十九年一月死、年六十六。
- (四) 大山綱良。薩人、初の名は格之助といつた。明治元年奥羽の役には、官軍參謀たり、十年の役官金十五萬圓を支出し、西郷等を支持した罪科により、同年九月二十九日、長崎に於て斬首、年五十二。
- (五) 箕作麟祥。津山藩醫箕作阮甫の子、英佛の學を修め、特に法制に明かであつた。司法大丞、同大書記官、元老院議官となり、民法、破産法、商法等の編纂委員となる。法學博士、男爵、明治三十年十二月一日死、年五十四。
- (六) 矢野文雄。佐伯藩士、龍溪と號し、福澤門下の秀才、大隈重信に拔擢され、官につかへたが、其の後は新聞界の長老として一方の重鎮であつた。昭和六年六月、八十二歳の高齡をもつて死去。
- (七) 黄遵憲。中國廣東省の人、清朝當時の外交官、光緒三年駐日公使館書記官として赴任、『日本國志』『日本雜事詩』等を著はした。光緒三十一年(明治三十八年)二月二十三日死、年五十八。

禁獄屁耶の歌唱

時勢も、こゝまでくると、初年のそれとは相違して、民主化運動は、一大躍進をこゝろみ「言論結社の自由」に拍車をかけ、その勢は、まさに陣雲千里をゆくの勢を示した。

『民権擴充』は、民間人の合言葉となり、『藩閥打倒』が、言論界を風靡した。演説は、まだ研究時代で、實行期に入らなかつたが、文章をもつて大衆に訴へることは、印刷術の進歩につれて盛行した。こは、日本の精神文化が、主として支那大陸の影響をうけ、筆をもつて文をつゞることと對しては、傳統の型が備つてゐた爲もある。まして、言論に對し、何等の拘束を加へなかつた當時においては、尙更のことである。フランスの革命家ガンベッタ(二)が、

『只一日でもいゝ、日本のやうな言論取締法のない理想の自由國において政治をとつて見たいものだ』

と、言論自由の日本に美望の情をよせたくらる、この點にかけては、何等の拘束をもうけてゐなかつた。新憲法は、吾等に言論の自由を約束してゐるので、又再びもとのすがたに立返つたの

である。かくの如く、言論無制限の時代に於て、特に自由奔放の論陣を張つたのは、海老原種(三)の主宰する『評論新聞』と、英人ブラック(四)の發行した『日新真事誌』であつた。この兩新聞は公然政府顛覆の論策をかゝけて、要人の膽を寒からしめた。海老原は、西郷派だつたので、征韓論に破れた薩人が東京を引きあげた後は、残留部隊となつて、言論により氣勢をあぐると共に、情報連絡の機關となつてゐた。新聞は、隔日發行の片々たる小冊子であつたが、十年の役の勃發は、この新聞の激論が鹿兒島の兵兒を刺戟した爲であると見てゐる向きもある。畢竟、戦亂の前驅には、いづれの時、いづれの國にもあり勝ることなので、一應の理由はある。『日新真事誌』は、板垣等の民選議院設立の建白書をかゝけたので、引つぱり風になつたが、外人の經營だけに、治外法權の特權をもつてゐたところが、この新聞の強味である。この他に、柳川春三(五)は『中外新聞』に、福地源一郎は『東京日日新聞』に、矢野文雄、藤田茂吉(六)等は、『郵便報知新聞』に、沼間守一(七)、島田三郎(八)等は『東京横濱毎日新聞』に、成島柳北(九)、末廣重恭(十)等は『朝野新聞』に、それら立てもつて筆陣を張つたところは、文星一時に華となつて地上を彩つた姿であつた。これらベン(十一)の戦士は、海老原をのぞくの外は、いづれも閥族の中から出現したのではなく、敗れたる幕臣の中から擡頭したのである。

彼等の中、政府に加擔したのは福地源一郎一人で、他は悉く藩閥政府反對の急先鋒となつて、閩人とたゞかつた。閩藩は、銃剣をもつて、幕府を倒した。避けんとすれば或はさけ得らるゝ血の争闘を、外交上の平和手段をまたずして、直に武力行爲によつて解決した。さうして、今や得意の絶頂に立つたが、すぐその足もとに、ペンを銃剣にかへて、彼等に挑戦し來る後續部隊の存在してゐたことに氣づかなかつたのである。これらの戦士は、民主主義に立脚する議會政治によつてのみ、藩閥専制を打倒し得るといふ信念のもとに、筆をそろへて、堂々と進軍をつゞけた。福地のやうな政府御用記者といへども、初の中は、これらの友人だちと同じ意見といふよりも、更に一步すすんだ意見を把持してゐた。明治四年、彼が岩倉大使の一行に随つて、歐米巡遊に出發した當時、米國の旅館において、伊藤博文と政體論をたゞかはせ、

『今後、日本の政體は、帝王を上にしたゞきたるデモクラシーを行ひ、今日の制度や格式は全廢せねばならない』と、云つた。

福地は、『デモクラシー』を『民主政治』と譯し、こゝまで徹底した政治的見解をもつてゐた。伊藤は、これを反駁し、議論三日にわたつたと、彼の著した『新聞紙経歴』の中において述べて

る。

然らば、何が故に、他の同志だちと事を共にすることが出来なかつたかといへば、福地みづから辯解によると、

『藩閥人とよばるゝ政府の諸公は、必ずしも藩閥政府を喜びむかへるといふ意志はない、ことに、木戸公のごときは、板垣等の民選議院設立の建白以前に、國會開設の議を建白してゐる。さればといつて、これを急激に實施することは、國家民人に幸福をもたらすものではない、民人にはこれを迎へる心の用意が出来てゐない、自由もとより結構だが、かくの如き民人に自由を與へることとは、暴戾にはしる憂なしとしない、そこで、自分は、まづ町村に町村會をおこし、ついで府縣に府縣會をおこし、追々場馴らしが出来て後、はじめて國會に及ぼすがよい、凡そ物には順序がある、さうすることが必要である』と云ふのである。

すると、さきの急進論者の立場から、漸進主義の立場に轉向したことになる、全然變説改論したといふわけではなかつたが、時の勢に反抗した爲、彼が新聞に發表する意見に對しては、一世をあけて非難攻撃をつゞけた。福地ほどの才筆家も、往々、窮地へ追ひこまれたのである。

内務卿大久保利通は、この形勢を目撃して、明治初年この方、國民に與へた「言論の自由」を再び奪回しようとして、明治八年六月、「新聞紙條例」並びに「讒謗律」を制定し、内務省に新たに、「准尉局」を設けて、圖書出版の取締にあたらしめた。この酷法の最初の犠牲者は、「曙新聞」の末廣重恭で、禁獄三ヶ月、罰金六十圓の刑に處せられた。以來、政府の忌諱にふるゝもの數百人の多きに上り、言論界の名士が續々と檢舉された。だが、政府の彈壓政策は、決して成功したとはいへない。新聞記者は、無冠の帝王である、何者にも拘束されない筆の自由をもつてゐる、よしんば彼等捕へて獄に投じても、單に身體の自由を束縛するだけであつて、思念の自由を抑制することは出来ない、しかも政府が、あへて彼等の筆に束縛を加へたのは、畢竟その痛所をつかれてゐたからである。彼等も亦、獄中に入つて、便器掃除をして來ぬ中は、一人前の記者先生にはなれぬといふやうな氣構へを起し、枉けて過激な論説を執筆することになつたので、逆効果の方が多かつた。その頃の狹斜の巷に於て、歌妓が、このんで絃上にのせた歌謡がある。

「泥棒、おひばぎ、窃盜、すりの、中に引かるゝ新聞記者。「世のために死ぬるは兼ねての覺悟ぢやないか」禁獄などは、へのへのへ。

作者は明かでないが、或は、粹人成島柳北あたりの作かもしれない。實に、言論恐怖時代にあ

つて、新聞記者の禁獄刑は、文武百官が、その胸間をかざる勳章よりも、更に尊貴なる名譽の標章であつた。

したがつて、獄中にあつても、彼等の意氣精神の旺盛なるは、平日とかはりなく、杉田定一(二〇)などは、垢じとりのする銘仙の綿入をきて、大胡坐をかきながら、「君側の姦臣伊藤博文を斬に處すべし」といふ彈劾的建白書をしたゝめ、太政官へ送達しようとした。勿論、途中で抑へられたであらうが……。たゞ、英人ブラックの經營する『日新眞事誌』のみは、手をつけられなかつた。それをいゝことにして、同誌に投書するものは、すべて過激な論説のみであつた。政府は、つひにパークス公使の諒解をもとめ、同誌に對しても、彈壓を加へ、つひにこれを廢刊せしめた。

政府の言論彈壓ぶりが、いかに峻嚴であつたか、ほとんど氣違沙汰にひとしかつたと云ひ得らるゝ一つの例をあけるならば、『朝野新聞』に對する壓迫である。明治十一年五月、大久保内務卿が、要撃された當日、刺客島田一郎等は、事成ると共に、斬姦狀を同新聞編輯局に投じた。新聞社は、これを警視廳に提出したが、翌日、同紙は發行停止の命をうけた。日刊新聞の發行停止は、今までにないことであつたが、この日始めて日本に於て實施された。この意味からすれば、明治

十一年五月十五日は、新聞史上の記念日となつたわけである。さうして、その停止の理由なるものが、一方的解釋であつて、政府の暴壓と狼狽とを露呈してゐたのである。

第一に、島田等刺客が、その斬姦状を朝野新聞におくり届けたのは、平生、同新聞の過激なる論調が、彼等の共感を得た爲である。これが不届であることの一つ。また斬姦状は、美濃紙に十行二十字詰で楷書でしたゝめてある、それが二十餘枚となつて綴込になつてゐるが、ところ／＼手垢がついてゐるのみでなく、其筋への提出時間がやゝ遅れてゐる、よつて按ずるに、同新聞社は、これを世間に示すために、何人かに謄寫せしめたに違ひない、これ不届であることの一つ。更に又、當日の新聞紙上に、主筆成島柳北が、大久保内務卿を井伊大老に擬した記事をかゝげてゐる、これ不届であることの一つ。理由としては、一應もつともやうに聞えるが、外道げだうの逆恨みといふ譬の通り、道理のないことである。第一の場合は、全くそれに相違ないが、しかし新聞社が彼等を煽動した證據はない。第二の事實は、政府推察の如く、新聞社に於て寫しとつたのは間違ないが、公示しては居らない。更に又、第三に至つては、曲解の甚だしきもので、柳北の文は、『紀尾井坂の變は、櫻田門の變と同じく、まことに愁傷にたへない』といふのであつて、弔意を洩してゐるに過ぎない。元來柳北の文調は、反語的であつて、眞正面から政府を攻撃するのではな

く、『賢明なる當路者』とか、『政府の御慈悲によつて』とか、好んでさういふ表現をするので、よく／＼噛みしめると、くすぐつたい感じがするのである。内務卿の弔文にしても、その嫌はあつたかしらぬが、巧みに法網にふるゝをさけてゐる、これを拉へて條例にふれてゐると見ることが出来ない。これを要するに、これだけの理由で、發行停止の處分に附するは、言論壓迫の極所といはねばならない。

〔註〕

- (一) レオン・ミツチエル・ガンベッタ。佛國革命假政府の内務大臣、共和左黨の領袖、獨眼龍をもつて知らる。ドイツ軍が巴里包圍中、輕氣球にのつて脱出し、救援軍を組織した。徹底した共和政治の支持者である。(1833—1882)
- (二) 海老原穆。薩摩の人、明治四年陸軍大尉に任じ、五年愛知縣吏となり、六年辭職、八年集思社を起し、九年末『評論新聞』を發行、禁止となつて後『中外評論』と改め、政府攻撃をつゞけたが、十年二月捕へられて懲役一年の刑をうく。出獄後志を得ず、明治三十四年六月、横濱に死す、年七十二。
- (三) ジョン・アール・ブラック。英國スコットランド生、前身は海軍士官、文久元年横濱に於て、『ジャパン・ヘラルド』を經營、慶應三年『ジャパン・ガゼット』を發行、明治五年東京に於て、『日新眞事誌』を創刊した。明治初期に於ける新聞界の恩人である。明治十三年六月十一日死、年齢定かでない。

- (四) 柳川春三。名春嶽、名古屋の人、慶應三年、我國最初の雑誌『西洋雜誌』を刊行、ついで翌明治元年『中外新聞』を創刊、初期の新聞人としての文化的功勳は、特筆せねばならない。明治三年二月、三十九歳をもつて終る。
- (五) 藤田茂吉。佐伯藩士、福澤の門人である、鳴鶴と號し、『郵便報知新聞』を主宰した。五尺二寸に足らぬ矮男子だったが、滿身渾膽、よく後輩の世話をした。明治二十五年八月十九日死、年四十一。
- (六) 沼間守一。幕臣、江川氏について歩兵訓練を學ぶ、明治維新になつて後、元老院に出仕し、間もなく野に下る。嚶鳴社を起し、『東京毎日新聞』を主宰し、言論文章をもつて民権を普及した。明治二十三年五月十七日死、年四十一。
- (七) 島田三郎。幕臣、沼津洋學校出身、沼南と號し、近代日本の代表的雄辯家、普選運動に奔走し、これが實現に力を盡した。大正十二年十一月、七十二歳をもつて終る。
- (八) 成島柳北。幕臣、名弘、『朝野新聞』社長、輕妙洒脫の筆致をもつて、時事を諷するは、此の人の獨壇場であつた。彼も亦、柳川春三の如く、一代の才人にして粹人であつたが、明治十七年十一月三十日、四十八歳をもつて死去した。
- (九) 末廣重恭。宇和島藩士、鐵腸と號した。柳北と共に朝野新聞に筆をふるふ。政治時事小説『花間鶯』『雪中梅』などは、最も評判が高かつた。明治二十九年二月五日死、年四十九。
- (一〇) 杉田定一。福井縣出身、號鶴山、集思社に入り、西郷派を助け、舉兵運動を策したが、成らず。後、自由黨に加盟し、隈板内閣の際は、北海道長官となる。昭和四年三月二十三日死、年七十九。

政府顛覆會議

民権伸張の言論陣に當面して、且驚き且うろたへた政府は、先手を打つて輿論を誘導しようとした。

急進的民権家の板垣は、已に野に下り、漸進的立憲家の木戸は、郷里に引きこもり、ひとり大久保が政府の中心人物として、内外におもきをなしてゐたが、こゝに於て、彼は、まづ憲法制定を奏請し、明治九年九月六日の詔勅(一)となつた。横道へそれ、近路をたどつたので、大久保要撃の記述が、先きばしつて了つたが、大久保をさう易々と殺し去つては、民権論が獨りぼつちとなつて、相手がなくなる。われらは、こゝで又、本道へ立ち戻らねばならない。

明治天皇は、この日、元老院議長有栖川熾仁親王を召させられ、御手元にあつたアルフューズ・トッドの『パリーヤメンタリー・ガバメント・オブ・イングランド』(二)を御下げわたしになつた。この書は、かねて吉井友實(三)から奉呈されたものであつた。さうして、國憲起草委員も決定し、憲法の制定さると同時に、多年宿望の帝國議會も開設さると筈であつた。だが、薩摩と土

佐とには、尙未だ武力を行使して、政府を改革しようとする残存勢力が隠然としてひかへてゐた。彼等の意圖する公論政治が實施さるゝといふことならば、何等反對の理由はない、喜びむかへて然るべきだが、事實は、さうでなかつた。彼等の手によつて行はるゝ公論政治にあらざれば、その神髓を發揮することが出来ない。故にまづ政府をくつがへすことが第一、しかる後に於て、彼等の理想を實現しようといふのである。

はたして、詔勅降下の翌年、兵火は鹿兒島におこり、九州一圓を風靡した。はじめ、私學校徒暴動の第一報が政府に入つた際、元老院議員陸奥宗光(四)の木挽町の私邸には、板垣退助、後藤象次郎、林有造(五)、大江卓(六)といつた土佐派の面々が集合した。征韓論破裂のため下野した板垣、後藤は、民選議院設立を建白したが、彼等も亦、他の閥人の如く、土佐臭味からぬけきることが出来なかつた。薩長勢力を倒して、國民全體が政權を掌握するといふことなら、民選議院設立の旨にかなふのであるが、土佐人とその一黨とが、これにかはるといふ結果に墮すれば、徳川が薩長にかはり、薩長が土肥にかはつたといふだけで、デモクラシーの本領は完全に抹殺されて了ふ。しかし、何分にも、封建制を打破して直後のことであつた爲、土佐人にも藩閥意識をはなれた純正なる政治的感情が維持出来なかつたものらしい。

後藤は後藤で、乙亥内閣成立の際、元老院副議長として、政機線上に復活したが、かくの如きは、もとより彼の満足とするところではない。何か素晴らしい機会をつかんで、一山ひとやまあてねば、彼の英雄的氣魄をみだし得なかつた。後藤と板垣とを包圍する土佐人も亦その必要をみとめ、この兩者をあくまでも『土佐のホープ』として、中央政府へ推出さうとした。薩摩では、西郷と大久保とが、その力を一つにせずして、喧嘩わかれにたつて了つたことが、その勢力を衰退せしめる動因となつた。土佐は、この轍をふむまいとして、ひそかに警戒しつゝ、兩者の特異性を生かすめようとつとめた。後藤は、元來、人の意表に出るやうな大芝居を打つ立役者である。板垣は武人に似合はず、小心翼翼たる理想家である、故に正直な、生一本な、むかつ腹を立てる底の性格で、泥田には足を踏込まない。西に於て、西郷が、乾坤一擲の大芝居を打つといふなら、これに呼應して、東に於ても、一ゆすり天下をゆすり、あはよくば一國一城の主とならうとする放れわざは、後藤の得意とするところであつた。この土佐派の集團の中に加つた紀州人陸奥宗光が、又、絶世の才人、奇策妙案が胸中にわき起ると、すぐさま實行にうつす鮮かさは、樂屋裏の策士として申分のない人物であつた。

彼等は、西郷の立上つた機会をとらへ、一ひねりに政府を顛覆し、年來の宿願である民選議院

を彼等の手によつて設立しようとしたのである。決して好まじきことではないが、流血をもつて、民権政府を樹立しようとしたのである。

木挽町會議の結果、後藤象次郎は、京都に出發し、木戸に會見し、まづ鹿兒島征討の勅旨を奏請する運動にかゝつた。これ、彼等が私兵をつゝる手段に供しようとしたので、維新前の志士が、こゝろみた尤も古い手であつた。古くても何でも、それが出来れば、兵力集中のカムフラージュとなるからである。さうして、板垣は、土佐にかへり、志士を結集し、號令一下、立ちどころに武器をとつて立上る用意にとりかゝつた。大江は、京坂の間にあつて、刺客を放ち、政府の要人を暗殺する任務につき、林は外國商人によつて、銃器彈藥を購入する仕事に携はり、用意のととのふと共に、一氣大阪鎮臺を奪取し、政府を引つくりかへさうとした。陸奥は、この間にあつて、政府要人の一人として、機密を握つてゐるので、逆にこれを利用してしようとした、彼は、まづ鹿兒島出張の官軍應援のため、紀州から兵を募らうと擬裝して、政府の認可を得ようとした。後藤の勅旨奏請と同一手法であつた。さすがに、政府も二の足をふんで、容易に承諾をあたへようとしなかつた。陸奥は、今度は、次の手を按出し、後藤を入閣せしむる運動をおこしたが、これも亦政府の同意を得ることが出来なかつた。業を煮やした彼は、大阪鎮臺の所藏にかゝるドイツ銃一萬

挺を奪取して、兵をあぐる秘策を大江にさづけたのである。おぞや、これを斷行する直前にあつて、熊本城の内と外との聯絡がつか、薩兵は、城の包圍線を退却した爲、事は未然に終つたのである。

土佐派が打たうとした政治劇は、かやうにして、失敗に歸し、陸奥、林、大江等は、國事犯人として捕へられた。だが、板垣、後藤は、全く無傷であつた。これらの同志が、兩者を庇護して、取調の際、一言も觸着しなかつた爲であらう。

〔註〕

(一) 明治九年九月六日の詔勅。

「朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ、以テ國憲ヲ定メントス。汝等、之ガ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ。朕將ニ之ヲ擇ベントス」

(二) この書は、明治十五年に、尾崎行雄が『英國議院政治論』として翻譯してゐる。

(三) 吉井友實。薩人、名幸輔、西郷、大久保とは特に親善であつた。明治天皇側近に奉仕し、伯爵となり、樞密院顧問官となり、つひに世を終る。時に、明治二十四年四月二十二日、年六十四。

(四) 陸奥宗光。紀州藩、福堂と號した。明治第一の外交家、維新風雲の際より出で、日清媾和談判の終了、條約改正問題等に携つて、波瀾のある生涯を送つた。伯爵、明治三十年八月二十四日死、年五十四。

- (五) 林有造。土佐藩人、十年の役に政府顛復を企て、出獄して、自由黨を建直す。選信大臣、農商務大臣に歴任、晩年ふるはず、大正十年十二月二十九日死、年八十。
- (六) 大江卓。土佐人、場鶴と號した。維新の際は、高野山に義兵をあげて、紀州を牽制した。林等と共に出獄した後、財界政界を股にかけて縦横の活躍をしたが、晩年は、僧となり、天也といひ、一身を特殊細民の救済にさげた。弘化四年生、大正十年六月死。

近代日本の尖兵

板垣が、劍をすてて、舌をもつて藩閥と戦はうと決意したのは、薩軍が熊本城のかこみをとぎ、攻勢を守勢に轉じた時からである。さすがに、彼は兵家である、最初から戦局の成行を觀望してゐたのである。

福井の杉田定一が、説客となつて、高知に潜入したのは、板垣の心境が變化して、武器をすて言論第一ですゝまうとした際であつた。杉田と行動を共にした鳥居正功(こは、わたくしの知人であつた。杉田も、鳥居も、新聞條例にかゝつて入獄した仲間である。十年の役が起ると共に、西郷を助けて、大久保内閣を倒すことは、民意を伸暢するために、ぜひとも必要であると考へ、彼

等は、まづ水戸を動かさうとした。さうして、三木左太夫をたづね、勸誘大いにつとめたが、三木は、辭するに言葉なく、致し方なく彼等を常磐原の共同墓地に伴ひ、『水戸には、もはや人材がつかた、その證據は、御覽の通りだ』と、云つた。

元治甲子の役に戦亡した人々の墓が、ずらりと行儀よく並んでゐる。墓側には年齢が刻みつけてあつたが、みな十臺か二十臺の青年たちである。杉田等は、これを目撃して、いかにも三木の云ふ通である。これでは、水戸に聲援を求むることは困難だとあつて、直に方向をかへ、庄内に向つた。こゝは、西郷が維新の際藩主の降伏を容るゝに當り、特に手篤く待遇した爲、一藩悉くその徳になづいてゐた。よつて、話のもちかけやうでは、一藩の壯士、みな立つて鹿兒島に加擔する氣配が見えた。ところが、杉田等が庄内へ入つて事情を探查すると、山形縣令三島通庸(三)が、政府の内意をうけて、藩の指導者たちを逸早く軟禁してしまつた。壯士は充満し、武器は用意してあつても、指揮者が居らぬため、手も足も出ないといふ事情のもとにあつた。杉田等は、更に道をかへ、庄内を脱出し、高知に向はうとした。みちすがら、偵吏の眼がきびしかつたので、山野に寐ねて夜をあかしたり、民家の軒下で快睡を貪つてゐる際、盜賊にあやまられたりしてや

つと大阪についた。鎮臺には、鳥居の友人宮本照明(三)が、新任の歩兵少尉として兵隊を訓練してゐた。鳥居は、練兵場の隅へ、宮本少尉をさしまねき、

「おまへ、今から西郷方に味方しろ、そのつもりで兵隊を訓練しなくてはいかん」

と、頭からかう云つた。

少尉は、聴かなかつた。やむを得ず、堅く口を封じて、伊豫にわたり、國境の腹庖丁の險をふみこえ、裏街道から高知へしのびこみ、潮江の板垣の家を叩いた。鳥居は、生前、その時の状況を克明にかたつたが、板垣に對し、擧兵を入説すると、彼は火箸のさきで、力一ぱい灰をつまきながら、

「西郷は、兵を知らん、熊本一城にかゝりあつてゐるやうでは敗北だ、なぜ、奇兵を放つて、大阪をつかんのか、中國をおさへさへすれば、九州は立ちどころに彼のふところに入る、あゝいふ下手な戦さをするやうでは、もはや幾干も持つまい」

と、言ひ放つた。この時は、官軍と薩軍とが田原坂に對峙し、薩軍危しといふ報道が入つてゐた。兵そのものは、薩軍の方が強かつたが、いかにせん、武器彈藥は缺乏し、兵員補充の途はなくなつて、薩軍は、じり押しに押されてきた。畢竟、薩軍は、自己の實力に陶醉し、これを過信

して、官軍の實力を過少に評價したところに、彼等の失敗があつた。板垣は、この點を指摘して、『結局、西郷が敗れるとすれば、劍をもつて閩族と戦ふことは困難である、今後吾々にこのされた手段は、舌をもつて、彼等と戦ふことである。諸君も、板垣の意をくんで、言論戦をもつて彼等を倒さねばならぬ』

と、あべこべに板垣から説き伏せられた。

されば、政府に於ては、板垣の一舉一動を監視してゐたが、高知警察署長伊藤物部にしてからが、立志社の社員であつた爲、その統制が完全であつたと見え、板垣も立志社も、政府のおとし穴にはまらなかつた。『海南の虎』が、爪牙をかくして、風雲の成行を觀望してゐる中に、九月二十五日が到來した。『薩南の獅子』は、この日、傷つき斃れて、城山の樟樹は、天に向つて、『維新の終了』を告げたのである。維新の終止符は、明治四年の廢藩置縣にあると見ることも出來ようが、封建制は、尙未だこれをもつて終焉をつけてはゐない、西郷の死によつて、始めて舊時代と新時代との間に一線が割せられたのである。古き一切のものが、新しき一切のものにおきかへらるゝ機運に際會したのである。板垣は、この新舊時代の雙方にまたがつて、橋わたしの役を承はるといふやうな微温的な態度をとらなかつた。彼は、古い殻をいさぎよく捨て去つて、新しき

時代の潮頭に立つて、指導者となる決意をかためたのである。

板垣が生きのこつたのは、維新の清算者としての役割をはたす爲であつたと見てもよい。彼が征韓問題で下野した四人の同志の中、その一人江藤新平は、梟首の刑に處せられ、その一人西郷隆盛は、同じく身首處を異にし、その一人副島種臣は、山林にかくれ、その一人後藤象次郎は轉向して實業界に身を投じた。副島も、後藤も、後には政界に出頭したが、彼のワキ役をつとめたに過ぎない。さうして最後の一人になるまで闘ひぬいたのは、板垣一人であつた。彼は、全智、全能、全力をあげて消耗し盡し、手鹽にかけて育てた政友會の前身自由黨さへも、政黨政治實現の爲には、政敵伊藤博文の手にゆだねた。わたくしは、今でも、白銀のやうな長髯をしていた老板垣が、相撲場の一角に陣取つて、土俵の勝負に見入つてゐた、さびしい姿を思ひ出す。彼の一生は、自由の權化となつて、閥族の專横と闘ふことであつた。多少の不純性はあつたにしても、それは遊星群の存在のためには、ゆるし得る程度と見てもよからう。ともあれ、今や、その政敵の相手がなくなつて、老來燃ゆるが如き闘争心のやり場がない、肉弾相搏つ土俵上の勝負に興味をつないでゐたのであらう。アリストテレス(四)は、『正義は常に悲哀の調を帯ぶ』といつたが、この言葉は、よく板垣の全生涯にあてはまる。彼は、正義と共に先行したが、後人は却てこれに追

ひつくことが出来ないで、孤獨の悲哀のみが、彼につゞいたからである。

戴天仇氏が、日本に亡命中、わたくしは、大森の某氏の家で、二三回懇談した。戴氏は、この時、板垣に對して『先生』といつてゐた。そして、わたくし共と雖も、及びもつかぬ程の明晰な流暢な日本語をもつて、

『先生は、日本における最も尊敬すべき大先輩です』

と、板垣禮讃の一節をかされた。その頃の板垣は、全く新時代に取りのこされた失敗者として、清貧の中に生活してゐた。それにもかゝはらず、善隣中國の青年亡命客は、口をきはめて賞揚してゐたのは、彼にとつて好知己といはねばならない。後、戴氏の發表した『日本論』を読むと、

「板垣の奮闘がなかつたならば、日本は今日の文明と發展とを期し得なかつたであらうから、彼こそ眞に近代日本の第一の恩人といふべきである」

と、かいてある。わたくし共は、そこまで彼を賞揚していかどうか、躊躇せざるを得ないが、民主日本建設の指導者の一人として、彼の前に脱帽せねばならぬことだけは記憶せねばならない。わたくしは、戴氏にすゝめられて、實は板垣の屋敷をたづねた。門前寥落、當年の自由民権家

のさかんなる意氣精神の破片すらも、見出せなかつたが、しかし維新の生残者にあうて、無形の中に與へらるゝ處があつた。やつぱり會うてよかつたと思つた。板垣の困窮を見かねて、救ひの手をのばしたのは、尾崎巽堂であつた。巽堂は、大正政變後、大隈第二次内閣の成るに當つて、閣僚に列したが、その際、奏上して、維新の元勳を救助するために、御手元金の御下渡しを願出たのである。さうして、その御許が出て、老自由翁を救ひ得たといふことは、政界のかくれた一美談として傳へねばならない。

〔註〕

- (一) 鳥居正功。茨城縣人、舊土浦藩士、若くして集思社に入り、『評論新聞』に筆をとる。性洒脫磊落、老いて功名を追はず、従つてその事蹟聞ゆるなし、昭和十一年十一月十四日死、年八十。
- (二) 三島通庸。鹿兒島藩出身、名は彌兵衛、維新後、山形、福島、栃木等の縣令となり、盛に土木事業を起す。『土木縣令』と云はれた位。後、警視總監となり、保安條例實施の任に當る、明治二十一年十月二十三日死、年五十三。
- (三) 宮本照明。茨城縣土浦藩出身、明治後教導團に入り、陸軍士官學校にすゝみ、榮進して、陸軍中將となり、侍從武官たり。
- (四) アリストテレス。希臘古代の哲學者、マケドニア王アレキサンダーの師傅となる。大王死後、アテナを追はれ、六十三歳をもつて死去。(384—322 B. C.)

五、民人反省の底力

矢野龍溪と語る

板垣をかたれば、相手の大隈重信を地下よりよび起さねばならない。彼等は、薩長閥の二大敵國であつた。もし、彼等が、はじめから提携して共同戦線を張ることになつたならば、恐らく薩長閥の牙城は一たまりもなくつがへされたであらう。だが、彼等は、宿命的に結合することが出来なかつたのである。

板垣は、清貧の中に一生を封じたが、大隈は、大邸宅をかまへ、豪奢の生活をつゞけ、『世界の大隈』として名聲を保ち得た。もつとも、大隈は、八太郎といつた時代から、大名氣質があつたし、又理財にもたけてゐたやうだが、板垣には全然さういふ要素が缺けてゐて、只信念に生き、理想を貫かうとする南國的情熱をもつてゐたのである。さうして、又、大隈は、年老ゆると共に、愈々盛名を博し、世界各國の名流と交際した、といふのは、彼は、學校經營に成功し、年々早稲

田學園から社會におくり出さるゝ青年の多くが、大隈イズムを放撒したからでもあらう。板垣も土佐に立志社を起したが、こは、學校といふよりも、政治結社であつて、早稻田大學のやうな、純粹の教育機關とは、些か性質を異にしてゐた。なるほど、大隈のひきゐる改進黨と、早大の前身早稻田専門學校とは、決して無關係ではない。その教職員は黨員であり、その學説は、黨の奉ずる英國的議會主義であつたが、これを露骨に黨の教育機關として成長せしめず、學校本來の教育的使命を果すやうに導入したところに、巧みな轉身を見出すことが出来る。自由黨も亦、この掣にならひ星亨(こ)が學校經營にのり出したが、中道にして倒れた爲、事は成就しなかつた。麻布中學は、實は麻布大學を建設する第一段階であつたと説くものが居るが、或は、さうであつたかも知れない。

大隈の學校教育の功績については、政敵たる板垣さへも、これを認めてゐた。後年、芝公園に大隈の銅像が建設されたが、除幕式の際、板垣に對し、祝文代讀の要求があつた。使者は、執筆の手續をはぶくつもりで、あらかじめ起草した祝文の草稿を用意して行つたが、板垣は、これを一讀して、

『肝腎なことが落ちてゐる、これがなくては、大隈を殺すやうなものだ』

と、教育上の功績をかき加へたといふのである(二)。

大隈が、『常に老いざる青年』として、人壽百二十五歳説を提唱したのは、學園を中心にして、多數の青年と接觸し、青年の氣魄を失ふまいとつとめたからであらう。事實、七十七爺の老齡をもつて内閣を組織する氣力と骨力とを有つてゐたのみでなく、不自由な身をもつてして、選舉應援演説にまでのり出し、車上、街上、至るところに於て、得意の長廣舌をふるつた精力は驚歎せざるを得ない。

特に、吾々が、眼をまるくするのは、彼の素晴らしい記憶力であつた。一度きけば、細かい數字をはつきりと覚えこみ、これが次の機會には、澁滞なくすらくと口をついて出てくる。大藏卿となつたのは、壯年の頃のせるもあつたらうが、大隈の硯箱は墨もすつてない、筆も染まつてゐない、はじめて其の椅子についた時から、辭して其の椅子を去る時まで、もとのまゝであつた。では、その間、どうしてゐたかと云へば、何事によらず、みな口で辯じ、それを下僚にかきとらせたといふのである。

『ム、ム』

口をへの字型にまけて、うなづき乍ら、他の話をきく時は、彼が相手の知識を吸収する刹那で

ある。さうして、これを記憶中樞神経へきさみこんだら最後、もはや彼のものとなり、次に發言する場合は、堂々たる大隈の一家言となつて放送さるゝのである。この手で、大隈をみちびき、大隈ををしへた政治教育擔任者は、小野梓^三であつた。

彼は、土佐の出身なので、本來からいへば、板垣の傘下に馳せ參ずるのが至當のやうに見えたが、米英の留學から歸つてくると、はじめから大隈と進退を共にした。彼は、『渡鷗會』を組織し、有爲の青年學徒の中心となつて、政治、外交、經濟諸問題の研究につとめたが、早稻田専門學校の設立も、改進黨の組織も、これらの青年たちを土臺にして創立された。だが、その成るを待たずして地に入つた。彼が異物となつて後は、福澤の門人矢野文雄が、大隈の政治教育擔任者となつた。

わたくしは、彼がまだ健在の頃、一日、その家をたづねた事があつた。残んの寒さが、肌にひやりと迫る三月の初であつたと思ふが、彼は、小さな行火を毛布にくるんで、膝をあたゝめ乍ら、半日餘、わたくしのために、時間をさいてくれた。きちんと身づくろひした、瀟洒な風格の老人であつたが、若い頃の才氣のひらめきは、蔽ふべくもあらず、片言隻句の間に、それがうかがはれた。

彼は云つた。――

『自分は、大隈さんの指南役として、役人になつた、大體自分は福澤先生と同じく、役人といふものは性に合はない、ところが、大隈さんが大藏卿になつた時分、福澤先生に話があつて、誰か若いものを推薦してもらひたいと云ふことであつた。そこで先生は、私に行けといふ、私はいやだといふ、いゝぢやないか、藩閥政府を倒すには、外部からはたらきかけるよりも、内部から働きかけるのも同じだ、室に入つて矛を奪ふといふこともあるから、さう毛嫌ひせずに行けといふ、なる程とおもつて、やゝ心持がうごいた、それなら條件をつけませう、奏任筆頭なら、大隈さんのところへ行つてもようございませうとやつた』

彼は微笑した。

その頃は、奏任筆頭といへば、大書記官である。これについては權大書記官、少書記官、權少書記官、七等出仕といふ順序である。新聞記者は、大抵はじめは七等出仕である、矢野も亦『郵便報知新聞』の一記者であつた。しかるに、一躍大書記官をねらつたので、大隈もいさゝか手古摺つたらしく、最初の任官は少書記官で我慢して欲しいといふ交渉があつた。

『よし、大まけに、まけときませう』

と彼は、大藏省少書記官の辭令をうけて、大隈のふところに飛込んだ。

『その頃の大隈は、立憲政治が、どのやうなものであるかも碌に分つてゐなかつた。これこれと話せば、呑みこみは至つて早い方で、私は、いはゞ大隈さんの家庭教師のやうなものであつた』
彼は、さう云つてゐた。

明治十四年の『大隈旋風』は、實に、この家庭教師の捲き起した政變であつた。

〔註〕

(一) 星亨。江戸の人、左官職佃徳兵衛の子、長じて星泰順の後をつぐ。早くから英學を修め、明治以後陸奥宗光の知遇をうけ、官界に入る。はじめ外交官となり、後自由黨員として活躍、逓信大臣となつた。東京市政は、一時彼の手中に歸したが、つひに刺客のため一命を失つた。時に明治三十四年六月二十一日、年五十二。

(二) 『新舊時代』第二年第四及第五册掲載、『近世日本建設の父板垣退助伯、和田三郎』参照のこと。

(三) 小野梓。土佐宿毛の人、東洋と號した。明治四年米國に遊學、翌年大藏省留學生として英國にわたり、經濟及政治制度の研究に着手した。歸朝後、『共存同衆』を設立、外國文化の宣布につとめた。九年、司法省に入り、司法省書記官となり、ついで太政官少書記官兼務となり、法制局專務となる。時に年二十六、明治十四年の政變に、大隈重信と進退を共にし、改進黨及早稻田専門學校創立に着手、別に出版書舗をひらき、東洋館と云つた。明治十九年一月十一日死、年わづかに三十五。『國憲汎論』以下著書多し。

高潮の國會開設論

明治初年のデモクラシーは、上から下へ呼びかけたが、今や一轉して、下から上へもり上つて來た。今まで、さぐりを入れてゐたボーリングが、温泉脈に觸着して、一時に熱湯が吹きあけてくるやうな凄じい勢を示した。福澤諭吉の如きは、そのさぐりを入れてゐた一人なのである。

彼は、教育の行きわたらぬ中に、國會を開設するといふことには、初めから同意しなかつた。急ごしらへの、がたく普請では、どうにもならぬ、しつかりと土臺石をかためて、そこから工事を起さうとしたので、その點では、政府の漸進政策と全く一致してゐたのである。彼は、閥族の獨善も心得てゐる、同時に反閥族派の節制のない態度も承知してゐる、この兩者を結びつけて、協調を保持してゆくならば、新日本のデモクラシーは、軌道にのるだらうと見たのである。彼が、政府の新人伊藤博文、井上馨、大隈重信等に着目して、彼の抱有してゐた政治的理念を實行化さうとつとめたのは、さういふ處から出てゐる。

明治十二年の夏、彼は、愈々積極的運動にのり出し、『郵便報知新聞』紙上に、門人藤田茂吉等

の名をもつて、『國會論』を發表せしめた。その要點は、『文明社會は、自由競争の一大劇場である。力あるものが力無きものの上位にたつは、自然のすがたである。思ふに、權を好むは、人間の至情である、官僚は政權に取りすがつて、これを手離すまいとつとめてゐる。民人は、その分けまへにあづからうとして、歎願し、哀訴し、それが聽入れられぬからというて、退いて愚痴だら／＼の體たらくである、何故、すゝんで、これを取らざるか』といふ激しい論調のものであつた。彼としては、この一文によつて、政府當局に、よき刺戟を與へ、又民間有志の一步前進を促さうとしたので、云はゞ眠つてゐる政海に投げ入れた一個の石であつた。波紋は、豫期したよりも、更に大きくうごいて、民心は、これが爲に湧きたちかへつた。蜻蜒洲の首尾、いたるところ、政治に關心をもつ有志は、これ轉讀して、大いなる示唆をうけたのである。今までの消極的運動から一轉して、積極的運動に向つたのは、これが爲だと、福澤みづからさう云ふのであらう。

勿論、さういふ事もあつたであらう。同時に又、この年三月開かれた地方官會議には、各地方府縣會議員の傍聴をゆるした。彼等は、續々と上京し、會議の狀況を目のあたりに見て、みづから反省し、みづから覺醒し、國會開設の急務なる所以を感得した。さうして御互に云ひかはして、歸國して後、この運動に着手したといふ事實も見逃せない。

更に又、當時、民人を窮迫の谷におとしこんだ經濟生活の恐慌に至つては、最も深刻なる政治的示唆を與へてゐる。即ち、明治十年戦争の創痍が、やうやく戦後に至つて、うづき出してきた。その頃、政府には、軍備の貯へはびた一文もなかつた。大藏卿大隈重信は、印刷局にあつた反古同様の舊紙幣をひき出し、それで、どうやらかうやら、つじつまをあはせた。その額は、四千二百萬圓に達したので、戦後紙幣の價值は急遽に低落し、いたしかたなく、外國から五千萬圓をかりうけようとした。國會さへあつたなら、かういふ勝手な振舞をさせなかつたであらうが、政府は、てんで民人の痛苦困難を眼中におかないのであると、民権論者が、やつとこゝへ氣づいて來たのである。

されば、その基くところは、一途にどうとは云へない、たゞ民人の政治に對する反省の力が、時の勢をこゝまで引きすつて來たと見るより他はない。

明治十三年三月、大阪にひらかれた愛國社大會に於ては、つひに、片岡健吉(一)、河野廣中兩人が、二府二十二縣の有志を代表して、國會開設請願の建白に上京することに決定した。さきに、板垣等の民選議院設立の建白が行はれた際は、只政府に建白したといふだけであつたが、片岡、河野等の國會開設の請願は、天皇に直接奉呈しようといふのである。國會開設の思召は、五箇條

の御誓文によつて已に明かに示されたまひ、又つゞいて明治八年の御沙汰をも拜承してゐる、よつて一日千秋の思で、その日の到來するのを待ちうけてゐるが、もはや待ちくたびれて了つた、ぜひこの際、一日も早く天意を實施せられたい、これを開設する方法制度などは、開設の御許を得た曉、適當の代人を出して、聖上と協議し奉つて決定しようといふのである。即、天降りの國會でなく、君民直結の國會を起さうといふのである。兩人は、太政官に出頭したが、執奏の手つづき問題で、もみ合つてゐる中に、全國に散在する有志は、その報告をまちかね、續々上京し、大臣や參議を個別的に訪問して、議論を上下した。三條實美は、有志との面會を謝絶したが、岩倉具視は、門をひらいて、彼等をむかへ、その意見を聴取した。三條は、太政大臣であつた爲、特に警戒し、岩倉が其の防壁となつて、有志との交渉を引きうけたものらしい。

國會開設運動が、日を逐つて熾烈となるにつれ、閥人は、これを防禦する窮餘の一策として、『集會條例』を發令し、わき起る民間志士の言波をがつちりと喰ひ止めようとした。彼等は、さきに『新聞條例』と『讒謗律』によつて、民人の筆端を封じたが、今やまた『集會條例』によつて、その舌端をも封じ去らうとしたのである。

福澤の主唱にかゝる演説は、已にテストの時代を過ぎて、實行の時代に入り、政府の官吏も、

民間の有志も、みな一堂に集つて、講談論議をまじへた。明六社(三)をはじめ、さまざまの團體があらはれて、學術、政治、外交、財政等にわたる演説が行はれた。馬場辰猪(三)などは、傍聴料をとつて、講演會をひらいたが、それでも、聴衆は堂にあふれた。『ヒヤ〜』、『ノー〜』といふ洋語も、そのまゝ用ゐられ、政治的集會と、スピーチとは、はなれることの出来ぬものとなつた。筆によつて説を立てることは、防壁によつて敵を狙撃するやうなものである。舌によつて、論議することは、白刃をひつさけて、敵前に立つやうなもので、防壁もなく、遮蔽物もない、一言一句、云ひ損つたからといつて、修正は出来ない、従つて、その迫力は、筆力よりも強大である。尾崎翠堂が、桂太郎(四)を舌殺したといふのは、こゝをさす。

政府が、これを怖れたのは、當然なことであつて、この條例によると、地方長官(或は警視總監)は、獨斷をもつて演説會を解散し、その情狀によつては、演説者に對し、一箇年以内、管内において、政治を講談論議することを禁止することが出来る、又、内務大臣は、更にその演説者に對し、一箇年以内、内國的に政治論をなすことを禁止する權能が與へられてゐる。よつて、一たび官憲に睨まれた辯士は、何ほど聴衆をひきつける辯力をもつてゐても、忽ち舌をぬかれて了ふ。地方長官も、内務大臣も、閻魔大王の權能をさづけられたのである。

それのみではない、あらかじめ演題とその内容を届出でしめ、言論が一句たりとも、これ以外にわたれば、直に中止解散が命ぜられた。更に、公衆の安寧に妨害あるものと認めたり、人を教唆し、誘導したりするものと思はるゝ時は、同じく中止解散が命ぜられた。この邊は、まだおだやかであるが、更に又、政治に關する事項を講談論議するため、その旨趣を廣告したり、委員又は文書を發して、公衆を誘導したり又は他社と連絡したり通信したりすることは、許されなかつた。これでは、手も足も出ない、只口を緘して、黙してゐるより途はなかつたのである。

東京大學教授外山正一(五)は、政府人と民間人との熾烈なる鬭争を目撃して、『民権辯惑』を公けにし、彼等の向ふところを指示した。彼の論法は、抽象的にあらずして、實證的である。さうして、この一書は、『福澤の『國會論』』と表裏をなすものであつて、この點は特に留意せねばならない。

彼は、云ふのである。――

「我國の人民の中に、天性自由を愛する思想の起らぬのは、歐米の人民より卑屈な爲ではない、我國の人民は、永きにわたつて、壓制と束縛とに馴らされてはゐるが、未だ曾て英國のジョン王(六)とか、チャールス王(七)とか云ふやうな大非道大暴虐な君王に出會つたことがない、舊幕府

の頃、大名とか旗本が、領内の百姓に向つて、過當な御用金を申付けると、百姓達は、簞笠姿で、門前につめかけ、歎願の筋が通るまでは、その場を立去らぬ、かういふ示威運動を門訴といつた。一二一五年英國人民が、ラニミードの廣原に於て、暴虐王ジョンと會合し、強ひて人民の自由と權利とを獲得した。門訴とこの會合と大小の違はあつても、性質は同じである、佐倉宗五郎とワシントン(八)の例に於ても、同じことが云へる。さうして我が國には、かくの如く門訴あり宗五郎ありといへども、一のラニミードの會合もなく、一のワシントンも見出せない。こは全く大名旗本の中に、ジョンあり、チャールスありと雖も、未だ曾て君王の中に、このやうな暴虐者の居らなかつた爲である、かういふ人民に、自由意識をもたせるには、一層激烈な專制と干渉とが必要である。如何に馴らされた牛でも、過度にこれを使役すれば、憤然として飼主に向つてくるに違ひない」

外山の言を推開してゆけば、結局政府人が民間人の言論行動を極度に壓迫するのは、一見して、自由民権の昂揚をさまたぐるやうであるが、その實、さうではなく、却て自由民権を強化して居るのである、原動強ければ反動従つて強きは、自然の理法である、故に民間人は、些かも政府人の彈壓を怖るゝの要はないと云ふことになる。開族政府は、どうすれば、民論をおさへ得るか

と、やつきになつて熱中してゐる際、外山のこの一言は、ひやりと冷水をそゝがれたやうな形である。また民間人は、民間人で、政府の重壓に耐へかねてゐた矢先、この一言をきいて、強烈な刺戟劑を與へられたやうに感じたであらう。外山の冷頭冷眼なる、國中、夢中になつて、挑み合ひ、闘ひ合つてゐる眞最中、英國人の獲得したる自由、佛國人の獲得したる自由、又米國人の獲得したる自由について、一々其の來由を明かにし、自由が平和の花園の中にひらいたものでなく、壓制と束縛と困苦とをおしつけて、荒野の中に結實した所以を説き來つて、日本人を諷諭したことは、明治十三年への贈物として、これ以上のものはなかつた。

面白いことには、その頃『團々珍聞』にかゝけられた諷刺畫を見ると、願望蛇が、溪の一本橋の兩方から、『國クワイ』と口をあけてゐる、川下には、難澁徑厚(難澁經濟)がふんばり、川上には、人身背猴(人心背向)が、『ゼイ(税)』とうそぶき、物價騰貴を叫んでゐる、橋をわたらうとする一官人は、うろたへて眼をまるくしてゐる、これ取りも直さず、政府自らの姿であると云ふのである。穿ち得て妙であるが、果然、忌諱にふれて、署名人は、禁獄一年の刑に處せられた。『國會論』や、『民権辯惑』は、政府の痛所をついてゐるが、何の御咎めもなく、却て一片の漫畫が問題になつたのは、餘程政府人の苦悶の急所にふれたものらしい。

政府は『集會條例』によつて、民人をしてぐうの音も出ない程、完全におさへつけて了つたと思つただらうが、請願の方法をもつて、押寄せられるのが又一つの惱みであつた。外山のいふ門訴を行はうとするのである。さすれば、勢、『明治の宗五郎』も躍り出すのである。片岡や河野は、洋服をきた宗五郎であつたと見ることも出来る。よつて、別に又、『請願規則』を公布して、この運動の自由をも奪回したのである。

それによると、『府縣並郡區總代、結社總代の名をもつて請願することは許さぬ、請願書を差出す場合には、代人はまかり成らぬ、凡そ事の建白に屬すべきものは、人民各自の利害にかゝるを以つて、請願しても受理はいたさぬ、條規に違ひ受理せられざるの請願を以つて強ひてこれを乞ふものは、十一日以上一年以下の輕禁錮に處する、請願書は、新聞紙その他の文書をもつて公行することを許さぬ、もしこれを犯すものは、前條と同じ刑に處する』といふのである。蓋、上意下達、下意上達は、デモクラシーの本旨であるが、閥族は、みづから防壁となつて、民人の請願權を奪取した。舊憲法の制定にあつては、さすがにこれをみとめて、條文の中に加へられた。即、その第三十條に、

「日本臣民は相當の敬禮を守り、別に定むる所の規定に従ひ、請願を爲すことを得」

と、明記してある。

ところが、不思議なことには、この別個の規定が設けられなかつた。憲法に約束されてゐるところが空白となつてゐた爲、民人は折角請願権を與へられても、請願することが出来なかつた。死河の義人田中正造^(九)は、明治天皇、御在世の當時、鹵簿を冒し奉り、護衛の騎兵の馬蹄と槍先との襖をくゞつて、死をもつて直訴した。彼を目して、奇を好むとなす勿れ、彼を指して、行を文^{かぎ}となす勿れ、彼のなすべき仕事は、この一途につきてゐたのである。(二〇)

〔註〕

- (一) 片岡健吉。舊土佐藩士、明治に入つて海軍中佐となる、征韓論の際、板垣と行動を共にし、以來自由民権家となる。キリスト教信者にして政界の君子人であつたが、明治三十六年十月三十一日死、年六十一。
- (二) 明六社。福澤諭吉等、當時の新人によつて結成された學術思想團體である。明治六年に組織されたので、『明六社』と稱し、機關誌として、『明六雜誌』を發行した。
- (三) 馬場辰猪。土佐藩出身、慶應義塾に學び、後英國に留學、明治第一の雄辯家といはる。明治十九年渡米し、英文をもつて、日本の文化、政治、外交状態を紹介、言論自由の海外にあつて國政を非議した。明治二十一年十一月一日、ヒラデルヒヤに死す、年三十九。
- (四) 桂太郎。長州藩、公爵、陸軍大將、内閣總理大臣として、長州勢力を代表し、大正に入つては、内大臣侍從長となる。新政黨組織中、大正二年十月十一日死、年六十八。

- (五) 外山正一。幕臣、^{ちゆさん}山と號す、『赤門天狗』の別名がある。雄辯家にして達文家、我國社會學の開拓者、文學博士、帝國大學總長、後入つて文部大臣となる。明治三十三年三月八日死、年五十三。
- (六) ジョン王。イングラント王である、フランス遠征中、暴虐な政治と苛酷な課税とにたへかね、貴族人民等は、結束して王に反抗した。王、やむなく、一二年六月十五日、テムズ河畔ラミニードに於て、『大憲章』に署名した。これイギリス憲法の起源である。(1167—1216)
- (七) チャールス王。イギリス王である、王權神授説をとり、議會と衝突し、これを解散し、十一年間召集しなかつた。つひに議會は、王の暴政に反對して戈を執つて立つ、議會軍の名將クロムエルは、王をとらへ、『國民の公敵』として死刑に處した。(1600—1649)
- (八) ジョージ・ワシントン。アメリカ合衆國獨立の功勞者、植民地軍をひきゐて、惡戰苦闘、英國軍に敗れて後も、アレガニー山地に退却し、糧食の缺乏と戦ひ、二年有餘の後、勢を盛返し、英國軍をヨークタウンに敗り、やうやく勝機をとらへ、獨立を完成した。後初代の大統領となる。(1732—1799)
- (九) 田中正造。栃木縣の人、栃鎮と號す、彼は、渡良瀬川鐵毒事件解決のために一生をさへげた義人である。言動奇矯、議場に於ても、大臣を『バカヤロー』呼ばはりして、熱辯をふるつたが、結局、狂人扱ひをされて効果なく、明治三十四年遂に直訴を行ふ。大正二年九月四日死、年七十三。
- (一〇) 請願令は、大正六年になつて發布された。

大隈旋風

政府は、民間の國會開設熱にうごかされ、三條大臣も、愈々本腰になつて、憲法制定並に國會開設の期限を定めようとした。さうでもして、政府の態度を決定せざる限り、この運動を抑壓する手段はなかつた。よつて、衆參議に向つて、一應意見を提出せしむることになつたのである。

伊藤博文、山縣有朋、山田顯義(二)、井上馨等の長人、黒田清隆、西郷從道等の薩人、それら上書した。肥人は、大隈重信と大木喬任の二人だが、大木も上書すみとなつたが、ひとり筆頭參議大隈だけが、まだ上書しなかつた。有柄川宮から御催促があつたが、大隈は、

『いづれ御前會議の際、口上をもつて申上げます』

と、得意の辯舌をかりて、意中をつくさうとした。親王は、御許がなく、文書にして提出せよとおつしやつた。ところが、文書の執筆は、甚だ不得手である、矢野文雄が、かはつて意見書をしたため、これに私擬憲法草案をそへて提出した。政界革新の氣にもえる少壯雋銳の彼が起草したので、勿論漸進的意見ではなく、多少急進的意見ではあつたが、さればといつて、過激的意見

ではなかつた。

奏案の内容は、次の六目から成立つてゐた。

- (一) 國議院開立の年月を公布せらるべきこと
- (二) 國人の輿望を察して、政府の顯官を任用せらるべきこと
- (三) 政黨官と永久官とを分列すること
- (四) 親裁をもつて憲法を制定せらるべきこと
- (五) 明治十五年末に議員を選擧せしめ、十六年はじめに國議院をひらかるべきこと
- (六) 施政の意義を定めらるべきこと

これに總論をつけ加へてあつた。

畢竟、英國流の議會政治を布かうといふ案である。内閣組織者は、議會に多數を有する政黨首領がその任に當ると云ふので、これも已に彼等の間に論議されてゐたところである。政黨官と永久官との區別も、尤もな次第である、内閣のかはる毎に、各官廳の長、次長、局長は、政黨官として異動を見ても、それ以下の奏任官、屬官は、永久官としてそのまゝに異動せしめざる精神である。而して又、地方官、警察部長などは、中立永久官として存置しようといふのである。穩健妥

當な意見だが、だが、十五年末に、議員選挙、十六年始に議會開會といふ早急な計畫に非難があつた。この上書があつて後、岩倉は、内閣に出仕し、大隈を別室にさしまねいて、

『十六年初に國會をひらく準備が今から出来るかどうか』

と、内々意中をたしかめた。大隈は、

『準備が出来ても出来なくても、時機は焦眉の急に迫つてゐる、姑息の手段では、天下の人生を安んずることは出来ませぬ、たとへば、こゝに多數者が居つて、庭園の見物をいたさうと、門に集つてゐるとしたなら、何うなさるか、彼等は、門のあくのを待ちかまへて、ひしめき合つてゐるが、この時、急に半分大門を開いたとしたら、吾先きにと、どつと門内に押入り、怖るべき騒ぎを惹起します、むしろ門前に群衆の集合せぬ以前に、門を左右にひらき、自由に出入を許したなら、混雑は起りません、十六年初に國會を開かうとするのは、輿論の先鞭をつけるものであつて、いはゆる門の扉を左右にひらいて群衆を待つのは流儀である』

と、まくしたてた。

理窟は通つてゐるが、大隈は、衆參議を出しぬいて、政權を掌握しようとする陰謀があると云ふので、閣内に一大旋風をまき起した。薩長人に云はせると、大隈は、大藏卿として在職當時、

三菱に國庫の金を與へ、且又、海運獨占の特權を與へて、ひそかに結託してゐた。偶々、北海道開拓使官有物拂下問題(一)が起ると共に、その秘密を民間にもらし、一舉に政府の勢力をくつがへさうとしたと云ふのである。これは必ずしも薩長人の大隈排斥のため作りあげた風説とのみ見ることは出来ない、曾て江藤の計畫したところを、大隈は、三菱の經濟力と結びつけて、一舉にやつてのけようとしたであらうことも観察するるのである。尤も、同じ大隈の一黨にしても、穩健派と急進派とに分れてゐたことは云ふまでもない。わたくしは、矢野文雄に對し、この陰謀事件をたしかめたところ、

『そんなに騒ぎまはる程の問題ぢやなかつた、第一、吾々は、福澤先生の意見にもとづき、薩長政府の力をかりて、共に立憲政體を組織しようとした、といふのは、薩長は實力をもつてゐる、これを排斥するには、それ以上の實力をもたねばならぬ、故に何もこれを排斥する必要はない、その力をかりて秩序を維持しようとした。ところがね、大隈派にも、いろ／＼あつて、北海道官有物拂下問題がおこつた時、吾々は、かやうな問題は、國會さへ出来れば、あとで何うにもなることで、今騒ぎ立てる必要はないと云つたが、これに反對するものは、何は構はず、攻撃の一手に出た爲、却て敗れたのだ』

と、云つた。

いづれにしても、閣僚中、もつともツムジを曲げたのは、伊藤博文であつて、この機会に乘じ、筆頭参議大隈を内閣外に放逐しようとする發頭人となつた。薩長人の間に、かくの如き陰謀の行はれてゐることは、夢にもしらず、大隈は、奥羽御巡幸に扈從して、明治十四年十月十一日、東京に御還幸と共に、彼も自邸に引取つたが、その夜、辭職勸告をうけたのである。大隈みづから語るところによると、

『吾輩が辭表を提出するため、宮中に参内すると、門衛がきびしく遮つて中へ入れさせぬ、有栖川宮、北白川宮は、御巡幸中の同行でもあつたので、宮邸にゆくと、やはりこゝでも門を鎖して入れぬ、昨日まで供奉申しあげたものが、一朝轉落して、體のいゝ罪人となつてしまつた、御免の辭令は、司法卿山田顯義が友人として持つてきてくれた』
と、ある。

實に、馬鹿々々しい、子供だましの喧嘩のやうである。大隈を追放するにしても、追放の仕方があらうと云ふもので、堂々たる一國の政治家が、その政敵を倒すに當つて、かやうな方法を執つたことは、全く藩閥的感情の露出である。

福澤も亦、これが飛沫をうけて、陰謀の張本人のやうに見られたが、當人にとつては迷惑至極であつたらしく、伊藤、井上に對し、強硬な書面をおくつた。彼の發表した『國會論』の波紋が、擴大して、ゆくりなくも、その飛沫は、彼自身に及んだのである。だが、官民協調のもとに、完美なる日本的デモクラシーを建設しようとした彼の努力は、尙ほ拋棄しなかつたのである。

〔註〕

(一) 山田顯義。長州藩臣、陸軍中將、伯爵、司法大臣となる。明治二十五年十一月十四日、生野義舉殉難志士の忠魂碑前に於て發病、にはかに歿した、年四十九。

(二) 北海道開拓使官有物拂下事件。明治二年北海道開拓使をおき、年額四十餘萬圓を國庫から支出した。明治四年薩人黒田清隆、開拓長官となり、以來十餘年間に壹千四百餘萬圓を支出、明治十四年に國庫補助満期となり、これを三十萬圓、無利息三十年賦にて、薩人五代友厚等に拂下げようとした事件である。

兵も亦國民なり

伊藤も大隈も、大久保利通の信認を得て、大久保のために力をいたしたが、大久保亡き後は、

民人反省の底力

そのよりどころを失つた。彼等は、僚友として、隔意なき交をつゞけてゐたにも拘らず、伊藤の心中は甚だおだやかでなかつたに相違ない。伊藤に云はせると、『大隈は、もとこれ肥前の一士人、維新前にどれだけのはたらきをしたか、長崎の一留學生に過ぎないが、自分は、木戸の若黨として、幾度か生死の巷をくゞつて來た。それ程の勳功もない大隈が、自分の上座にあることは面白くないことだ』と、かう見たであらう。今や、その政敵を追放し去つて、彼は、得意の頂上にあつたが、ついで起るべき次の政戦に備へるためには、何を爲すべきかについて攻究したのである。

大隈が、一たび野に下れば、必ず國會開設問題をもつて、政府に肉迫するであらうことは、初めから判つてゐた。彼先づ火蓋をきる前に、吾まづこれを封ずるの策に出ようとして、岩倉に一書を寄せ、大英斷を促して居るのである。

「退いて勘考仕候處、到底國會論の局は、早晚御結無之では、明治政府の艱難、休む時なきの事は、申上候迄も無之、且薩長中興補翼の功績も竟に水泡に歸し候のみならず、却て天下後世の爲に禍害をのこし候にては、相濟まざる事につき云々」と云つてゐる。

これによつて、これを見れば、彼の頭腦には、薩長の功績が、こびりついてゐて、どうしても放れきれない、國會を開設するのは、日本國民の民意の伸暢にあつて、薩長の勢力を支持するのが目的ではない、この時の伊藤には、かくの如き見易き道理さへも判別し得なかつたのは、全く大隈憎惡の一念に眼がくらんだからであらう。

岩倉は、どつちかといへば議會開設はよろこばなかつたが、時勢の力には打克つすべもなく、伊藤に説き伏せられて、大隈追放の翌日、國會召集の大詔渙發を奏請したのである。明治十四年を起點とし、丁度十年目にあたる明治二十三年を期し、國會を召集することになり、五箇條の御誓文、つゞいて明治八年及び九年の勅語、前後十四ヶ年をへて、やうやく最後の段階に入る事となつたのである。

大詔の最後には、『故らに躁急を争ひ、事變を煽し、國安を害するものあらば、處するに國典を以てすべし』とある。これ、大隈及びその一黨にそなへ、併せて民間志士の言動を抑へようといふ主旨であることは云ふまでもない。たゞ、詔勅の起草者が、かくの如き言葉を聖語として挿入したのは、決して聖徳を洪大ならしむる所以ではなかつた。薩長人が天皇の赤子ならば、薩長人以外の民人も亦赤子である。照して漏く、施して私なく、偏故なき聖恩を歪曲し奉つた結果と

なつてゐる。

矢野文雄の言葉をかりると、

『大隈さんは追放されたが、それが爲にいやでも應でも、議會を設立しなくてはならぬことになつた、それも伊藤博文のやうな進歩的政治家がゐるからであつて、もし伊藤が居らなかつたら、國會開設は、二十三年に決定することも難しかつたであらう』

と、ある。

なるほど、さういふ事も云へるであらうが、こゝに一つ厄介なのは、軍部に於ける民権思想の波及をどう取扱ふかといふことである。軍人といへども木石ではない。天を拍つてわき起る民権運動に對して、無關心であり得るわけではない。軍部中の硬骨漢鳥尾小彌太(一)、三浦梧樓(二)、谷干城、曾我祐準等は、三條太政大臣に上書して、國憲の制定を強調した。なぜなら、兵も亦國民である、兵だけが國民の外にあつて、民権の何物たるかをしらず、憲法の如何なるものなるかも分らぬと云ふのでは、新日本の政治は圓滑に運営さるゝ筈はないからである、軍の大御所山縣有朋にとつては、實は、これが禁物なのである。といつて、此の四人は、軍の中堅である、その意見を無視することは出来ない、鳥尾、三浦は、山縣同様に長州出身、云はゞ戦友であつた。谷は、

土佐出身。曾我は秋月出身。さうして、鳥尾は前近衛都督、谷は陸軍士官學校長、三浦と曾我は監軍部長の要職にあつた。これらの人々の意見を葬去ることは出来なかつたので、山縣は、天皇の名に於て、軍と政治とを隔離しようとした。いかに、硬骨の將軍たちでも、事いやしくも、勅意に出た以上、これに服従せねばならない。山縣の裏面工作を知つてゐながら、これをどうすることも出来なかつた。

軍人勅諭には、『世論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り云々』とある。山縣は、これを布衍して、『軍人と雖も、朝政の利害において、眞に見るところあらば、穩當なる方法にて其の意を達することも難きにあらず、しかるを喋々論辯を逞しうし、動もすれば、時事に慷慨し、民權など唱へ、本分ならざることをもつて自ら任じ、武官にして處士の横議と書生の狂態とを擬し、以つて自ら誇張するは固よりある可らざることにして、深く戒むべきは勿論、且軍秩の次序を歴すして、建言をなすも許されざる所なり、況や所管ならざる官憲に對し、建言をなすをや、これ固より重き禁制たり、又新聞雜誌に匿名書を投じ、時事を論ずるなども、亦本分に背くなり』とのべ、軍人をして全然政治圏外においたのである。

鳥居や、三浦や、谷や、曾我は、智勇辯力をあけて、陸軍の藩閥化を打破しようとしたが、大

御所の存在によつて、いかんとも手のつくしやうがなかつた。或は樞密顧問官、或は貴族院議員として、わづかに氣を吐いたにすぎないが、この四人の中、最も永きにわたつて、政治的生命をもつてゐたのは、三浦梧樓であつた。これも、『舞臺裏の覆面冠者』として、その餘力をさいたに過ぎない。三浦については、尙語るであらうが、これらの將軍のかけには、一生の間、山縣といふ大きな力が鎖となつて存在してゐたのである。

かやうに、軍人が、政治に關與してはならぬといふ傳統は、明治、大正、昭和を通じて、かはりはなかつたが、終戦前には、その反動があらはれて、われらは、軍人政治家のあまりにも多きに苦しまねばならなかつた。階級によつて人をつかひ、號令によつて人を動かし、馬車馬のやうにわき目もふらず、一本路を突進して來た彼等は、單純で、卒直で、それ以外の何物でもない。複雑多岐なる政治面や外交面や經濟面を指導するに當つて、その實力の伴はざるは當然である。苦勞人の山縣の如きでさへも、その嫌ひがあつたのである。まして、碌々たる餘子に於ては尙更であらう。

〔註〕

(一) 鳥尾小彌太。長人、號得庵、陸軍中將、子爵。一言居士として、とかく議論が多かつた。禪理に通

じ、茶味を解した。貴族院議員たり。明治三十八年四月十三日死、年五十九。

(二) 三浦梧樓。同じく長人、號觀樹、子爵、陸軍中將、韓國駐劄公使の際、閔妃事件を惹起した。後樞密顧問官として一生を終る、大正十五年一月二十八日死、年八十一。

六、『明治關白』

政黨に對する展望

國會開設の大詔が下ると共に、自然國會開設期成同盟會は解消となり、そのまゝ名を『自由黨』とかへ、政黨發生の口火を切つた。

創立されたのは、明治十四年十月二十九日、總理は板垣退助、副總理は中島信行(一)、黨是は自由の擴充にあつた。即ち、自由は、人の天性である、従つて自由を保つは人の道である、しかるに、人爲の権力は、やゝもすれば天賦の自由を抑制し、その自然を損害し、その權利を保全する能はざらしめ、人民の最も貴重とするところの生命財産の安全も、これを維持することが出来ない、故に、天賦の自由をあくまで擴充して、上は政治を改良し、下は自治の氣象を發達せしめよ

うと云ふのである。つまるところ、天賦人權説の提唱であるが、政府の代辯者加藤弘之は、これを反駁して、その理論的根據をくつがへさうとした。加藤と雖も、そのはじめは、民主主義的見解をとつて、『眞政大意』や『國體新論』を執筆し、民主主義陣營の第一人者であつた。しかるに、ダーウイン(三)の進化論を知るに及んで、その學説を一變せしめた。さうして、自然科学は、すべての學問の基本であると主張し、優勝劣敗を肯定し、弱肉強食を是認し、自由平等の世界觀をすて了つた。よつて、『眞政大意』や、『國體新論』を絶版に附し、新たに『人權新説』を上木した。

この事は、はからずも自由民権派の陣營に波瀾をまき起した。殊に、自由黨としては、黨是の天賦自由説が、謬見であつて、後世をあやまるものと見られては、黙殺するわけにいかない、旺んなる論争が展開された。加藤は、福澤諭吉や中村敬宇とちがつて、日本に於ては、獨逸語學修の先輩人であつた。福澤や中村が、英國の功利主義的な著作を涉獵したのに反し、彼は、獨逸の國家至上主義的な學説に親炙する機会が多かつたといふことも、彼の學説轉化に一因を與へてゐるであらう。人によつては、彼は、政府のために強ひられて轉向したと説くが、これは些か酷であつて、彼の學問的自由意志から出てゐる事である。

自由黨の成立した翌くる年、即ち十五年三月十六日には、改進黨が組織された。總理は、大隈重信。副總理は、河野敏鎌(三)。黨是は、英國の議會中心主義に則り、最大多數の最大幸福を確保するために、急激なる手段をさけて、漸進的に、政治改革を實行しようといふのである。自由黨とは、その性格において、その行動において、行き方が相違してゐた、一方は、粗野であり、平民的であるが、他方は、端正であり、紳士的である。藩閥の力を掃蕩して、立憲政治を將來しようとする目的は同じであつたが、何となくしつくりと融合せぬ要素をもつてゐた爲、却て藩閥に乗ぜられたのである。

別に、この兩黨の間に介在して、福地源一郎、丸山作樂(四)、水野寅次郎(五)の三人が、肝煎となつて、『帝政黨』を組織し、政府の御用黨として、自由改進黨の陣營と對峙しようとした。世間では、これを、『三人政黨』と稱し、長人山田顯義の支持があると傳へた。彼等は、板垣、大隈から見ると、勿論政治家として格段の違があるが、政黨組織の熱心さに至つては驚くばかりであつた。彼等に従へば、自由改進黨の言動は、日本を破滅にみちびく、一方は佛國流の民主思想を傳播し、他方は、英國流の功利思想を宣布し、日本の君民同治思想と相容れない、日本は佛國的であつても不可、英國的であつても不可、日本の日本たる特殊性を失はぬやうな政體をつくり出

さねばならぬ、外國の模造品であつてはならぬ、もしこのまゝで推しよめば、自由改進黨の爲めに、日本のデモクラシーが、完全の發達をとけぬであらう、今こそ吾曹のたつべき時であると云ふのである。

福地は、『東京日日新聞』をその機關たらしめようとしたが、それには、第一、彼自身の筆の自由を確保せねばならなかつた。彼は、知人の富豪から十萬圓を支出させ、株主の株を買集め、いざといふ場合、株主の干渉をさへぎる準備にかゝつた。この金は、政府の支出なりとして、敵黨は誇大にあばきたてた。ある日、日報社の受付へ、見馴れぬ訪問客があらはれた。

『これをどうぞ福地先生へおわたし下さい』

紙包みをおいて、そのまゝ歸つて行つた。あけて見ると笹折であつた。蓋には、大きく『十萬圓』としたゝめ、中には薩摩芋と牡丹餅とが入つてゐた。薩摩芋は薩州人、牡丹餅は、『おはぎ』即ち長州人、『お前は、薩長の御用をつとめて、十萬圓もらつたな』といふ謎であつた。いづれ皮肉といつたら好きな江戸ツ子のしわざであつたらうが、これが世間一般の福地に對する非難であつた。

ところが、政府の一部には、政府は超然内閣ですゝまうとしてゐる矢先、却て好ましからぬ事

であると難くせをつけた。それに、當時、右翼の尖端人として知られてゐた説客藤田一郎(たけ)が、『黨名に帝政などと冠するは、やがて累を皇室に及ぼすことになる、さういふ不謹慎な態度は、絶對にさけねばならぬ』と、云ひ出した。

藤田は、品川彌二郎(や)や、佐々木高行や、伊藤博文など、政府人の間を往來してゐた黒幕の人物であつた。それやこれやで、福地自身窮地に陥り、この政黨は、後に自から解消を餘儀なくされたのである。

各地方にも、いくつかの政黨が生れたが、目ざすところは藩閥政府の打倒であつた。たゞ、ここに異色のものとして挙げねばならぬのは、『東洋社會黨』の結成であつた。發起者は、樽井藤吉(ふ)、組織されたのは明治十五年五月二十五日、綱領は、道徳をもつて言動の規準とし、平等を主義とし、社會公衆の最大福利を達成すること、この三目であつた。ところが、この黨は、運動に着手する前に解散を命ぜられた。どこが忌諱にふれたのか。一見つかみやうのない黨則を目して、危険思想であるとしたのは、或は盟約の一條でもあらうか。

即ち、この黨に加盟するものは、次のやうな誓をせねばならない。

「予は諸君とこの社會黨を團結し、諸君と共に、我黨旨を擴張するは、諸君、予をしてこの社會黨に加盟せしめしにあらす、又予が諸君を誘導せしにあらす、諸君が道義心、予が道義心と相感合協和して成るところなり、諸君が、わが黨則を編制せしは、予が曾て心に記銘したるところの者にして、即ちこの黨則は、予が精神の共に其の編制に與かりしものなり、諸君よ、この黨則は、予が精神を發表公示するものなれば、予は誓つて、この黨則を守り、他人の毀譽に拘束せられざるべし、且予はつとめて予が精神の如く、道義に富有なる精神の人と親和交結して、わがこの黨を大にせんとす、予はわが黨旨を擴張するに、親和をもつて宗とすべし、あへて敵を求むる如き言行をなすべからず、然れどもわが億兆兄弟中、もし過つてわが黨を阻害する時は、予は身をもつてわが黨に許さん、予身を我東洋社會黨に許すは、諸君にこれを許すにあらす、即ち是れ道義にこれを許すなり、予が腦裏に予を制する君主あらず、予が奉ずる所の君主は、一の道義あるのみ、道義も亦予が腦裏を制する能はず、予が精神は即ち道義なればなり、予はこれを心に誓つて以つて諸君に示す」

隨分、まはりくどい云廻しだが、恐らくこれが問題になつたのであらう。精神絶對をとき、君主といへども予の精神を制することが出来ないといふやうな處迄説及んだのが不可なかつたのだ

らう。この社會黨では、會長又は創立委員と云ふものもなく、本部も支部も設けない、會議の費用は、その時出席したものの自辨とし、運動手段としては、遊説と出版とによるといふので、その正體の在所をつかまへやうがない。官憲から黨員名簿を提出せよと命じたところ「我黨は、道徳をもつて中心としてゐる、然るに公然名をあらはすのは、吾こそ道徳家なりと自慢することになり、道徳的行爲として好ましくない」と、突刎ねた。黨員が果して意識してゐたかどうかは別として、無政府主義の理想らしいものを表示してゐるので、政府は解散を命じたのであらう。

わが國の社會主義政黨の發芽が、こゝに在ると云ふことになれば、この黨は、自由、改進、帝政、その他の黨と共に、重要な歴史的存在であつた。だが、創立者の樽井藤吉は、それ程明確な理念を把持してゐたわけでもない。只注目すべきは、日本社會史上の冒頭をかざる彼の計畫は、全く他の思想のかりものでなく、彼一個の獨創から出發して居ることである。

彼は、もと大和の一材木商であつたが、自助自成、自ら教育し自ら運命を打開してゆく底の人物であつた。殊に、その思想的閃光は、他の端倪をゆるさなかつた。彼は、一家を經營するは、一國を經營するに如かず、一身をもつて善をなすは、國家をして善をなさしむるに如かず、個人を中心として、別々に資本を運用するは、國家をして資本を運用せしむるに如かずと、かう考へ

て、この國家統制經濟政策を岩倉具視に進言した。岩倉は、おどろいた。自由主義、個人主義、財産の私有制度、經濟上の競争制度が、常識となつてゐた當時、これは又、突飛なことを考へ出したものだと思つた。

『貴公の意見は、文明社會の主義にそむいてゐる』
と、刎付けた。

だが、彼は岩倉から拒絶されても、尙この計畫の實施を斷念出來なかつた。無人島に植民し、そこで理想を實現しようとした。偶々上海に於て、外人宣教師に會見し、

『君の思想は、社會黨といふものの主張に近いやうだ』

と、教へられ、社會黨を知り、社會主義を知つた。彼は、自己の抱有する意見が、社會黨の色彩を帯びてゐると氣づいて、『東洋社會黨』の組織に當つても、特に、『社會黨』の文字を用ゐたが、實際は、根柢ある社會主義的理念から出たわけではない。まして、『無政府主義』については、何等關係がない、強ひて云へば、『國家社會主義』の範疇に入ると見てよいだらう。かくの如く、『東洋社會黨』は、忽ち生れ忽ち消えうせたが、山路愛山（も）は、『日本に於ける自發の社會主義、或は社會政策といふも可なり』と云つてゐる。

學者でもなく、書齋人でもなく、主義者でもなく、一個の商賈が、日本に於ける社會主義運動の皮切をつとめたのは、一奇といはねばならない。殊に、自由黨が中産階級以下の庶民を目標とし、地方に根據をすゑたのに反し、改進黨は、知識階級、資本家階級を目標として、都市に勢力を張つた當時である、無産階級、勞農階級に對する政治家の呼びかけは無いことはなかつたが、その力は微々たるものであつた際、たとへ有意識にせよ、無意識にせよ、ともかく社會主義運動が第一歩を踏出したといふことは、藩閥政府の一大脅威であつたに相違ない。

〔註〕

(一) 中島信行。土佐藩士、陸奥宗光と親善であつた。維新後、神奈川知事、元老院議員となり、下野して自由黨に入る。第一議會の議長、後外交官にすゝみ、男爵を授けられた。クリスチャンである。

(二) 明治三十二年三月二十八日、貴族院議員として死去、年五十四。
チャールズ・ロバート・ダーウィン。英國の生物學者にして、進化論の創唱者。生物は、一定不變のものではなく、徐々に變異し、進化してゆくことが、彼によつて實證されて後、實社會人類生活の基調に革命的變化を與へた。有名な『種の起源』は、一八五九年の著作、彼が二十二年にわたる研究の結晶である。(1809—1882)

(三) 河野敏鎌。土佐藩人、維新後江藤新平の盡力によつて、政府に出仕、佐賀の暴動に際し、江藤を裁判し、峻烈を極めた。大久保の死後、大隈と行動を共にし、内務、文部、農商、司法の各大臣に歴

- 住、子爵を授けられた。明治二十八年四月二十四日死、年五十二。
- (四) 丸山作樂。島原藩士、明治政府につかへ、外務大丞となる。明治四年國事犯に坐し、終身禁獄に處せられ、赦されて後、『明治日報』を創刊した。元老院議員、貴族院議員となる、明治三十二年八月十九日死、年六十。
- (五) 水野寅次郎。高知藩士、はじめ立志社に入る、後板垣退助と政見を異にし、共行社を起し、『曙新聞』を買収した。第一次松方内閣の際、奈良縣知事となる、明治四十二年六月死、年五十六。
- (六) 藤田一郎。栃木縣鹽谷郡宇都野村農關重の男、『建白屋』の綽名がある。國事につき屢々政府に建白し、一時宮内省に出仕、明治十二年辭して、『通信雜誌』を發行し、又『國會準備新報』を創刊した。明治十七年、坩鍋會社を創立し、紅葉館に開業式をあげた際は、來會した朝野の名士三百餘人と云はれた。晩年ふるはず、歿年不明、『國體論』の著がある。
- (七) 品川彌二郎。長州人、子爵、トコトンヤレ節は彼の作にかゝる。明治二十四年内相として選舉干渉を試む、後國民協會を組織し、開族勢力の維持につとむ。明治三十三年二月二十六日死、年五十八。
- (八) 樽井藤吉。大和國宇智郡南宇智村の産、明治元年上京、井上頼因に國學、林鶴梁に漢學を學ぶ。第一議會には、奈良縣選出代議士として登場、『社會黨來る』と、滿堂を震駭せしめた。晩年ふるはず、大正十一年十月死、年七十三。『大東合同論』、『明治維新發祥記』等の著がある。
- (九) 山路愛山。静岡縣の人、名彌吉、クリスチヤンである。はじめ新聞記者となり、後著述をもつて終始した。樽井藤吉の事蹟は、その著『現時の社會問題及社會主義者』中にかゝけてある。大正六年三月十五日死、年五十四。

18

藩閥の一敵國

自由黨や改進黨の行方とはちがつて、別に一院制を主張し、普通選舉を提唱して、これを黨是として一政黨を組織しようとしたのは、『東洋自由新聞』の同人たちであつた。この新聞は、明治十四年三月十八日に創刊されたのである。社長は、西園寺公望(一)。同人は、松田正久(二)、中江兆民(三)、松澤求策(四)、柏田盛文(五)の面々であつた。

この中、閥人の一大敵國となつたのは、いふまでもなく、西園寺公望であつた。彼は、明治四年、巴里に遊學し、碩學アコラス(六)の門に入り、法政を學んだが、同門は、いづれも急進的革家であつた。彼が、二十二歳から三十二歳に至る十年間、最も感受性の強い青壯年時代にあつて、これらの人々と往來し、パリ・コムミュン(七)の中に成長したとすれば、ミルやスペンサーのやうな英國流自由思想よりも、更に急進的思想を抱有したであらうから、歸朝して其の思想を行動化する事は、閥人の最も恐怖したところである。地位、名望、一世を壓してゐた貴公子が、民權運動の第一線にたつことは、祿にはなれた不平士族や、不羈放縱な書生たちが、いたづらに言を

壯烈過激に彩つて、實行性のない空しき雄叫をあぐるのとは違ひ、信頼性と傳播性とを有つてゐる。政府は、この點について必要以上に焦慮したのである。

よつて先づ西園寺と新聞とを隔離しようとしたが、彼は動かなかつた。あらゆる陰密な手段が講ぜられたが、松澤求策の發表した顛末書によると、『勅命』であると記してある。或はさうであつたらう。彼の兄徳大寺實則(あ)は、明治天皇の側近に奉仕し、彼みづからは、明治天皇の御學友であつた。生れ乍ら身體の虚弱であつた彼は、甘やかされて成長したので、年をとつても、それが直らなかつた。御所だからといつて、つゝましかに振舞つては居らなかつた。外國へでも出したら、さういふ氣象が匡正さるゝであらうといふ天皇の思召で佛國留學の御許があつたと傳へられてゐる。さういふ特殊の關係から判斷すると、新聞社長辭職、政黨組織斷念の裏面に、聖上の思召がかくされてゐたことも想像出来るのである。松澤の發表した社長辭職顛末書は、さうしたわけで、政府の忌諱にふれ、彼は懲役七十日の處刑をうけた。

西園寺が社長を辭して後、この新聞も廢刊となり、政黨組織計畫も、闇中に葬り去られた。さうして、西園寺は、外交官として歐洲に派遣されたのである。

わたくしは、曾て、景山英子(あ)(福田氏未亡人)から聞いた。景山は、西園寺が『東洋自由新

聞』社長の頃、新橋にあつた寵妾阿菊の隱宅で、初めて會見した。高貴織のきものに、縮緬の襟巻をして、きちんと坐りこみ、花札遊びに興じてゐたところは、どう見ても俳優か講釋師のやうであつた。さうして、その時の話では、英雄主義をひどく嫌つてゐたと云ふのである。「一人のものが、圖破ぬけて、えらくなり、萬人がこれに追隨するといふのは、ほんとうの政治の行き方でない、もし英雄主義が許さるゝなら、萬人が萬人、悉く英雄になると云ふのでなければ本當でない」と云ふのである。

西園寺が、英雄主義に反對したといふことは、いかにもさうであつたらう。彼は、英雄といふものに好奇心をもたなかつたであらう。さうして、廣く世界の大局を基底として、當時の日本の情勢よりすれば、封建的産物の英雄をつくるよりも、三千萬國民の英雄化が必要であつたこともうなづけるのである。

西園寺が、景山を近づけたのは、女は女同志、印刷局の女工に、自由主義を宣布するためであつたが、この計畫も、新聞の廢刊と共に消滅した。それくらゐの熱心さを一生保ちつゞけたなら、彼の民主的思想も更に具體化したであらうが、いかにせん、執着性と感激性が稀薄であつた。くふか、くはれるかといふ政治的争鬭を展開するには、氣力と骨力と迫力が缺けてゐた。地位

も、黄金も、名譽も、彼にとつては飽和状態であつたので、何等の魅力を感じなかつたといふことが、味方としては頼りなかつた。彼がもし、岩倉ほどの頑健さと剛毅さとを有つてゐたなら、日本の政治面を改革する上に於て、一大勢力となつたであらうが、結局、それ程の野心がもてなかつた。さうして元老の最後の生きのこりとして、一生を終つたのである。

(註)

- (一) 西園寺公望。西園寺家は七清華の一つ。世々琵琶をもつて家業とした。公望は、維新後、佛國に遊び、歸朝後、外交官、文部大臣等を経て、政友會總裁となり、内閣を組織した。後、元老となつて歴代内閣の産婆役をつとむ。昭和十五年十一月二十四日死、年九十二。
- (二) 松田正久。佐賀藩士、明治四年陸軍省留學生となり、佛國に赴く。以來西園寺と相識る。文相、法相、藏相等を歴任し、功により男爵を授けられた。大正三年三月五日死、年七十。
- (三) 中江兆民。土佐の産、名は篤介、兆民は其の號、明治初年司法省出仕となり、佛國留學を命ぜられ、西園寺と相知るに至つた。歸朝後、ルソーの民約論を譯し、自由民主主義を提唱し、言論界の重鎮となる。晩年ふるはず、喉頭癌を患ひ、病骨を呵して、『一年有半』、『續一年有半』を著はした。明治三十四年十二月十三日死、年五十五。
- (四) 松澤求策。信州松本の人、西園寺を『東洋自由新聞』に推したのは彼である。新聞社では主として事務、會計の任に當つてゐた。明治十九年、石川島監獄において獄死、年三十二。
- (五) 柏田盛文。鹿兒島藩士、慶應義塾出身、千葉縣をはじめ、茨城、新潟等の知事となり、文部次官に

すむ。明治四十三年死、年六十。

- (六) エミール・アコラス。十九世紀半頃より佛國政治及思想界に勢力のあつた政治學者、識見透徹をもつて知らる。著書の中、『政理新論』は、日本に紹介され、舊門人として、西園寺公望が序文をかいてゐる。

- (七) パリ・コンミュン。一八七一年、巴里に起つた労働者の政府をさす。労働者の經濟的解放を目的として、新たに發見された政治の様式、蓋しロシア革命の前驅をなしてゐる。

- (八) 徳大寺實則。明治天皇侍從長、公爵、天皇崩御の後、致仕して老を養ひ、大正八年正月死、年八十二。西園寺公望、先代住友吉左衛門は、その實弟に當る。

- (九) 景山英子。岡山藩士景山確の三女、明治時代の女流社會運動家として知られてゐる。夙に自由黨に加はり、大阪事件に連坐して、獄に投ぜられた。『平民新聞』社を創設した蔭には、彼女の活躍がある。晩年、聞ゆるなし。昭和二年五月二日死、年六十一。『妾の半生』その他の著がある。

政黨の各個擊破

この時の政府は、伊藤博文、山縣有朋が、長州閥を代表し、黒田清隆、松方正義が、薩州閥を代表し、土肥は野に下つて、勢力は、歴然と二分したのである。

伊藤は、『觀兵式の大將』と云はれた。賑やかに着飾り、陽氣にふるまひ、少年のやうな無邪氣

さを有つてゐた。勳章や飾帶や、黄金の飾を施した劍や、金モールを縫ひつけた服や、さういふものは、殊の外好きであつたが、政敵大隈を追放して後は、全く彼の獨り天下であつた。その頃の彼の詩に、

北風吹_レ面解_二餘醒_一。 激浪洪濤漲_二巨艫_一。

閑却漢高三尺劍。 蘇張滿眼策縱橫。

と、感慨をもらしてゐる。何も、漢高の武力を用ゐずとも、舌頭三寸をもつて政局を縦横に料理して見せるといふ御自慢ぶりである。山縣は、伊藤の陽性なのにくらべると、陰性であつた。伊藤は、かつと怒ることがあつても、すぐに忘れてしまふ。さうして、つひに相手にうまく持込まれると、ころり其の氣になつて、今まで敵であつた彼が、忽ち味方になつてしまふ。山縣になると、さうはいかない。根づよく、底ぶかくかまへて、どこまでも初一念を貫くといつた性分である。明治二十九年二月、東宮侍講川田剛_(二)が、死去前一日、宮相田中光顯_(三)は、その功に酬いようとして、授爵の奏請をしようとした。まづ、これを伊藤にはかると、同意したが、山縣に相談すると、『あれは板倉の家來ぢやのう』と、つむじを曲げた。それで授爵は立消えとなつた。板倉松叟は、備中藩主であつて、維新前の老中職である、従つて「賊板倉」である、その家臣な

るが故に、たとへ文勳ありとはいへ、授爵の恩典然るべからずと云ふのである。明治の世も、早や半をすぎてゐながら、尙且、彼は封建思想の切りかへが出来なかつた。政治家としても、伊藤とは正反對な行き方をえらんだのは、全くその性格の相違から出でゐる。

薩摩の代表黒田清隆は、一介の武弁に過ぎない、戦國亂世の間にあつて、一國一城をあづかる底の豪傑であつて、明治時代に、彼の出現したことは、時代錯誤であつた。松方正義に至つては、後入齋の名が示すやうに、藩閥の背景と、恰好の女房役とが存在することによつて、何うやら總理大臣をつとめ得たが、獨りあるきは難かしい。たゞ、薩長勢力の均衡を維持する上において、その地位に坐したに止まるのである。かくの如く、人物貧困の上から見ると、政局も、明治初年とは、非常な變貌をきたした。すなはち、政治力の中心は、薩摩から長州にうつり、長州では、伊藤と山縣との勢力が對峙したのである。

愈々、議會開設が近づいたので、その前提となる憲法の制定が當面の問題となり、伊藤は、これに着手した。已に、左院に於ける國憲起草委員の案もあつたが、伊藤は伊藤で、彼一個の力によつて、これを編制しようとし、何も彼も新しく出直すことになり、隨員を帶同して、明治十五年三月、ドイツに向つた。さうして、主としてドイツの國法學者グナイスト_(三)の學説をきき、そ

の門人からも講義をうけた。伊東巳代治^(四)が書記、駐獨公使青木周藏^(五)が通譯の任に當つた。速成で、憲法の勉強をしようとしたのであるが、さすがに、才人伊藤も、豫定の短日子では、十分の攻勢が出来なかつた。滞在日數の延長をもとめて來たが、内閣の同僚山縣、井上、山田等によせた書面を見ると、

「國憲取調の事務も追々はかどり、大要はのみこみの心得に御座候、とても精緻にはまゐり申さず候へども、中央政府の組織より地方自治のことに至るまで、大概は研究を致さざるを得ず、故にいかほどの達識學者といへども、必ず數多の歲月を要し候こと、論をまたず、小生にありては、殊に淺學のみならず、ドイツの文語をも解せざるよりして、尤も困難なるわけに御座候故、事宜によりては、今一ヶ年か半歳ぐらゐは歸朝御猶豫を懇願つかまつりたく、尤も隨員も多人數に御座候故、のこらずと申す儀は隨分御困難と奉存候へども、これらは如何様とも御指揮次第に取りはからひ申候」と、云つてゐる。

その中、暑中休暇がくると、彼は、ウインナへ出かけ、スタイン教授の指導をうけた。教授の講義は英語だつたので、伊藤にとつては好都合であつた。

ウインナから岩倉にあてた彼の書面には、

「博文來歐以來、取調候かどくは、手紙につくし兼候故申上げず候處、ドイツにては有名なグナリスト、スタインの兩師につき、國家組織の大體を了解することを得て、皇室の基礎を固定し、大權不墜の大眼目は充分相立ち候間、追つて御報道申しあげべく候、實に英米佛の自由過激論者の著述のみを金科玉條の如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの勢は、今日我國の現狀に御座候へども、之を挽回するの道理と手段とを得候は、報國の赤心貫徹する時機に於て、その功績をあらはすの大切なる要具と存じ、心ひそかに死處を得るの心地仕り、將來に向ひ相たのしみ居候事に御座候」と、心境を吐露してゐる。

云ふこゝろは、自由民権の陣營に依る在野の政客と、陣頭に見えて、十分にたゞかひ得る政治的思想の根據をつかむことが出来たと云ふ自信力を示してゐるのである。

伊藤は、スタイン教授には、ひどく敬服したらしく、彼を日本に招聘して、日本の教育制度を確立せしめようとしたが、何せ、老齡の故をもつて、教授が堅く辭した爲、實現されなかつた。グナリストよりも、スタインの方が、日本の歴史人情に精通してゐたので、その講義ぶりも親切

であつた。且思想も進歩的であつた。しかし、舊憲法の起草にあつては、グナイストの學說の方が、主として採用されたのである。

伊藤の外遊に刺戟されて、後藤象次郎、板垣退助も亦、手を携へて外遊した。ところが、日本出發前、どこからともなく、『板垣の洋行費は、伊藤が支出してゐる』といふ風評が立つた。こゝは、板垣にとつても、伊藤にとつても、迷惑至極のことであつて、事實は、伊藤自身のかいた手記によつて見るがいゝ。――

伊藤が、歐洲に出發する前一日、板垣が突然たづねて來た。板垣は、先きに、岐阜に於て遭難し、その傷がやうやく癒えたので、その間の苦衷をのべ、

『この上は、たとへ世間に容れられなくとも、吾輩は、自ら信ずる處に従つて行動し、斃れてやむの覺悟である』

と、云つた、伊藤は、

『個人一身の節義を守るだけで、他人のことには一切關係せぬといふことなら、それで結構ですが、苟くも世を益し國を利し、衆人の先覺とならうとするものは、その學問衆に先んずる必要があらう、小生がこゝで申す學問といふのは、何も書を読み文を弄ぶの謂ではない。貴下は、一世

の指導者となつて、人心を鼓舞作興せんとするのであるから、是非歐米に遊び、彼地の古今の沿革から、政治、人情、風俗、教化の基くところを研究せられたい、今日の有様は、世をあけて、歐米を模倣してゐるが、その中には、彼地の實際を知らずして、徒に衆をあやまるものもないではない』

と云つて、しきりに洋行をすすめた。板垣は、うなづいてゐたが、そのまゝ別れたといふのが真相である。板垣と、後藤との洋行は、それから後であつて、伊藤の勧誘はあつたであらうが、その洋行費の支出まで、伊藤が擔當したといふのは、誤解にもとづく。

伊藤は、これについて、

「本邦にて、或は小子が、彼等を籠絡して、歐洲につり出し、他日政府の困窮あるに際せば、彼等を使役して、官民の調和をはかるの具となさんとする計略なりと、誣言を造爲して、世を惑さんとするの徒あるを聞く、小子もとより意に介する所なしと雖も、人情世態の如斯は、眞に可愛ことなり」と、述懐してゐる。

それにもかゝはらず、改進黨派の新聞紙上に於て、この洋行費の出所が政府に在るとかきたて

た爲、自由黨員の中にも不平がもりあがつた。就中、馬場辰猪、大石正巳(五)、末廣重恭等は、極度に憤慨し、板垣が出發の直前、参内して本部にかへるを待受けて、板垣を詰問した。翌日も亦、本部につめかけ、板垣に迫り、馬場、大石は、板垣を打擲しようといふ氣負ひ立つたが、同志が遮り止めた爲、無事に終つた。これがもとで、板垣は出發を二週間延ばしたくらくらで、党内の空氣は極度に悪化した。馬場、大石等は、つひに板垣と絶縁し、自由黨を脱退したのである。

一方、改進黨は、意地わるく、この問題をとりあけて、攻撃の手をゆるめなかつた。自由黨では、その報復手段として、大隈總理の人身攻撃をなし、『改進黨は偽黨なり』として、相方いがみ合ひをはじめた。このことは、閣族政府にとつては、最も望まじきところで、期せずして『デイバイド・エンド・ルール』の方式にはまつて來た。伊藤のいふやうに、はじめから政治的隱謀が企てられたのではないが、この偶然事實が、それに役立つことは明かである。

後年、日本の議會には、泥試合といふものが行はれた。政見の是非を論議するのではなく、黨人の私的行爲をあげたてて、相互にのゝしり合ひ、わめき合ひ、神聖な議場を喧嘩場のやうに心得てゐた議員がゐた。その俑を作したのは、實に政黨發生の直後に起つた、板垣洋行問題による。

尤も十年といへば、一昔である。國會といふ据臆を前にして、その間箸をとることも出來ずに控へてゐた民間有志は、かういふ内輪喧嘩でもして日を消すより外に途はなかつたのであらう。何も十年の歳月を待たずして、大隈の如く、即時憲法を制定し、議會を開設しても差支なかつたであらうが、薩長閥の堡壘に立てこもる官僚たちは、防禦の手續がつかなくつたのであらう。總指揮官伊藤博文は今や、その陣營強化の方策を研究して、歸朝の途についた。

この時、維新の元勳岩倉已に亡し。すべての重責は、伊藤の雙肩にかゝつたのである。

〔註〕

(一) 川田剛。備中の人、號壘江、宮中顧問官、文學博士。維新後、宮内省四等出仕となる、東宮侍講となり、貴族院議員に勅選さる。明治二十九年二月二日死、年六十七。學は朱子學を宗し、最も文章に長じ、明治漢文壇の第一人者であつた。

(二) 田中光顯。土佐藩士、少壯脱藩して、長州に走り、高杉晋作の指導をうけた。維新後宮内省に入り、骨硬の臣として、側近に奉仕したが、後辭して又功名科中に立たず。昭和十四年三月二十八日死、年九十七。

(三) ハインリッヒ・ルドルフ・ヘルマン・グナイスト。獨逸の憲法及び行政學者、スタインと併び稱せらる。學究であると共に、實際家でもある。一八五八年、プロシア下院議員となり、つゞいて北獨逸聯邦議會にも出席した。伊藤博文が講義をきいたのは、彼が七十餘歳の老翁の時であつた。(1876)

—1895)

(四) 伊東巳代治。長崎の通辯から身を起す、英佛學を修め、伊藤博文に見出されて、登用され、憲法草案起草委員となる、伯爵。「樞密院の大御所」として、明治末期より昭和初期の政界に於ける一惑星であつた。昭和九年二月十九日死、年七十八。

(五) 青木周藏。長州人、獨逸公使として活躍、「吾に獨逸癖あり」と自稱する程ドイツ品屋であつた。歸朝して外務大臣となり、條約改正に着手したが成功しなかつた。大正三年二月十六日死、年七十一。

(六) 大石正巳。土佐人、大典と號した。明治より大正にわたり、政界を馳騁し、農商務大臣となる。桂内閣の際、大浦兼武に反對し、以來禪にかくれて又出でず、昭和十年七月十一日死、年八十一。

政黨内閣の否定

元來、伊藤の立憲思想は、大久保利通のそれを繼承してゐる。

大久保の意見を總括すると、「君權を定めて民權を限る」といふ一語につきてゐる。いふことは、かうである。——

「民主政治といひ、君主政治といひ、夫々の國々の風俗人情を土臺にしてゐる、民主がいゝか

らと云つて、我國が無條件で、それを眞似ることは出来ぬ、又君主がいゝと云つて、これのみに依存することも出来ぬ。殊に、我國にあつては、壹千年の間、人民は封建政治の壓迫を蒙つてゐる、従つて俄かに、政體の變革をすべきではなく、よくよく考慮して、立憲政治の様式をとゝのへねばならぬが、それには、君權に制限をつけねばならぬが、人民がこれを制限するといふことは我國では許されない。これは君權を定むとすべきである、同じやうに、民權は、野方圖に解放するわけにはゆかぬ、或程度の制限を加ふべきである、かくあつてこそ、吾々が生命をさゝけて來た勤皇運動が、憲法によつて意義づけられるであらう」

伊藤は、大久保のこの精神を體してゐる。彼は、まづ勤皇によつて、薩長のかためてきた政治勢力の破壊を怖れたのである。されば、維新當初の精神とは、些かかけはなれたものとなつて、民意を反映する議會に於て、多數の議員を擁する政黨に、政權をわたすといふ英國流議會主義を否認した。伊藤等閥人の意圖は、政府は、薩長人の實力によつてつくりあけて來た、これを今政黨人にわたすといふが如きは、國家の破綻である、現在の日本の政黨は、眞の政黨にあらずして、徒黨に類してゐる、多數の力をかりて、君權をおびやかさうとする反逆黨であると考へてゐたのである。

彼が、大隈の國會開設意見に反対したのも、大隈の意見書に、

「立憲の政は、政黨の政である。政黨の争は主義の争である、故に、その主義にして、國民過半数が、これを維持するところとなれば、その政黨が政府を組織し、これに反すれば、政府を去るといふのが根本義である」

と、説いてあつた爲である。

かうなると、薩長の勢力は、一夜にして根こそぎくつがへさるゝ懸念があつた。だが、これに對する學問上の裏づけが見出せなかつたところ、一たびドイツ憲法を勉強するに及んで、彼は、迷雾の中から脱出し得たのである。

「獨逸學者の主とするところは、君主國は君權を明かならしむるに在る、この權の完全でないものは、その名は君主國であつても、共和主義を混同するものである、故に、憲法を立てて、國會をひらいても、君權を分離するわけではなく、君主は憲法の上にある」

この説は、伊藤をして、會心の境地に落ちつかしめた。彼のねらひは、初めから、そこにあつたが、これがもし獨斷だとすると、何等學問的基底がぐらつく。幸にして、ドイツ憲法が、その指標となつて、彼の面前にあらはれた。彼が、みづから御奉公の死處を見出したといふのは、こ

こをさす。かやうに、日本憲法の行き方が、はつきりした以上、もはや、大隈恐るゝに足らず、板垣懼るゝに足らず、彼等の支持する英米流憲法、又佛國流憲法の理念を向ふにまはして、十分戦ひ得る確信を得たのである。

彼の説く、政黨論をきくがよい。

「私の見るところでは、日本の政黨は、源平の争か新田足利の争か、それに似たものである。もし彼等が、政黨の力によつて、君主の明鑑を得、内閣を組織した暁、どうするかと申さば、唯彼等が平生唱ふところの所論を實行するに過ぎぬ、而して、これは自己の黨派に屬するもの爲にのみ行はるゝに非ずして、日本國民全體の上に行はるゝのである、政治の妙諦は、どんな事であつても、一國人民の上に、春雨の霑ふが如く、萬遍なく行互るものでなくてはならぬ、もしも一黨派が政權を掌握した際、自黨の爲に利益がある丈で、國民全體には不利益のもので、容赦なく實行さるゝといふことになれば、これはもはや、政體の滅却であつて、政治ではなす」

従つて、天皇は、多數黨の頭首に組閣を申付けらるゝ必要はなく、政黨人でも、政黨外の者でも、御選擇は御自由であるといふのが、彼の主張であつた。

かうなると、政黨の立場がない、加ふるに政府の壓迫は、極度に達し、黨人は、言論結社の自由と、思想の自由とを脅かされて、逼塞状態にあつた。何とか、こゝで切りかへて、新たに直出すことが有利であつた。自由黨は、まづ解散を決意し、十七年十月、大阪における大會に於て、これを宣言した。異論もあつたが、當面の時相に善處して、今後は單爲獨行ですゝまうといふことに決議がまとまつたのである。

この時の板垣の挨拶は、句々風霜の氣を帯びてゐた。

「自分は、近頃東京に於て、乗馬をこゝろみだが、騎走の自由なことは、十餘年前戊辰の役の際と變りはなかつた、強健尙用ふるに足ると信するが、いつ何ういふ事になるかも分らぬ、人は云ふ、死して後已むと、自分は死して後も已まぬ覺悟である、自分が、もし死するとも、その墳墓は草茫茫たる中に埋没せしめよ、寸功なくして徒らに壯大な高碑をたて、死後に石碑くらべをなすが如き、都下の汚れたる風氣をうけしむる勿れ、他日天下有爲の士が、自分の墓前に立つて、白楊蕭疎の秋に感じ、慷慨の志をおこし、發奮の情をうごかし、世道人心を益する所あれば、自分の枯骨も亦御役に立つわけである
會衆、これをきいて、みだ涙をふるつた。家産をうしなひ、肉體を傷つけ、志業未だ成らずし

て故山にかへる老雄の心事、説き來つて一味のさびしさが伴つてゐる。

改進黨も、これに倣つて、副總理河野敏鎌が、解散説を持出した。大隈は、必ずしも賛成しなかつたが、これに引きずられて同意した。黨員も、解散に決意したが、ひとり沼間守一だけが承服しなかつた。三河武士の血をうけてゐる彼は、鼻ツ柱のつよいことでは、人後におちない。彼の直言、彼の操守、彼の意志力は、當時政界切つてのよびものであつた。

彼の言によれば、

「改進黨は、改進黨の改進黨である、大隈、河野、その他の黨員にして、政黨運動に倦きたなら、すゝんで勝手に脱黨するがよい、何ぞ、彼等一身の利害のために、改進黨を犠牲にすべきであらうぞ」

と、ある。

多くの黨員中には、これに同ずるものがあらはれて來た。たとへ、政府が、いかなる壓迫に出ようとも、斷乎として戦はうとした。やむを得ず、大隈、河野は、みづから除名を求めて黨を去つて行つた。

沼間が、某氏に與へた書面には、

「右解散相談會出席者二十名中、七名の外は皆非解黨説に左袒致し申候、乍去多數をもつて決すべき筈にも有之まじく、殊に今日同意したりとて、後年まで永續するや否やはかり難きものに付、小生の決心にては、自分一人にても宜しと覺悟罷在候、乍併日本中多少の男子も可有之につき、落膽するにも及ぶまじく、然し今日の有様にては、平生傍觀者同様の黨員も思ひの外奮發の模様相見え候間、或は却て將來の爲よろしからんかとも相考居申候」と、見えてゐる。

一人になるまで孤壘に踏留らうとするのは、沼間の氣骨が、卓然として超擧してゐたからである。改進黨の解散は、かやうなわけで形式は解散して居らぬが、事實は解散同様であつたのである。

群小政黨に至つては、いづれも、この二大政黨に追隨して、地上から姿を消した。その地均しのすんだあとへ、伊藤は揚々として歸朝した。さうして、第一着手に、明治十八年十二月二十八日、内閣制を布き、太政大臣三條實美を體よくまつりこんで、彼みづから最初の總理大臣を拜命した。過去七百年この方、政治の最高指導者は藤原氏であつた。しかるに、伊藤は、民間の一微臣から身を起し、この傳統ある政治力の核心とたり得たことは、驚くべき出来事であつた。もし、

岩倉が存命であつたなら、伊藤をして、御手盛の自由を許さなかつたに相違ない。

昭和に入つて、近衛文麿が、せりあがつて來た。さうして、中斷されてゐた藤原氏の政治的命脈が、再び活潑なる作用を見せたが、彼も亦西園寺同様に、迫力が乏しかつた。もし、岩倉ほどの政治力を有つてゐたならば、東條英機の專制を抑へ得たであらうが、この確信なくして、聖意を奉行しようとしたことが、國をあやまる基であつた。さうして、つぐなひ得ざる、大いなる過誤を犯してしまつたのである。

七、暗黒政治

流血の九年間

説き來つて、こゝに至れば、伊藤の起草しようとする日本の憲法は、伊藤型憲法。藩閥をもつて、帝座を奉護しようとする勤皇的憲法。プロシヤ的色彩にぬりつぶされた軍國的憲法であることがわかる。さうして、伊藤自身『日本のピスマルク』をもつて任じ、新しき日本をつくり出さ

うとした。

だが、秘密の中に起草されてゐた爲、新しく生れ出づる憲法に對しては、民間人はたゞ臆測をするだけであつた。そののみでなく、明治二十三年の國會開設は、實をいへば、民間人には間のろい感じがした。十四年から二十三年まで、足かけ九年の間、しびれを切らして待つてゐるといふのは、いかにも忍びがたい、用意は已に出来てゐる、何も九年の久しきにわたつて、事を議する要はない、由來官僚の仕事は緩漫に決つてゐるが、それにしても緩漫が過ぎるといふので、不安と焦燥とにかられたまゝで、じつところへてゐたが、それが、いつ迄もつゞく筈はない。爆發の放出口を見出せば、忽ち不平と不満とが、火の手をあげようとした。

言論を抑へられ、行動を封ぜられ、すゝむ事も退くことも出来なかつた民人は、暴力行爲も辭するところでないとなつた。こゝは、伊藤内閣の強壓政策が、自然に生み出した政治的反動である。世間では、この一群をさして『壯士』と云つた。彼等は、政客の如く、説客の如く、處士の如く、書生の如く、志士の熱情をもつてゐた有志である。これらの壯士は、『紳士』をもつて任ずる改進黨員よりも、自由黨員の中に、その多くを見出した。芝高輪の豪壯な後藤象次郎の邸の大玄関には、むさくるしい足駄の齒がこぼれ落ちてゐたのは、これら壯士群が、日夜出入した何

よりの證據であつた。三條實美、伊藤博文、山縣有朋、黒田清隆、何處へでも押かけて行つた。

『御前の前に出らるゝには、せめて袴でもつけて欲しい』

執事から注意をうけて、成る程、袴すらつけて居らなかつた彼等の姿を今更乍ら悔いたなどいふ話もある。壯士の風采は、それ程野蠻だつたのである。

大隈外相に爆弾を投下した來島恒喜(三)が、大事決行に當つて、特に衣裝に意を用ゐ、仕立下しの洋服に、山高帽を頂き、靴をうがち、洋傘を携へ、その頃としては、寸分すきのない堂々たる姿をしてゐたのは、かういふ風態ならば、人以つて怪しまず、よもや玄洋社の壯士とは氣づかぬであらう、官廳の門をくゞつても、警吏に出會つても、まづ安全だらうと見たからである。さうして、事實またその通りであつたのである。

彼等の行動を示唆したのは、當時の中歐の天地をふきまくつた革命の暴風であつた。ヒ首やピストルや爆弾によつて『血の行動』が展けられた時代の動きは、彼等を暴風の中心へ引きずりこんだ。もつとも衝撃を與へたのは、舊ロシアの皇帝アレキサンダー第二世(三)の爆殺であつた。恰もこれ、一八八一年(明治十四年)三月一日、日本においては、國會開設の大詔が降下された年に當る。帝は平和を愛し、仁慈の情にとみ、舊ロシアに文化の光をみちびいたのであるが、虚無

黨員(四)にとつては、帝王も、國家も、政府もない、まして區々たる個人の性情の如きは問ふところではないと云ふのである。刺客グリネフスキーの投じた爆弾は、はじめ車に命中せずして、路傍の一小兒を傷つけた。帝は、おどろいて、車をとめた途端、第二弾が、その生命を奪つた。もし、最初の一弾が、小兒を傷つけた際、そのまゝ車を疾驅せしめたなら、或は無事であつたかもしれない。この事件が、世界の神経をゆりうごかしたのは、兇器として使用したのが爆彈であつたからである。これは、今までの暗殺行爲には見えなかつた事實である。

虚無黨員の地下運動は、壯士たちの逆用するところとなつた。當時流行した宮崎夢柳(五)著作の時事小説『鬼啾々』の如きは、明かに民権擴張のために、虚無黨員の行動を宣布したものと解することが出来る。外務大臣の馬車に近づく方法として、來島恒喜が洋傘の中に爆彈をかくしてゐたといふことは、この小説の中にも出てくる。來島が、これに暗示を得たかどうかは、勿論別問題であるが……。思ふに、この時代に勃發した舊自由黨員の政府顛覆運動は、多少とも、虚無黨員の影響をうけてゐたといふ見方は、當時の世界情勢から推して成り立ちはしないだらうか。

福島事件(六)といひ、高田事件(七)といひ、群馬事件(八)といひ、加波山事件(九)といひ、秩父事件といひ、飯田事件(一〇)といひ、名古屋事件(一一)といひ、静岡事件(一二)といひ、大阪事件(一三)といひ、

いづれも一脈相通じてゐる。尤も、福島事件や高田事件は、官憲みづからが、寢た子を起すやうな行動に出て、罪無きものを罪ありとして、でつちあげたに過ぎないが、他は、いづれも明治二十三年を待ち切れずして、過激手段に出たのである。

「昔おもへばアメリカの、獨立したるも藩旗、こゝらで血の雨ふらさねば、自由の土臺がたまたぬ。

これ、彼等の合言葉であつた。

かうして、次々に起る血の運動は、悉く失敗に歸したが、彼等は、これをもつて斷じて退却したのではない。舉兵主義、暗殺主義に見切りをつけた後續の壯士群は、名を『運動會』にかりて同志を集合した。

これまた一つの反政府を標榜する示威運動であつた。集會條例の鐵鎖につながれてゐた彼等が、苦しき見出しに見出したぬけ路であつた。

〔註〕

(一) 壯士。『史記』頂羽本紀に、頂羽が高祖と鴻門に會し、宴を張つた。高祖の臣樊噲(はんくわい)といふ豪傑が出てくるが、頂羽はこれに對し、『壯士也』といつた。この時の壯士も、そこから出てゐる。

- (二) 來島恒喜。福岡玄洋社員、大隈外相の條約改正に反對し、明治二十二年十月十八日、外務省門前において、外相に爆弾を投げ、自刃して斃る。時に年三十二。
- (三) アレキサンダー二世。初めは進歩主義であつたが、後、憲法制定の計畫をすて、極端な専制主義をとり、虚無黨員を弾壓した爲、つひに彼等のために暗殺された。
- (四) 虚無黨は、一八六〇年から七〇年にかけて、舊ロシアに發達した秘密結社である。自然科学的唯物論と一致せざる一切のもの、即ち國家、財産、道德、結婚、法律、神の存在さへも否定した。政府の高官、皇帝の暗殺は、この思想の實行化である。
- (五) 宮崎夢柳。土佐の人、名富要、故に芙蓉の別號がある。文をよくし、詩をよくす。東京繪入自由新聞、自由燈等に執筆、『鬼咻々』は、明治十八年の作。虚無黨員の傳奇的事實を小説風に記述してある。
- (六) 福島事件。福島自由黨と縣令三島通庸との争闘である。縣會議長河野廣中等は、内亂陰謀罪に問はれ、河野は輕禁獄七年に處せられた。黨員誓約書の中の『自由の公敵たる専制政府を顛覆し、公議政體を建直すべし』といふ一條が問題となつたのである。
- (七) 高田事件。新潟縣高田の自由黨員赤井景昭が、『天誅趣意書』なるものを認め、伊藤博文、井上馨、松方正義等を暗殺しようとしたが、同志の忠告によつて中止した。だが、明治十六年三月、罪に問はれ、重禁獄九年に處せられた。
- (八) 群馬事件。群馬縣自由黨員の舉兵運動、明治十七年五月、妙義山麓に參集した一團が、北甘樂方面に暴動を起し、高崎兵營を襲はんとしたが成らず、主謀者湯淺理兵、日比遜、兩名は有期徒刑十三年、井上桃之助は輕懲役七年に處せられた。

- (九) 加波山事件。河野廣中の甥河野廣體等、福島自由黨員の一團は、茨城縣人富松正安を頭首とし、三島通庸をはじめ、時の顯官を刺し、専制政府を倒さんとして、明治十七年九月二十一日、義旗を加波山にあぐ。只それ丈の事件である。富松は死刑、河野は未成年者の爲、無期徒刑に處せられた。
- (一〇) 飯田事件。明治十七年、愛知縣自由黨員村松愛造等の計畫した舉兵運動である。名古屋鐘臺を襲ひ、監獄を破り、兵士並に囚人をひきゐ、信州飯田の天險によること、事件の筋書であつた。村松は輕禁獄十年の刑に處せられた。
- (一一) 名古屋事件。名古屋自由黨員の舉兵運動、紙幣を贋造し、富豪を襲撃し、強盜稼ぎまでしたが失敗に歸した。主謀者大島渚、鈴木松五郎、富田勘兵衛等は死刑。
- (一二) 静岡事件。岳南自由黨員と、遠陽自由黨員とが提携して兵をあげようとしたが意に任せず、暗殺主義に轉じ、明治十九年六月、實行に着手しようとして事現はる。主謀鈴木音高、中野次郎三郎は有期徒刑十五年の刑に處せられた。
- (一三) 大阪事件。明治十八年、朝鮮事大黨を斃し、親日内閣を作らしめ、これを機として國內改革運動に着手しようとした。明治十八年十二月二十三日、事現はれて各地の同志一齊に逮捕され、大阪に送られた。總勢八十七人、主謀大井憲太郎、小林樟雄、磯山清兵衛等は輕禁獄六年に處せられた。

流行性歐化熱

伊藤が、一たび獨逸的憲法を制定することになつて以來、日本の學術、工藝、軍事、警察、教

育、萬般にわたつて、ドイツ文化が流入した。文部大臣森有禮の如きは、親米家として聞え、萬事米國ごのみであつたが、彼でさへも、文教の上にドイツ流をとり入れた。即ち、學國皆兵主義を基底として、高等及び尋常師範學校に兵式體操を行はしめ、順次、中學校、小學校にもこれを及ぼさしめ、軍國プロシヤの形をそのまま日本にも植ゑつけようとしたのである。

大學豫備門、今の高等學校入學試験科目に體操科の課せられたのも、この頃のことであつた。受験生は、容子が分らぬので、辨當持ちで、日比谷に出かけ、陸軍訓練場の柵外に立つて、兵隊の體操を見學した。「オ一、二、オ一、二」と手をふり足をあけてゐる兵隊を見做つて、ほと體操なるものの要領を會得したが、いざ試験場にのぞむと、試験官があらはれ、號令をかけた。受験生には、はつきり吞込めなかつた。殊に、身長の高いものは、トップに立つてゐたので、傍見をすることが出来ない、已むを得ず、日比谷の柵外で稽古した其のまゝの仕種で、「オ一、二、オ一、二」とやつてのけたが、もとより自信のありよう筈はなかつた。先頭の彼は、體操をつゞけながら、そつと傍見すると、驚いたことには、受験生一人のこらず、彼の仕種と同じであつた。彼よりも、一層おどろいたのは試験官であつた。この男は、十年戦争に参加した古つはものであつたが、歐化政策實施當時は、朝令暮改、今日のこと、明日になると、もう通じない、變化が、

急テンポに行はれたので、いつか、自分のしらぬ間に、この體操も、かういふ風に變つたものだらうと早合點して、全受験生が無事にパスした。

先頭の彼とは、わたくしの師事した内海月杖先生であつた。先生は、よく教壇の上で、この話をして、みなを笑はせた。だが、所謂歐化政策實施の世相を如實にものがたるものとして、只笑つてすまされない何物かあると思ふ。

かやうに、ドイツの日本支持は、外交方面にもはたらきかけ、長い間明治政府の痛となつてゐた條約改正に對しても背後からこれを援助する用意があるとほのめかされた。外相井上馨は、得たりとばかり、省内に『條約改正協議會』をひらき、列國使臣をあつめた。これと共に、その御機嫌取りといふ意圖もあつて、歐化政策を更に擴充した。その頃、日本に在留してゐた親日畫家佛人ビゴオ()は、伊藤や、山縣や、大山や、黒田が、歐化熱にかされてゐる諷刺畫をかいた。この熱病は、主として、貴族層から發源して、庶民層に及んでゐたが、ビゴオは、そこに着眼したのである。吾々は、當時の官人の寫眞を見て、氣づくことであるが、洋服のきつけから、ハンカチーフの持ち方、ネクタイの結び方、手袋のつかひ方、一々あちら風の禮式にびたりとはまつてゐて、却て洋服が、日本化した今日の方が、顔負けする位である。

鹿鳴館(三)に於ては、さかんな舞踏會が行はれて、長夜の宴樂がつゞいた。ある夜のことであつた。大倉喜八郎(三)が、ダンス場を見下すと、軍服をきた相撲取のやうな大男が、羽織袴の瘦男と、手をとつて、足拍子もおぼつかたげに舞踏して居つた。ダンス場は、周圍が一段高くなつてゐて、そこから見下すことの出来るやうな構造になつてゐた。大倉は「誰だらう」と、よく／＼風態をのぞきこむと、大男はジャンコ面の陸軍大臣大山巖、瘦男は東京府知事松田道之(四)であつた。陸軍大臣から知事にいたるまで、ダンスをやらねば條約改正の交渉が滑かに進まなかつたといふのは、悲惨なるユーモアであつた。

『洋装することが御國のためになるならば、みなその通りにせよ』と、照憲皇太后の思召で、女官も亦、洋装となつた。

男女交際、男女同權、みなその頃の産物、ローマ字會を起して、漢字排斥運動に着手したのも、其の頃の現象、『人種改造論』が發表され、人間と牛馬を一しよくたにしたやうな奇説が流行したのもその頃の流行であつた。

一方、外務省に於ける條約改正の下相談は、ほゞ列國との間に諒解が成立つたが、改正案の難點は、『日本はすべての法律を制定するに當つて、これを列國に通告する』といふことと、『民

刑裁判事件の法廷には、裁判官として外國人を參加せしむる』事とであつた。御雇法律顧問佛國人ボアソナード(五)の如きは、『こは立法權並に司法權の侵害なり』として、反對意見を具申した。偶々、農商務大臣谷干城は、明治二十年六月、歐洲視察から歸朝するや否や、政府の歐化政策に反對し、政府の弊をあげて、彈劾的建白を内閣に提出した。この寫しは、『谷の一聲』と題し、傳寫によつて、民間に流布したが、本論は七項にわたり、『情實の弊、内閣の弊、輕佻の弊、外交の弊、行政の弊、儉勤、立憲政體』の目をあげて、これに總論を附してゐる。その昔、四國會議を起して、薩長の勢力を掃蕩しようとした硬骨男兒である。これくらゐの放れわざをやつて、伊藤内閣を内からくつがへさうとする策謀は、夙に考へてゐたことであらう。彼は、忽ち依頼免官となつたが、壯士群中に在つては、見逃すことの出来ぬ事態であつた。彼等は、直に、『谷君名譽表彰運動會』を九段靖國神社境内に催した。集まるもの三百餘名、大旗小旗をかゝけて、市ヶ谷の谷邸へ押出した。示威運動の壯士たちは、邸内の芝生に於て、谷と會見した。『諸君の國家に對する熱意は十分みとめるが、我國にあつては、民人、未だこの種の會合を理解せざるが故に、諸君が、此の如き賑やかな會をあまり度々催さざる方然るべしと存するのである』激勵か、訓戒か、はつきりせぬやうな挨拶をうけた。

ポアソナードに對しても、同じ目的のもとに、名譽表彰示威運動會が開かれようとしたが、ポアソナードが謝絶したので中止された。

ひきつゞいて、板垣退助の上書、勝安房の建白、鳥尾小彌太の反駁——、世間が、うるさくなつたので、伊藤も、井上一任の外交に對し、多少の不安を覺えた。谷や鳥尾のやうな保守的意見に對しては、これを蔑視し去ることも出来ようが、ポアソナードの如き、世界主義的立法精神によつて、明治の立法事業に貢獻した外人が、眞向から改正條約は不平等條約なりとして反對したことは、やゝ意外としたらしい。よつて、一應、改正條約の内容を點檢して見ると、井上案に遺憾な個所があつた。伊藤は、伊東巳代治を相手に、これを逐條審議し、附箋をつけて閣議にのぞんだが、さすがに彼みづから井上に反對も出来かねたと見え、伊東に代辯させた。伊東は、もと伊藤の乾兒で、井上の乾兒ではない、のみならず、反對するとなつたら、極力反對するといふ惡どさがあつて、かういふ時には打てつけの役者であつた。たとへ、親分同志は兄弟同様であらうとも、こつちは井上の顔を立てる義理合は毛頭ない。そこで手ひどくやりつけた爲、井上の面子は丸つぶれとなつて、この問題は無期中止の運命となつた。閣議の様子が、外部につたはつて、はじめ、改正案の内容をしつた民人は、果然、蜂の巢をついたやうな騒ぎとなつて、政府の

軟弱外交を排撃したのである。

この對外問題と對蹠して、對内問題の重點は、地租軽減であつた。明治十年の大隈財政の破綻は、底しれぬ泥沼の中に、日本の財界を引きずりこみ、海外に對する信用はがた落となり、貿易も亦不振の状態となつた。困窮人は、日に日にふへる一方、民人の生活は、窮迫のどん底に陥つて、税の過重に耐へ得られなくなつたのである。事實は、何物にもまさる雄辯である。明治十年中、税金未納のために、公賣處分をうけたものは十三萬、同じく十六年から十七年に至つては、年々平均十萬に上つた。一戸四人當と見て、年々四十萬の民人は、生處を得ずして、四方に漂泊した。餓死者も亦、年々増加し、明治二十年の政府の調査によれば、一粒の米だに口にすることが出来ないで、壹千三百人が路傍に斃れた。この外、榮養失調、食糧缺乏のため、病者となり、生死の線を彷徨するものに至つては、莫大の數に上つてゐた。祖先から傳つた田畑を人手にわたさうとしても、買手がなく、さればといつて、これを保ちこたへてゆくには、重税を拂はねばならない。

『誰でもいい、わしの田地を貰つてくれぬか』と、金をそへ、それで尙足らず、酒をそへて、無償でやつとゆづることが出来たなどといふ笑へない喜劇が行はれたのである。

無盡や頼母子講は、片つばしからつづれて、農民は、全くとりつくしまがなかつた。愴然として、野に生色なしと云ふのは、かういふ状態であつたらう。明治十七年に、秩父の山奥に起つた民衆運動は、その不平の爆發した代表的なものであらう。

この地方は、もと山間の僻地なので、農耕に適しなかつた。蠶をかひ、坐繰機械で、生糸をつむぐのが、大方の生業であつた。そのため、薪炭の材料となる山林は伐採して、のこらず桑苗をうゑつけて、たゞ一意、養蠶にのみすがりついてゐた。しかるに、米價の下落に引きつゞき、横濱における生糸相場が暴落した爲、彼等の生活も、そのあふりをうけて、極度に壓迫され、日歩貸しの金で、やつと露命をつないでゐた。だが、到底日錢で金をかへすことが出来ない、よつて金貸に對しては、年賦償却の取りなし方を當局に談じたが、相手にされなかつた。地租の輕減、學校の休業、徴兵の反對、多少なりとも、生活の安定を脅かす事どもは、免除方を請願に及んだが、これ又默殺さるゝ丈であつた。生死の境目に立つた困窮人は、結局、封建時代に秩父十ヶ村總名主をつとめた田代榮助(き)にすがりつき、百姓一揆を起すところまで進んだ。この民衆運動は、秩父から群馬、長野に波及し、警察力をもつてしては、鎮壓の術なく、憲兵、鎮臺兵がくり出し、新銃器の威力によつて、やつと暴動を退散せしむることが出来た。

事のこゝに至つたのは、もとより當時の官吏にも一半の罪がある。殊に、山間地方なので、官尊民卑の弊風は、封建時代そのままに傳つてゐた爲、百姓の請願などは、頭からうけつけようとしなかつた。明治維新の方針は、たとへいかやう下賤のものとも雖も、一應は、その云ふところに耳を傾けて、その所懐をつくさせよと云ふにあつたが、明治も中頃になると、そは一片の法文として残つてゐる丈で、實行はされなかつた。まして、下級の俗吏に至つては、威權を挾んで、民人に臨んだので、その反動が事件を惹起したとも云へるであらう。果して、農民は、官吏と見れば、高利貸同様に仇敵視し、殺さずんばやまずといふ勢を示したので、秩父一帯の吏人は、いづれも髯をそり落して逃亡した。おかげで、『けがなかつた』などと、洒落にもならぬ場面が展開されたのである。

讀者は、わたくしが、秩父事件に對して、行數を費し過ぎたと思ふかもしれない。しかし、歐化政策の行はれた華やかな世相を本體とすれば、この事件は、これと切りはなすことの出来ない影である。貴族層にあつては、十八萬圓の巨費を投じて、鹿鳴館を建設し、夜更けてまで、宴樂にふけつてゐても、農民層にあつては、餓死線を彷徨してゐた、かくの如き社會的不均衡のすがたが、政治運動の眼目になるのは當然であつた。

さきに、自由黨壯士が、舊ロシアの虚無黨員に擬して、或は暗殺行爲に出で、或は擧兵運動に出で、一死をもつて閥族に當つたのは、悲歌慷慨のいたすところとはいへ、彼等と民衆との間には、何の結びつきもなかつた。したがつて、眞の民衆の發意にもとづく運動とは云へなかつた。秩父事件は、かくの如き壯士群の意圖から出發したのではなく、山間の農民が、慘苦と缺乏とのたうちまはつて、その結果、政治の力によつて何うにかならぬものかといふ眞實の要求から生起してゐる。壯士群の参加はあつたが、大勢を支配するところまでは行つては居らぬ。そこに着目すべきであらう。

板垣退助の上奏文には、

「維新と今日と、その時を別にするも、その歸するところに至りては一なり、且かくの如く物情恟然の秋に當りては、用ふべきの才能なく、擁すべきの徳量なきものも、その志を逞しうして、勝廣の叛亂をとぐることを得せしむるものなり、もし所在相嘯集して、掲竿して起らば、有司は、それ何をもつて之に處せんとするか、或は曰はん、二萬の警吏もこの時あるが爲のみ、六萬の兵卒も亦この時を待つがためのみ、かの賤民等みだりに潢池の中に兵を弄するが如きは、赤手にしてこれをとらへんとするに餘あるべしと。それ精銳の兵、訓練の軍

をもつて、竹槍木根、烏合の衆にのぞむ、その之を破る、石を以つて卵に投ずるに異らざるものあるべし、然るにこれを破る一日にして、凱旋歸營の後、靜思してこれを審察すれば、兄は弟を殺し、子は父を傷け、その敵となして共に戦ふところのものは、一家同胞にして、そのうくる所の勳章章牌は、父を傷け兄を殺したるの報酬なりといふに至れば、愾然として而して悲み、釋然として而して悟り、翻然として而して悔ゆることあるに至るべし」と、いつてゐる。

秩父事件鎮壓のため派遣された高崎鎮臺には、秩父方面や長野方面の子弟が入營してゐた。彼等は上官の命とはいへ、郷黨に向つて發砲し、これを殺戮したのである。かゝる悲劇が、政治の脅威から發生し、閥人の専制から誘起されてゐる一點に徹底したなら、日本のデモクラシーは、進一進し展一展したであらうに。

對外的には、條約改正。

對内的には、地租軽減。

これを解決しようとするれば、何としても言論集會の自由を奪回して、民論を喚起することが急務であつた。藩閥攻勢の題目を失つて、やゝ手持無沙汰であつた壯士群が、忽ちこれを『三大事

件」としてとりあげ、全国的勢力を東京に集中し、鼓をならして政府に肉迫した。舉兵運動に失敗し、暗殺計畫に挫折した彼等の餘力は、建白運動に轉化された。さうして、執拗につゞけられ、宮内省、元老院、内務省、首相官邸など、何處へでも出かけて行つた。

『御用繁多で會見出來ぬ』

勿付けられると、御用のすむまで、二日でも三日でも、玄關にこびりついてゐた。しまひには、根氣負けがして、會見することになると、今度は、とことんまで喰下つて、言質をとらへようとする流儀は、今日の集團運動の指導者たちと、少しもかはらなかつた。壯士群は、宮内大臣を通じ、天皇に上書しようとした。その頃としては、行き過ぎの行爲として、閥族の眼を聳たしめたのである。警視總監三島通庸は、『わしの嫌ひなものは、火付、強盜、自由黨』と放言し、自由黨を壓迫した閥人である。しかるに、その自由黨くづれが、彼の管下の東京に於て、得手勝手の振舞をして居るので、警察令をもつて運動會を禁止した。壯士群は、運動會まかりならぬとあつて、懇親會に轉身した。ところが、席上のテーブル・スピーチは、まかりならぬとあつて、慙々、どんづまりへ追込まれた。結局、警吏との鬭争がくりかへされ、牢獄へおくられた同志も少くなかつた。力と力との對立となつて、形勢は、悪化する一方であつた。壯士群は、集團の力をもつて、

政府に當り、政府は、これを鎮壓するに當つて、閥族の力をもつてした。力づくで迫れば、力づくで抑へ、力づくで立上れば、力づくで倒す、『暴力』が主となつた爲、明治初年來苦心して育てて來た『デモクラシー』の芽は、完全に摘みとられ、却て『モボクラシー』の生長となつたのである。

〔註〕

- (一) ビゴ。佛人、日本の風俗を描寫して、刊行した著作、頗る多し。就中、花柳風俗を描くに妙を得、發賣を禁止せられたものもある。晩年、巴里郊外アトリエに於て死す。家は日本趣味をとり入れてあつたと云ふ。
- (二) 鹿鳴館。中江櫻洲の命名、詩經小雅開卷第一の詩、『呦々鹿鳴』より出づ。
- (三) 大倉喜八郎。越後の人、維新の際、銃砲店をひらいてゐたのが第一歩、以來政府の御用商人として、一財閥を形成した。男爵。昭和三年四月二十二日死、年九十二。
- (四) 松田道之。鳥取藩士、維新後、滋賀縣令となる。大久保利通に知られて、内務大丞に拔擢せられ、以來中央政府にあつて活躍した。官場有数の雄辯家として、地方官會議の名物となる。明治十五年七月六日、東京府知事在職中、病をもつて歿した。年四十四。
- (五) ホアンナード。佛國巴里の産、巴里大學を卒へ、一八五二年法學博士となる、至純至正、理想家肌の學者、明治六年日本に來り、同じく二十八年迄、自然法原理によりて、我國初期の立法に貢獻した。(1825—1910)

(六) 田代榮助。埼玉縣秩父郡大宮郷の生、明治十八年二月十九日、浦和重罪裁判所において死刑の宣告をうく。死する時、年五十。宣告書の冒頭に「被告は従来よく人の葛藤を裁し、窮難を恤れみ、俠客をもつて名を郷黨に知らる」と、賞揚的辭句がかゞげられてゐる。蓋、これ彼の全貌である。明治中葉の法官の中には、これくらゐ融通の利く人物が居つた。田代は、この好意的宣告文に満足の意味を表して、絞首臺に上つたらうと思ふ。

風雲兒の出現

時勢のうごきが、急激な變轉を見せようとして、政府も民人も、立ちすくみの睨み合をつゞけてゐた際、突如として出現したのは、後藤象次郎であつた。

彼は、十年の役に、一役買つて出たが、失敗に歸して後は、炭鑛事業に着手し、又功名を趁はなかつた。だが、この子元來、炭掘りをもつて満足出来る性分でない、大仕掛けにやるはやつたが、事業は思ふやうに運ばなかつた。さうして、借財を背負つて、苦境の底にうごめいてゐたが、これを見かねて、福澤諭吉が、助け舟を出した。

「わしが、彌太郎に談じて見よう」

と、岩崎彌太郎(一)へ持込み、後藤の財政整理を依頼した。この時、彌太郎は、ボロリと涙を零した。といふのは、岩崎にとつて、後藤は、同郷の先輩である、維新前は、その庇護をうけてゐた、加ふるに、弟の彌之助(二)は、後藤の婿である。後藤を支持したい氣持はあつても、一方、彼自身は、政府の援助をうけてゐた爲、當路者の意嚮をはかりかね、遠慮してゐたのである。しかるに、福澤からねんごろに話し込まれて、その情義のこまやかさにほだされたのであらう——。ともあれ、福澤は、仲に入つて、この大物を救ひあげた時は、「海底から八十ポンドの巨砲をひきあげたやうな氣持がした」と述懐してゐた。

後藤は、債務を清算して、自由な立場となり、天下取りの運動にのり出した。見わたせば、自由黨も、改進黨も、その他の小黨も、四分五裂し、板垣や大隈は、大事をとつて容易に動き出さうとしなかつた。だが、後藤は、敢然として、この難局の頂點に立つた。「わが舌をもつて劍にかへ、わが肉をもつて砲にかゆる時が來た、今ぞ、乃公の出づべき時だ」とあつて、分散した群星を一所に集め、横さまに閩人の壘をうかゞつた。彼は、この目的をもつて、一大獅子吼をこゝろみようとしたが、その頃の東京には、多衆を入場せしむる演説會場がなかつた。致し方なく、政界の有志を芝三縁亭に招待し、晩餐會を催したのである。

時に、明治二十年十月三日夜である。席上、主人役として、彼の陳べた挨拶は、平生放膽の男が、その構想をねるのに、相當の時日を費したといふことである。その爲か、意をまとめ、句をねり、擒縦よろしきを得たテーブル・スピーチであつた。

「諸君よ、今日、吾々の眼は掩はれ、吾々の耳はふさがれ、吾々の舌も縛られてあるとはいへ、諸君と吾々は、この恐るべき、悲しむべき、このあさましき現在の事實を全く放任したならば、わが日本帝國の運命は、この末如何になりゆきませうか。諸君、もしこの一念のこゝに及ばれたならば、この祝盃の酒は、決して諸君を二十三年まで麻痺し得まいと信じます」と、悲叫をあげた。

拍手は、瀑布の落下するやうな勢で、彼の一身に浴せかけられた。實をいへば、何千何萬といふ聴衆を入れることの出来る大會堂に於て、彼は、市民を向うにまはし、この雄辯をふるひたかつたのであらうが、今、席上の雰圍氣が、彼の思ふ壺にはまつて來たらしいので、やゝ得意となつた。さうして、その辯舌に、劍氣と、霸氣と、争氣とが漂つてくる頃になると、招待された有志も、一膝のり出して、後藤を支持しようといふ感情がうごいて來たのである。

『大同團結』は、かくして、この一場のスピーチの中から呱呱の聲をあげた。

大西郷の骨は、已に城山の土に歸して十年、彼ほどの統制力と吸引力と徳化力とを有する人物は、あとを絶つたと云つてもよい。だが、こゝに生き残つてゐる後藤象次郎の一舉手一投足は、決して輕々に附すべからざるものとして、長人は、彼の行動に對し、特に入念に監視してゐた。薩人は、後藤に對しては、三菱の背後關係も手傳つて、長人のやうに毛嫌ひはして居なかつた。後藤を中心にして、全國から集つて來た壯士の運動は、日一日と活潑となつた。

十二月二日には、後藤みづから宮内省に出頭し、宮相土方久元(三)を通じ、政府彈劾の一書を閣下に奉呈した。こゝまで、のりあけて來ては、政府も、最後の一線を突破された形となり、この對策を講ずることとなつた。一八七八年(明治十一年)五月十一日、ドイツのウイルヘルム老皇帝が、暴漢に狙撃せられ、三週間の後、又傷害をうけた。刺客カール・ノビリングのポケットには、社會黨首領ベーベル(四)の寫眞があつた。よつて、鐵血宰相ビスマルク(五)は、皇帝暗殺の行爲は、社會黨の示唆するところであると云ふ名目のもとに、社會黨鎮壓法を發布したのである。暗殺行爲は、無政府主義者の信條であつて、平和主義をとらへ、戦争に反對する社會主義者の信條ではない。だが、ビスマルクは、この區別を無視して、皇帝暗殺行爲を一つの手段として利用した。伊藤内閣は、この聲に倣ひ、かねて又、ロシアが虚無黨員に對する激烈なる彈壓を加へた行

蹟をも考慮し、二十年十二月二十六日、保安條例を發布し、即日これを実施したのである。

二十六日夜から二十八日に至るまで、退去を命ぜられた壯士群は、總計五百七十人の多きに達した。寄寓者は二十四時間内、住居者は三十一日限、東京市外三里の地點へ退去せねばならなかつた。主として、土佐人が多く、土佐人といへば、政治運動に加はつたものは云ふ迄もなく、全く無關係のものも、リストに上つてゐた爲、のこらず退去を命ぜられた。いかに理由はあつても、辯解は、初めから許されなかつた。それがため、丁度十二月二十六日の二三日前、勉學のため入京した十四歳の少年までが、高知縣人の故をもつて追放を命ぜられた。

當時の追放者で、今生き残つてゐるのは、尾崎鸚堂一人ぐらゐるものであらう。彼は、神田小川町警察署に招致されて、

『東京三里以外とは、直径か、それとも路程か』

と、反問した。いかにも、鸚堂らしい質問である。

『説明の限でない』

といふ驚くべき答辯を得て、彼は、そのまゝ退出し、遙かに國外に立去つた。

優游只應伴烟霞。 孤客三年不憶家。

萬里江山何處好。 春風去看佛京花。

青年尾崎の祖國を去る時の詩である。これで見ると、巴里に遊び、急進的自由民権主義に觸着しようとした意圖のやうに見えるが、事實は、英國に遊び、英國の議會中心主義と、英國の紳士氣質とを體得して、日本へかへつて來た。

局面は今や、一轉して、鸚堂は、新生日本における『議會の長老』となつてゐる。さうして、同じく當時追放者となつた竹内銅の近親や、林有造の後裔が、内閣總理大臣となり、書記官長となり、時代の指導者となつてゐる。六十年の間、歴史の底邊にひそんでゐた力が、幾變轉の後、生色を帯びて浮び上つて來たのである。

伊藤は、形勢が難しくなつたと見て、内閣を薩州の黒田清隆にゆづり、彼自身は憲法草案完成に専念した。機を見るに敏なるは、彼の得意とするところである。黒田は、伊藤のやうな才人でもなく、板垣のやうな理想家でもなく、大隈のやうな財政家でもなく、又後藤のやうな機會主義者でもない。ところが、伊藤から組閣のパトンをうけると、意外にも、右に大隈重信、左に後藤象次郎を拉し來り、長州に向つて、敵勢を示した。さきに、大隈を追放するために成立した薩長同盟も、完全に破られたのみでなく、大同團結のもとに、閥族排撃を主張してゐた後藤を入閣

せしむるに至つては、長人に對するいやがらせが愈々露骨となつた。黒田の腹は、伊藤が、前内閣において、長州人本位にのさばりかへつたのが如何にも見苦しい、こゝらで一泡ふかせておかうとしたのかもしれない。

たゞ、後藤に對しては、彼に集つた人氣が強大であつただけに、その反動も亦はけしかつた。彼は、大同團結を踏臺にして、政權慾をみたした裏切者であるといふので、民間人の攻撃は、猛炎のやうに、彼の周圍をとりまいた。「英雄人を欺く」は、古來の通則である、後藤は、土佐派との默契もあつて、次の機會をねらふために、彼には彼としての術策があつたに違ひない。さうして又、攻撃の矢面に立つて、満身蝟の如く傷を蒙つてゐながらも、洒然として、一世を睥睨してゐたところも、後藤でないといふ出来ぬ藝當であつた。

〔註〕

(一) 岩崎彌太郎。土佐人、「海上王」の名がある。後藤象次郎に用ゐられ、後年活躍の契機をとらへ、政府の保護を得て、海運獨占を確立し、一代にして巨萬の富をなした。明治十八年二月六日死、年五十二。

(二) 岩崎彌之助。彌太郎の實弟、兄の歿後、三菱會社社長となり、海運、鑛山、炭鑛、造船、銀行各種の事業を經營し、大三菱をつくりあげた。二十九年社長の椅子を兄の子久彌にゆづり、日本銀行總裁となる。同年男爵を授けらる。明治四十一年三月二十五日死、年五十八。後藤象次郎の長女早苗、

其の配たり、次女小苗は大江卓の配たり、密接の姻戚である。

(三) 土方久元。土佐藩士、三條實美等、長州に亡命中、これと進退を共にした。明治後は、君側に奉仕し、宮内大臣となる。伯爵、大正七年十一月四日死、年八十六。

(四) オーグスト・ベーベル。ドイツ社會主義労働黨の首領、ビスマルクの鎮壓令が出て後、社會民主黨と改名し、ドイツ社會主義者の中心となる、一八八八年、ロンドンに、はじめて、マルクス、エンゲルスをたづね、一九一三年、病をつとめて、スイスに赴き、佛獨社會主義者の反戰會議に列席し、同年八月十三日死。(1840—1913)

(五) ビスマルク。舊ドイツ帝國第一代の宰相。一八七一年一月、プロシア王ウイルヘルム一世を皇帝に頂き、ドイツ二十五聯邦より帝國を建設した。一八九〇年帝の孫ウイルヘルム二世即位と共に、新帝と意見合はず、職を辭し、隱退して、老を養ふ。鐵血をもつて國策としたる爲、『鐵血宰相』の別名がある。(1815—1897)

八、五誓より普選へ

最初の政黨内閣

「いつしかと、數ふる中に、二十あまり

三とせのけふも、うらゝかに

五誓より普選へ